

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

前期計画である米子市地域“つながる”福祉プラン（第1次米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画、以下「第1次計画」といいます。）策定時には、少子高齢化の進行、本格的な人口減少社会の到来、ライフスタイルの多様化、個人主義的傾向の強まりなどといった社会情勢の変化により、地域福祉活動の担い手不足や住民同士の支え合い機能の弱まりなどの課題に対応した地域づくりを進める必要がありました。

それを達成するためには、福祉制度の「縦割り¹」の構造や「支え手」と「受け手」、「官」と「民」という関係性を越えて、一人ひとりの市民、住民組織、福祉関連団体、企業等の地域に関わる様々な主体と連携・協働することが必要不可欠でした。

そこで、これまで別々に策定してきた米子市の「地域福祉計画」と米子市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。）の「地域福祉活動計画」を、互いに連携を図る目的で両計画を統合した一体的な計画として、「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を共同で策定したことが、第1次計画の大きな特徴でした。

第1次計画期間中（令和2年4月～令和7年3月）には、**様々な**社会情勢の変化に新型コロナウイルス感染症の世界的流行も重なり、地域が抱える課題がより深刻なものとなっていました。住民が集まる活動が制限され、地域の中で孤立して支援が行き届かない世帯の発見がより困難になったなど、対応が遅れることで取り返しのつかない事態となってしまう問題、様々な要因が絡み合って問題が複雑化し、既存の福祉制度だけでは解決が難しい問題などへの対応がより重要となりました。

このような状況の中、地域共生社会の実現を図るための包括的な支援体制の整備に関する方策が組込まれた、改正社会福祉法が施行されました。米子市ではこの体制の整備の拠点として、また複雑化・複合化した課題に対応する福祉のよろず相談窓口として令和4年4月に総合相談支援センター「えしこに」²を開設し、様々な福祉課題を抱えた方に支援を届ける体制を整えることができました。しかし、まだ十分に支援が行き届いている状況とは言えず、支援体制の充実も第1次計画を通して見た大きな課題の一つです。

また、複雑化・複合化する福祉課題の背景には、相談先がない、世帯の中で抱え込んでしまうといった、「地域における孤独化・孤立化」が潜んでいることが、米子市での問題だけでなく、全国的な問題として顕在化してきました。国においては、この問題を解決するために、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」をめざして、令和6年4月1日に孤独・孤立対策推進法が施行されました。

このように、第1次計画期間において、社会情勢の大きな変化、そして、その変化に対

¹ 縦割り：制度や分野ごとに組織の管轄が分かれ、上下（縦）の関係を中心に組織が運営されることにより、多分野との連携が図られないこと。

² 総合相談支援センター「えしこに」：重層的支援体制の拠点として、令和4年に開設された福祉の総合相談窓口。制度の狭間支援、ひきこもりの相談支援、成年後見制度の中核機関等の機能を持つ。愛称の「えしこに」とは「いい具合に」という米子の方言。

応するための法律の施行がありました。第2次計画においては、これらの変化に対応し、地域福祉を更に進めるため改訂を実施します。

2 地域福祉の推進に向けて

地域福祉とは

地域福祉とは、すべての住民が住み慣れた地域の中で、人権が尊重され、安心して暮らすことができるよう、制度やサービスの充実とともに、地域の住民同士で支え合う社会をつくっていくことです。

地域共生社会の実現

地域福祉を推進するにあたり、今まで高齢者に限定されていた「地域包括ケアシステム³」をより深化させ、高齢者だけでなく、障がい者や子どもなどすべての人が役割を持ち、地域の中でいきいきと活躍できる「地域共生社会」の実現を視野に入れた取組を進めいくことが重要です。

【地域共生社会】

「子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。」

※ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）より

3 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条に基づき設置された「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であり、営利を目的としない民間組織です。

市社協は、地域住民のほか、民生委員・児童委員⁴、ボランティア、社会福祉法人、福祉施設等の福祉関連事業者、保健、医療、教育など関係機関の参加や協力のもと、すべての人が住み慣れた地域で安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざして、生活上の困難を抱えている人に対する福祉サービスの提供や相談援助、資金の貸付などの個別支援を行うとともに、地域の支え合い活動の支援に取り組んでいます。

³ 地域包括ケアシステム：団塊世代（昭和22年から24年生まれの人口ボリューム層）が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

⁴ 民生委員・児童委員：民生委員法及び児童福祉法で定められ、厚生労働大臣に委嘱されたもの。すべての民生委員は児童委員を兼ねる。一定の担当地区を受け持ち、地域や関係する機関との連携をとりながら、高齢者の介護、子育て、健康・医療などに関する相談に応じ、必要な援助を行う。

4 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」について

(1) 地域福祉計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条及び第108条に基づき策定される行政計画で、「市町村地域福祉計画」と「都道府県地域福祉支援計画」があります。

「市町村地域福祉計画」(以下「地域福祉計画」といいます。)は、地域福祉推進の主体である地域住民や住民組織、関係団体等の参加を得て、地域の生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となるサービスの内容や量、体制等を検討し、計画的に整備していくことを目的として策定するものです。

平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務とされ、さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、福祉分野の「上位計画」として位置付けられました。

米子市では、平成18年度に第1期計画を策定後、平成21年度に第2期、平成24年度に第3期、平成28年度に第4期計画を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

(2) 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、市町村社会福祉協議会が中心となり、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互に協力し、地域福祉の推進を図ることを目的として策定する民間の活動・行動計画です。行政計画である「地域福祉計画」と理念や内容の一部を共有するなど、相互に連携を図りながら策定されます。

市社協では、平成8年度に第1次計画を策定後、平成13年度に第2次、平成18年度に第3次、平成23年度に第4次、平成28年度に第5次計画を策定し、住民、民間団体、市社協の協働による地域福祉実践に取り組んできました。

(3) 一体的な計画策定について

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の両計画は、それぞれがバランスを取りながら連携し、地域福祉を推進する上でどちらも欠かすことができない、いわば車の両輪のような関係といえます。

計画の理念や目的を共有し、施策や活動のより効率的・効果的な実施をめざして、米子市と市社協が協力して、令和2年度に第1次計画として『米子市地域“つながる”福祉プラン』を一体的に策定しました。第2次計画となる本計画も一体的に策定を行います。

5 主な国の動き

(1) 近年の地域福祉に関する主な国の動向

平成 27 年 9 月	<p>「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の公表</p> <p>厚生労働省は、多様化・複雑化した地域課題に対応するため、4つの改革の方向性を示しました。</p> <ul style="list-style-type: none">①包括的な相談体制システム②高齢・障害・児童等への総合的な支援の提供③効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上④総合的な人材の育成・確保
平成 28 年 6 月	<p>「地域共生社会」の実現を提唱</p> <p>閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されました。</p>
平成 28 年 7 月	<p>「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置</p> <p>「地域共生社会」の実現に向けた具体策の検討が開始されました。</p>
平成 28 年 10 月	<p>「地域力強化検討会」を設置</p> <p>地域における住民主体の課題解決力強化、相談支援体制の在り方についての検討が開始されました。</p>
平成 29 年 6 月	<p>地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律公布</p> <p>社会福祉法の一部改正が行われました。</p>
平成 29 年 9 月	<p>地域力強化検討会「最終とりまとめ」を公表</p> <p>地域共生社会の実現に向けてめざす方向性が示されました。</p>
平成 30 年 4 月	<p>改正社会福祉法施行</p> <p>包括的な支援体制の整備についての努力義務化等が盛り込まれた改正社会福祉法が施行されました。</p>
令和元年 5 月	<p>「地域共生社会推進検討会」を設置</p> <p>次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備の在り方や、社会保障・生活支援において今後強化すべき機能についての検討が開始されました。</p>
令和元年 12 月	<p>地域共生社会推進検討会「最終とりまとめ」を公表</p> <p>地域共生社会の実現に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する方向性が示されました。</p>

令和3年4月

改正社会福祉法施行

新たに、地域共生社会の実現を図るための包括的な支援体制の整備に関する方策等が規定され、重層的支援体制整備事業が施行されました。

令和6年4月

孤独・孤立対策推進法施行

国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等が定められました。

(2) 社会福祉法改正（令和3年4月1日施行）の概要

・ 地域福祉推進の理念（法第4条第1項関係）

「地域福祉の推進は、地域住民同士が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない」として、地域福祉を推進する際のめざすべき理念が規定されました。

・ 国及び地方公共団体の責務（法第6条第2項関係）

国及び地方公共団体が実施主体となって、包括的な支援体制の整備を進めるという観点とともに、その体制整備の際には、福祉の領域に留まるのではなく、保健医療、労働、教育、住まい、地域再生に関する施策など、幅広い領域と連携していくことが努力義務とされました。

・ 重層的支援体制⁵整備事業等（法第106条の4及び5関係）

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する事業が定められました。

この3つの支援は、個別支援の観点から、相談支援によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を進めるとともに、参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援によって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から、地域において人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを構築し強化するものとされています。

また、重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、同事業を適切かつ効果的に実施するため、提供体制に関する事項等を定めた重層的支援体制整備事業実施計画の策定について努力義務とされました。

・ 市町村地域福祉計画（法第107条関係）

市町村地域福祉計画を策定する場合の記載事項について、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備」に関する事項の記載が必須とされました。

⁵ 重層的支援体制：「高齢」「障がい」「こども」など分野の垣根を越えて様々な人や機関が重なり合い支え合えるような体制のこと

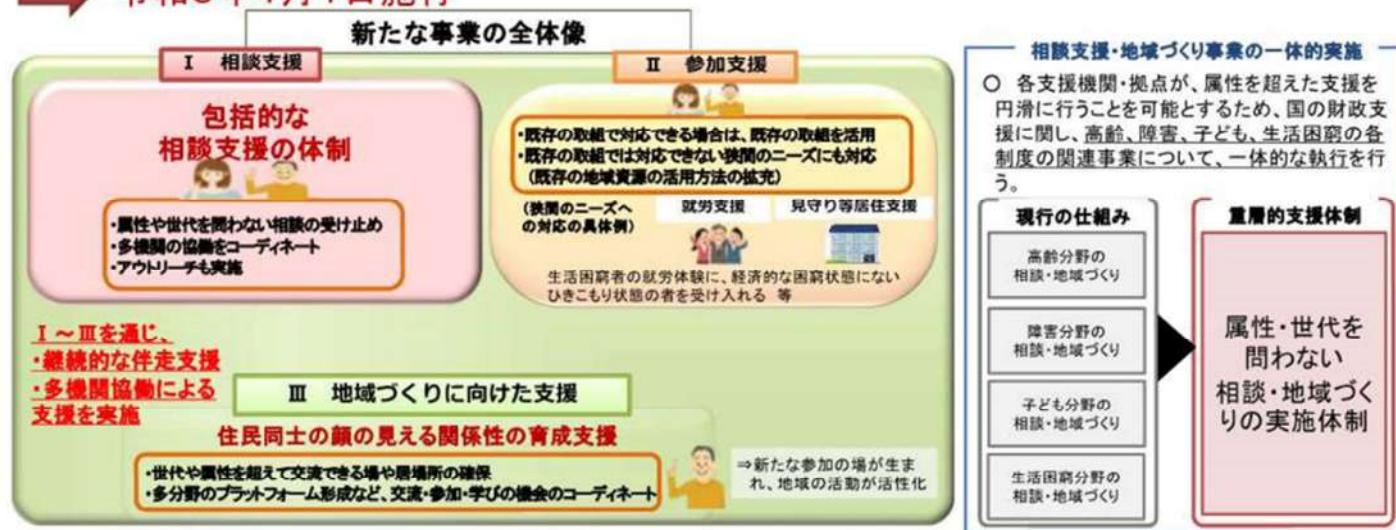
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。
 ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
 - このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。
- (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

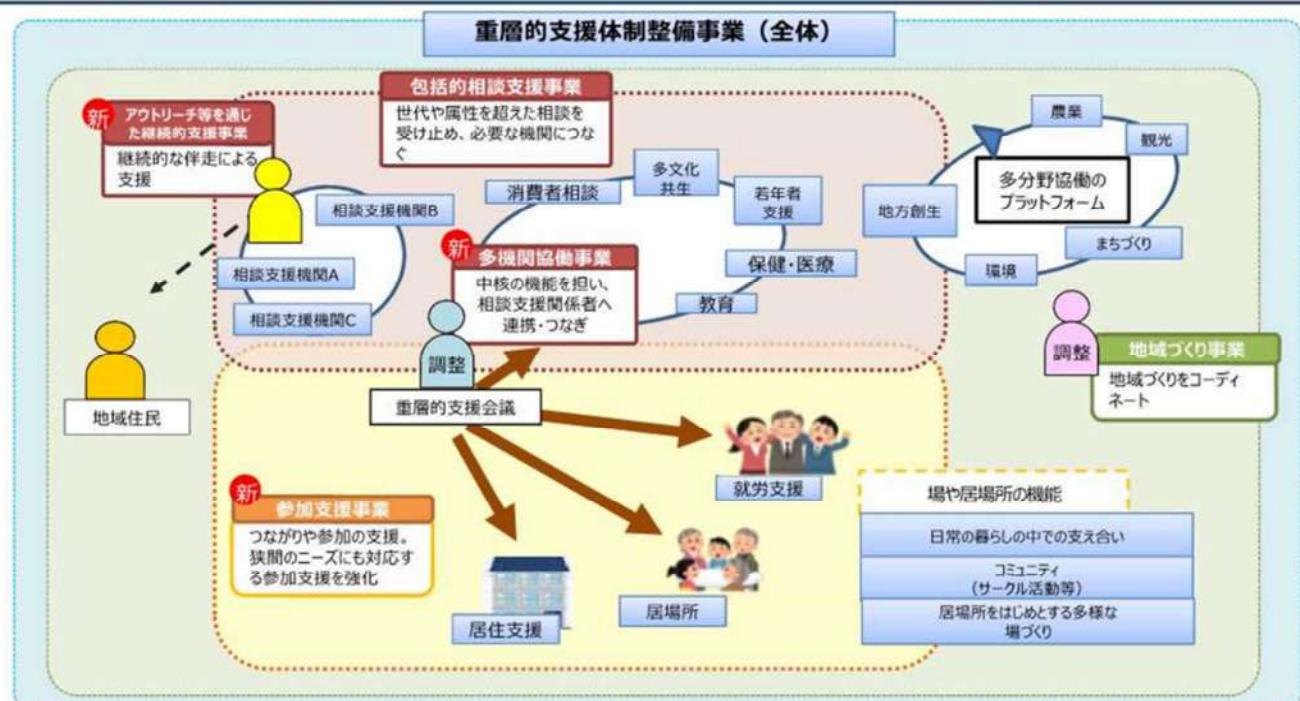
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくりに向けた支援を一體的に実施する事業**を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一體的に執行できるよう、**交付金を交付する**。

→ 令和3年4月1日施行



重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた**継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



出典：厚生労働省

(参考) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）<抄>

※地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）による
改正後

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条（略）

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならぬ。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たつては、児童福祉法第十条の二第二項に規定するこども家庭センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(重層的支援体制整備事業実施計画)

第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
- 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(市町村地域福祉計画)

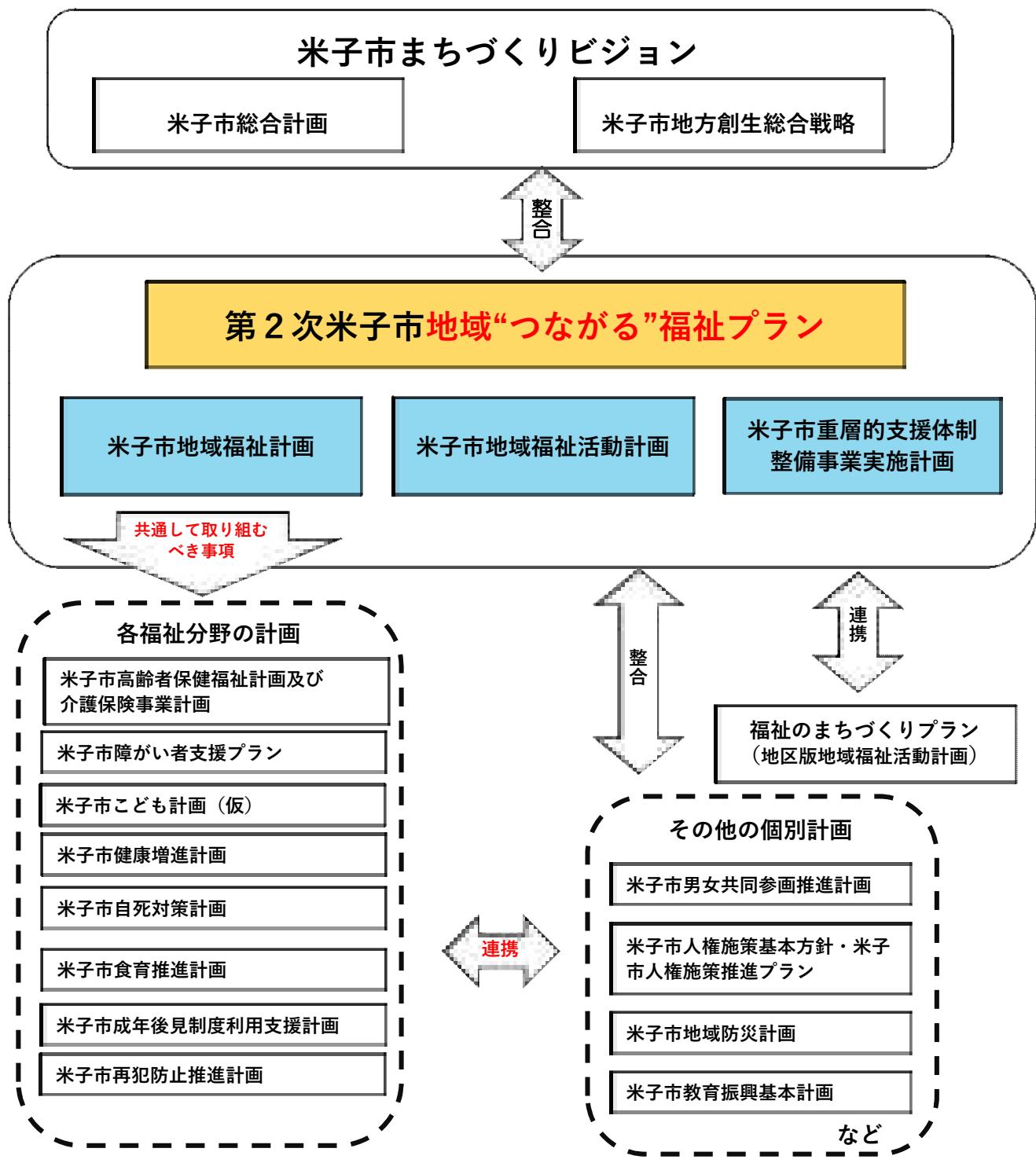
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

6 他の計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「米子市まちづくりビジョン」に基づく福祉分野の上位計画として、高齢者、障がい者、子ども・子育て、その他の各福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めます。なお、米子市重層的支援体制整備事業実施計画は本計画に統合し一体的な計画として推進していきます。

また、その他の様々な分野の行政計画や地域住民主体で、各地区において策定される「福祉のまちづくりプラン⁶」との連携を図ります。



⁶ 福祉のまちづくりプラン：地域住民主体で策定される地区単位の地域福祉活動計画であり、地域に必要な福祉活動について住民同士で話し合い、取り組んでいくために策定される。

7 計画期間

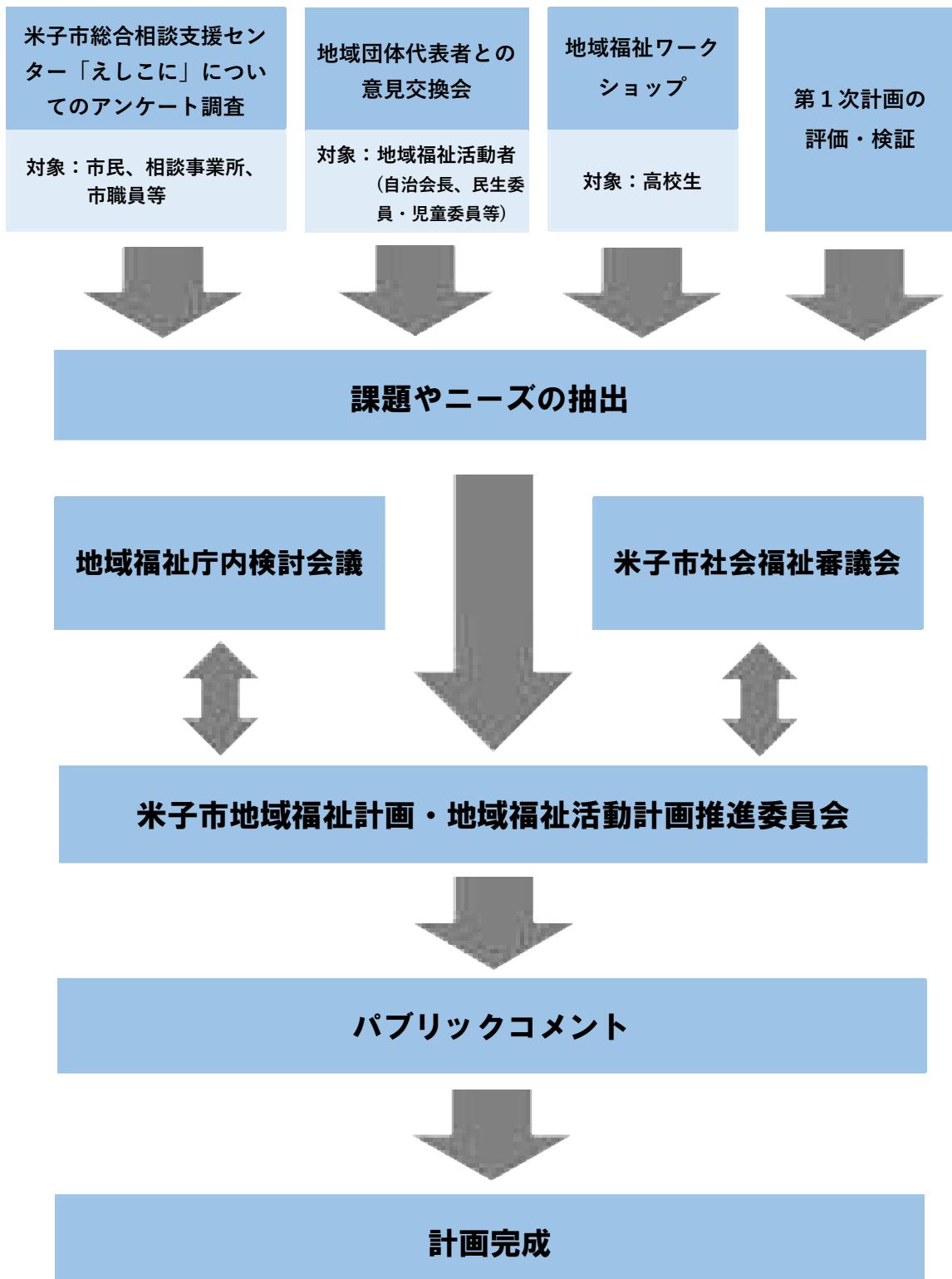
本計画の計画期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

今後も、本計画の計画期間中に、関連法の改正や社会情勢の変化等が生じたときは、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11									
米子市まちづくりビジョン	前計画					現行計画													
米子市地域“つながる”福祉プラン	前計画					本計画													
米子市重層的支援体制整備事業実施計画		前計画			本計画														
米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	前	前計画			現行計画			次期計画											
支援 米子市 障がい者 プラン	米子市障がい者計画	前計画			現行計画														
	米子市障がい福祉計画	前	前計画		現行計画		次期計画												
	米子市障がい児福祉計画	前	前計画		現行計画		次期計画												
米子市こども計画（仮）					現行計画														
米子市子ども・子育て支援事業計画	前計画				R7より米子市こども計画（仮）として統合														
米子市母子保健計画	前		前計画																
米子市子どもの貧困対策推進計画	前計画																		
米子市健康増進計画	前		現行計画			次期計画													
米子市自死対策計画	前			現行計画			次期 計画												
米子市食育推進計画	前			現行計画															
米子市成年後見制度利用支援計画	前	現行計画			次期計画														
米子市再犯防止推進計画	前	現行計画			次期計画														

8 計画策定の体制

本計画は、地域福祉活動の実践者、福祉関連団体や事業者、そのほか広く市民の参画を得た上で、米子市の関係課や市社協、米子市社会福祉審議会⁷、米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会における検討を経て、策定を行いました。



⁷ 米子市社会福祉審議会：市長の諮問に応じ、社会福祉事業に関する基本的な事項について調査審議する機関

9 各福祉分野の方向性

近年の福祉分野を取り巻く状況を鑑み、各福祉分野の施策の方向性を以下のとおりまとめました。各分野の個別計画は、この方向性に基づき実施していきます。

(1) 高齢者

高齢者ができる限り住み慣れた地域で生きがいを持ち生活が継続できるよう、地域住民の自主性を重視しながら社会参加の機会を得て、専門機関と連携の上、介護予防や認知症予防、フレイル⁸予防を推進し、高齢者の生活の質の向上と健康寿命⁹の延伸に取り組みます。

また、令和6年1月に施行された認知症基本法の内容等を踏まえ、認知症施策を総合的かつ計画的に実施するため、認知症の**方が**当事者として参画する施策づくりを推進するとともに、世代等を問わず認知症を「自分ごと」として考えることのできるまちづくりを推進します。

そして、高齢者の尊厳が守られ、人生の最期に至るまで、その人らしく生きることができるよう、地域の様々な場面で活躍できる環境を整えるとともに、本人の意思や希望に沿った医療やケアにつながる取組を促進します。

(2) 障がい者

障がい者が、その障がいによって分け隔てられることなく、必要な支援を受けながら、自らの意思決定に基づき、あらゆる社会活動に参加し、自己実現ができる共生社会の実現をめざします。そのためには、障がいのある人の周囲に今も存在する様々な障壁を取り除く必要があります。

このような社会を実現するために、市民一人ひとりが障がいの特性を正しく理解し、社会全体で障がい者に対する「合理的配慮¹⁰」や意思疎通のための支援を行うことで、社会的障壁を取り除くことができるよう、鳥取県とともに「あいサポート運動」に取り組み、普及啓発に努めます。

また、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障がい者支援施設の入所者や長期入院中の精神障がい者の地域移行・地域定着を推進するとともに、医療、障がい福祉・介護、住まい、就労、地域などが連携して支援する体制を整えます。

(3) 子ども・子育て

安心して子どもを生み育てられ、子どもが心豊かに成長できるよう、妊娠期から子育て期に渡り、切れ目なく子育て世代を支援するため、学校、幼児教育・保育施設、医療機関、児童福祉施設、子育て支援センター、児童相談所等の機関とが連携を図るとともに、令和6年4月に設置した「米子市こども家庭センター（こども総合相談窓口¹¹）」において、子育てに関する相談に包括的に対応します。

また、地域の子どもやその保護者の孤立を防ぐため、様々な子育て支援グループと施設間のネットワーク強化や、地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進、民

⁸ フレイル：加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、死亡などの危険性が高くなつた状態。ただし、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能である。

⁹ 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

¹⁰ 合理的配慮：障がい者が社会的障壁を感じずに生活できるよう、過度な負担のない範囲で求められる配慮。合理的配慮の提供は、行政及び民間事業者とも義務づけられている。

¹¹ こども総合相談窓口：米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里）内にある、妊娠婦、子どもとその家族や関係者を対象に、困り事や悩み事などの相談すべてに対応する窓口。利用者の視点に立った、妊娠、出産、子育てに関する切れ目のない相談援助を行う。

間における取組との連携など、地域における子育てを積極的に支援し、子育てを家庭だけに任せることではなく、子どもを「社会の宝」として捉え、地域で親子を見守り、支えていく体制を整えます。

さらに、学校と地域の連携・**協働**をより一層強化し、「コミュニティ・スクール¹²」や「**地域学校協働活動**¹³」など、様々な取組を通じて、「地域とともににある学校」をめざします。そして、家庭、学校、地域など米子市全体で力を合わせて子どもの成長過程全体を支援していきます。

(4) 生活困窮者

生活困窮には病気、心身の障がい、失業、家族の介護、多重債務など、複数の要因があり、誰もが生活困窮に陥る可能性があります。生活困窮は社会的孤立や低栄養、未受診等による心身の悪化を招き、最悪の場合、生命の危険につながる恐れもあります。

そのことを踏まえ、総合的な相談支援体制を促進し、地域住民や関係機関との連携により生活困窮者の早期発見、早期支援に取り組みます。そして、生活困窮から早期に脱却し、自立した生活が送れるよう、本人に寄り添いながら、住居、就職、家計管理等に関する支援を一体的に行います。

子どもへの支援については、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備する必要があり、ひとり親への支援の充実や、子どもが社会との関わりの中で健全に成長できるよう、「子ども食堂¹⁴」をはじめとした、多様な子どもの居場所づくりを推進します。

¹² コミュニティ・スクール：学校運営協議会を設置している学校

¹³ 地域学校協働活動：地域と学校が目標を共有して行う「連携・協働」型の活動

¹⁴ 子ども食堂：子どもに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らん、居場所を提供する取組。子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組を含む。

第2章 米子市の現状と課題

1 各種統計データから見た米子市の現状

(1) 地区別人口等

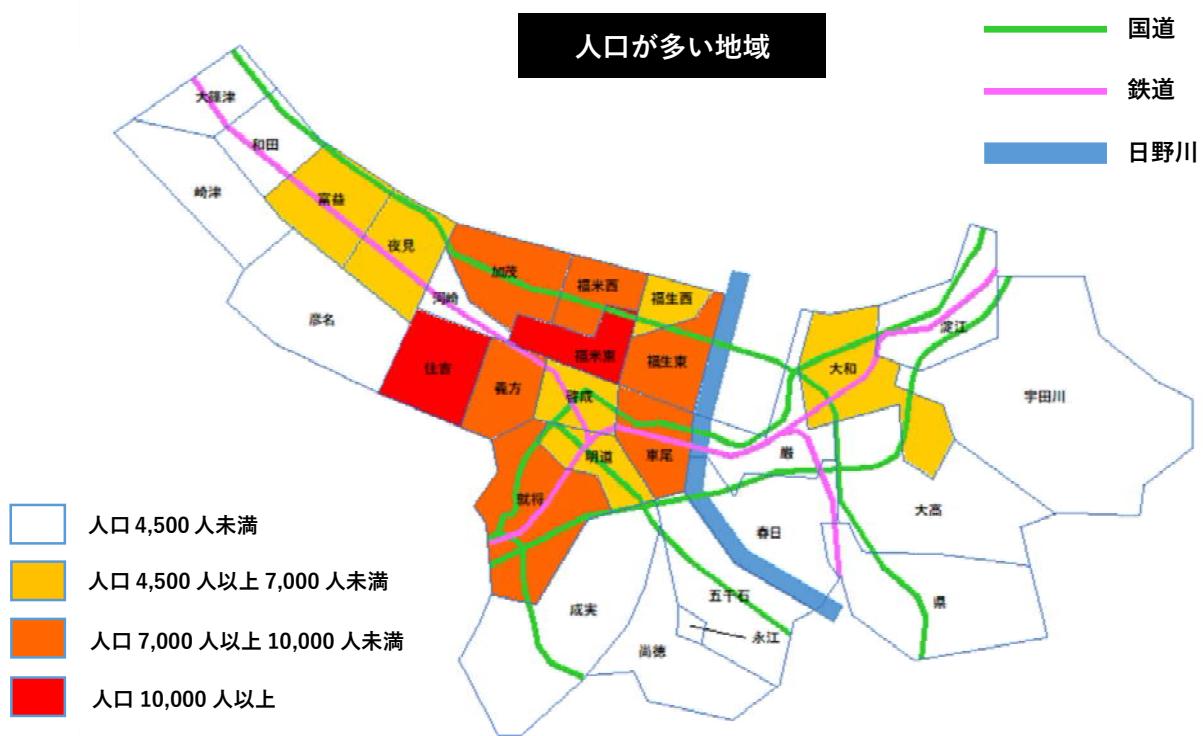
本市の人口は、住宅密集地がある市の中央部に集中しており、高齢化率¹⁵は、南部地域や弓浜地域、淀江地域に高い地区が多い傾向があります。第1次計画策定時と比較すると、人口はおよそ3,500人減少し、世帯数はおよそ2,200世帯増加、高齢化率は1%増加しています。

■地区別人口統計

地区	人口	0-5歳 人口	6-14歳 人口	0-14歳 人口	15-64歳 人口	0-64歳 人口	65歳以上 人口	うち75歳 以上人口	高齢化率 (%)	世帯数	平均年齢
啓成	5,651	171	389	560	3,022	3,582	2,069	1,226	36.6	3,168	51.9
車尾	7,215	420	728	1,148	4,530	5,678	1,537	855	21.3	3,198	42.8
就将	7,124	287	530	817	4,305	5,122	2,002	1,129	28.1	3,760	47.7
明道	4,548	179	405	584	2,543	3,127	1,421	866	31.2	2,233	48.8
住吉	11,058	484	895	1,379	6,395	7,774	3,284	1,882	29.7	5,483	47.9
義方	9,481	301	579	880	5,311	6,191	3,290	1,895	34.7	5,116	51.2
河崎	4,028	197	336	533	2,133	2,666	1,362	785	33.8	1,798	49.6
加茂	9,792	635	891	1,526	5,927	7,453	2,339	1,366	23.9	4,698	43.7
福生西	4,745	207	381	588	2,794	3,382	1,363	771	28.7	2,622	47.3
福生東	7,839	425	793	1,218	4,788	6,006	1,833	1,053	23.4	3,705	44.1
福米西	8,746	560	915	1,475	5,607	7,082	1,664	901	19.0	4,145	41.6
福米東	10,852	614	910	1,524	6,816	8,340	2,512	1,341	23.1	5,267	44.5
崎津	3,267	92	208	300	1,581	1,881	1,386	750	42.4	1,527	54.1
大篠津	1,759	52	144	196	930	1,126	633	363	36.0	805	51.4
和田	2,434	75	141	216	1,241	1,457	977	596	40.1	1,154	53.4
彦名	4,086	193	355	548	2,181	2,729	1,357	791	33.2	1,775	48.7
富益	4,682	261	409	670	2,649	3,319	1,363	767	29.1	2,006	46.8
夜見	4,526	183	348	531	2,504	3,035	1,491	881	32.9	2,041	49.5
五千石	2,750	102	192	294	1,430	1,724	1,026	598	37.3	1,235	51.5
永江	2,403	87	147	234	1,121	1,355	1,048	606	43.6	1,219	53.6
尚徳	1,615	48	112	160	815	975	640	376	39.6	698	53.2
成実	4,026	149	258	407	2,035	2,442	1,584	943	39.3	1,895	52.9
県	3,540	145	318	463	2,010	2,473	1,067	526	30.1	1,470	48.1
春日	1,990	69	137	206	982	1,188	802	470	40.3	842	52.9
巖	3,438	186	286	472	2,019	2,491	947	525	27.5	1,451	46.3
大高	3,223	170	223	393	1,723	2,116	1,107	591	34.3	1,389	49.6
宇田川	1,069	29	67	96	519	615	454	244	42.5	402	54.3
大和	4,949	323	426	749	3,083	3,832	1,117	613	22.6	2,246	42.8
淀江	3,516	131	289	420	1,688	2,108	1,408	855	40.0	1,493	52.8
全体	144,352	6,775	11,812	18,587	82,682	101,269	43,083	24,565	29.8	68,841	47.7

住民基本台帳を基に米子市福祉政策課作成 令和6年6月1日時点

¹⁵ 高齢化率：総人口に占める65歳以上人口の割合

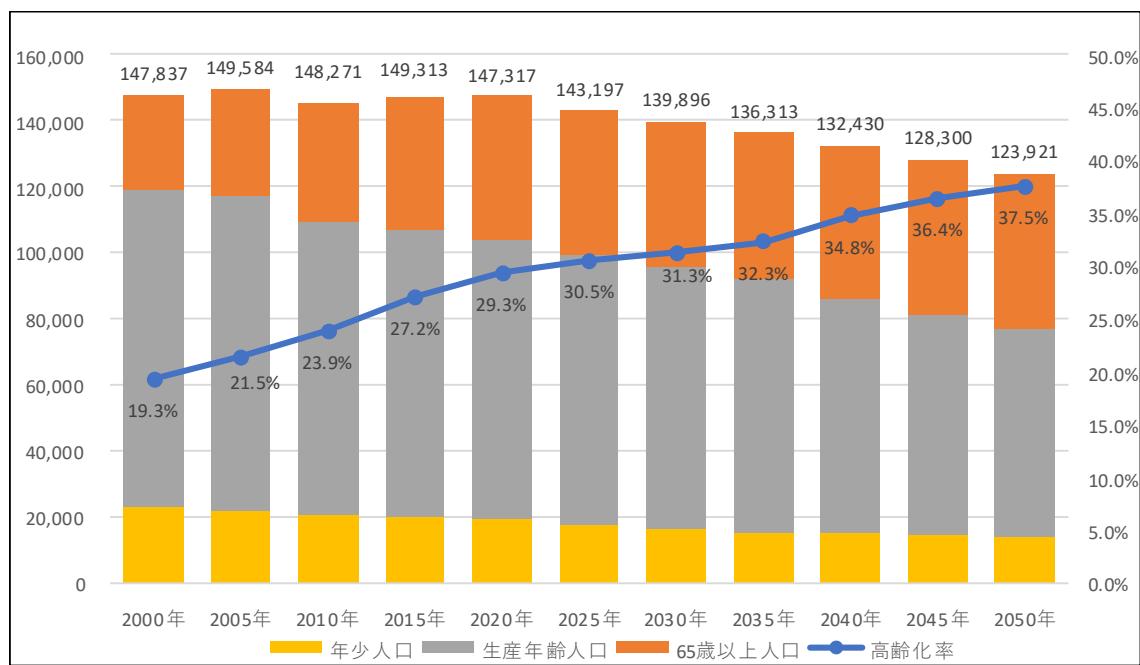


(2) 人口の将来推計

将来の本市の人口は、今後減少が続いていることが予想されます。65歳以上の高齢者は増加を続け、その一方で、生産年齢人口¹⁶及び年少人口¹⁷が減少を続けていくことが予想されています。高齢者が増加することにより、高齢化率が上昇することが予想されています。さらに、2045年からは、高齢者人口も減少をはじめ、全世代で、人口の減少が始まります。

■米子市の将来人口推計

	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
総人口	147,837	149,584	148,271	149,313	147,317	143,197	139,896	136,313	132,430	128,300	123,921
65歳以上人口	28,552	32,139	35,379	40,569	43,219	43,665	43,763	44,043	46,047	46,746	46,484
生産年齢人口	95,877	95,197	88,910	86,473	84,805	81,728	79,797	76,975	71,288	66,793	63,413
年少人口	22,973	22,067	20,678	20,163	19,293	17,804	16,336	15,295	15,095	14,761	14,024
高齢化率	19.3%	21.5%	23.9%	27.2%	29.3%	30.5%	31.3%	32.3%	34.8%	36.4%	37.5%
生産年齢人口割合	64.9%	63.6%	60.0%	57.9%	57.6%	57.1%	57.0%	56.5%	53.8%	52.1%	51.2%
年少人口割合	15.5%	14.8%	13.9%	13.5%	13.1%	12.4%	11.7%	11.2%	11.4%	11.5%	11.3%



出典：2000年～2020年は国勢調査 各年の10月1日時点（総人口は年齢不詳を含む）
2025年～2050年は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』

¹⁶ 生産年齢人口：15歳以上 65歳未満の人口。労働力の中核として想定される年齢層

¹⁷ 年少人口：15歳未満の人口

(3) 人口ピラミッドの推移

2020年、2030年、2040年、2050年と、予測される本市の性別・年齢別人口構成（人口ピラミッド）をみると、2030年時点では団塊世代¹⁸を含む年齢層である80～84歳と、その子どもの世代と考えられる年齢層が男女ともに多いですが、2040年ごろから、団塊世代の人口が減りつつあり、それに伴い、人口全体の減少が予想されます。

■性別・年齢別人口構成（人口ピラミッド）

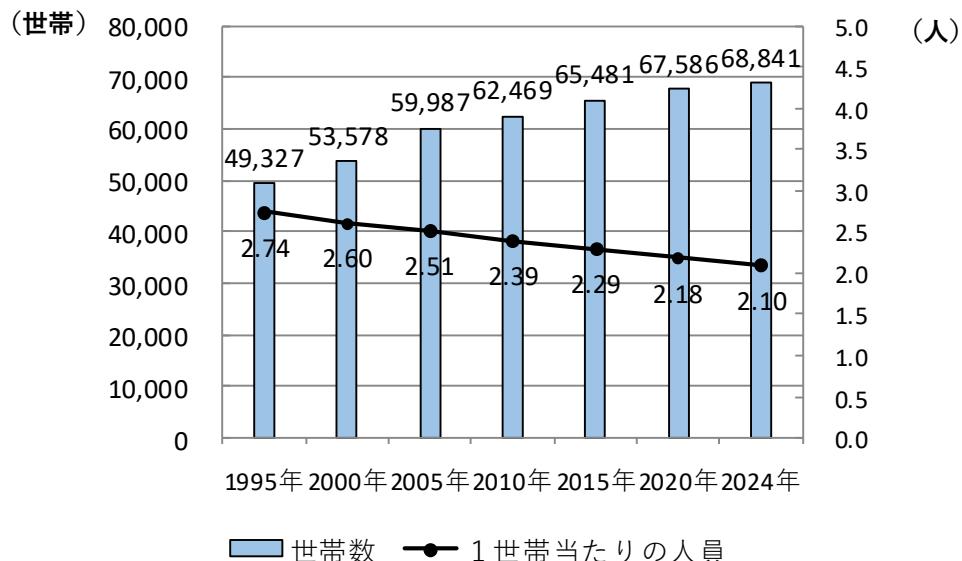


¹⁸ 団塊世代：第一次ベビーブームが起きた時期（昭和22年から昭和24年の3年間）に生まれた世代で、人口ボリュームが突出している年齢層

(4) 世帯数と家族構成別世帯数の割合の推移

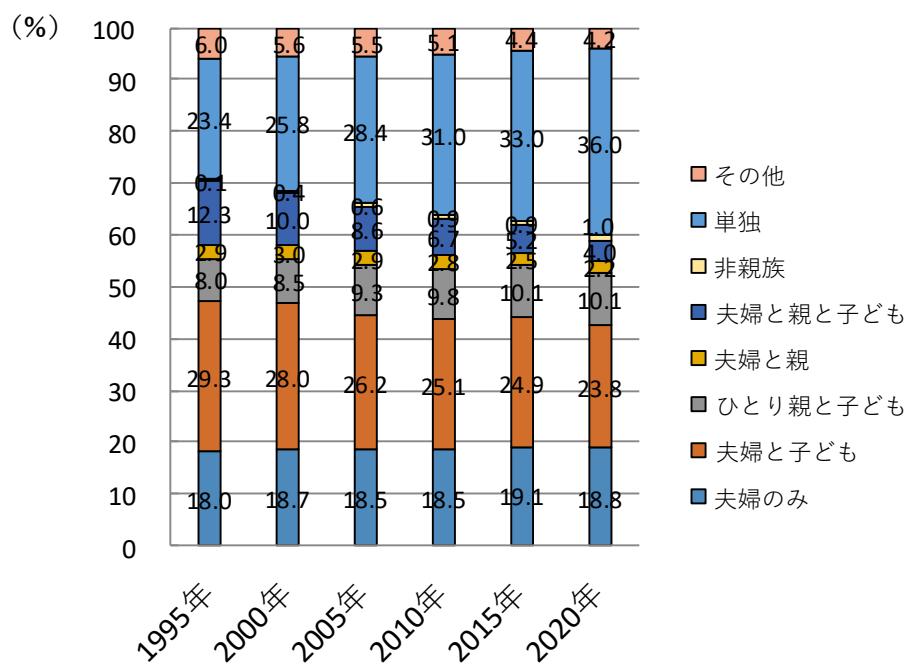
世帯数は増加し続けていますが、1世帯当たりの人員は減少し続けています。また、世帯の構成割合については、「ひとり親と子ども」、「非親族」、「単独」で構成される世帯が増加傾向にあり、「夫婦と子ども」、「夫婦と親と子ども」で構成される世帯は減少傾向にあります。

■世帯数と1世帯当たりの人員の推移



出典：住民基本台帳 1995年から2010年は10月1日時点、2015年及び2020年は9月30日時点、2024年は5月31日時点

■家族構成別世帯数の割合の推移

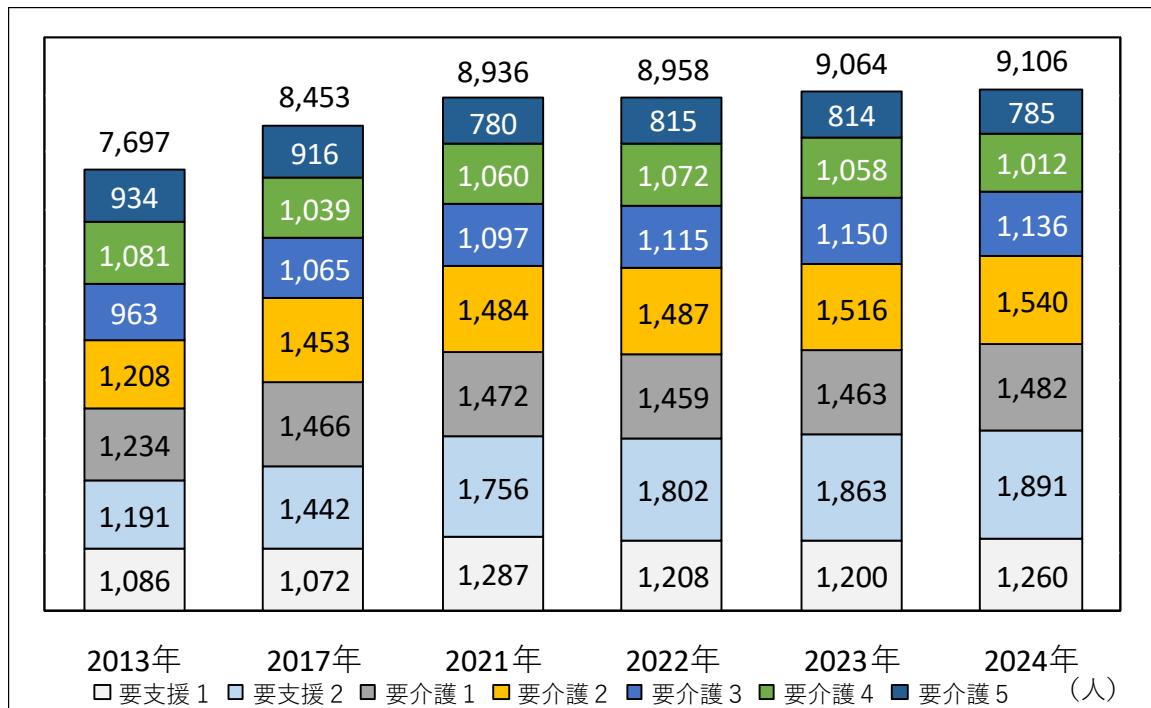


出典：国勢調査 各年10月1日時点

(5) 高齢者の状況

要介護認定¹⁹者について、2013年と2024年を比較すると、要介護4及び要介護5のみ減少し、他の区分は増加しています。特に要介護2は約1.3倍に、要支援2は最も増加しており約1.6倍になりました。

■要介護認定者数の推移



米子市長寿社会課作成 各年3月末日時点

要支援1,2 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の防止により要介護状態となることの予防に資するよう手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態が考えられます

要介護1 要支援状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態が考えられます

要介護2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態が考えられます

要介護3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態が考えられます

要介護4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態が考えられます

要介護5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態が考えられます

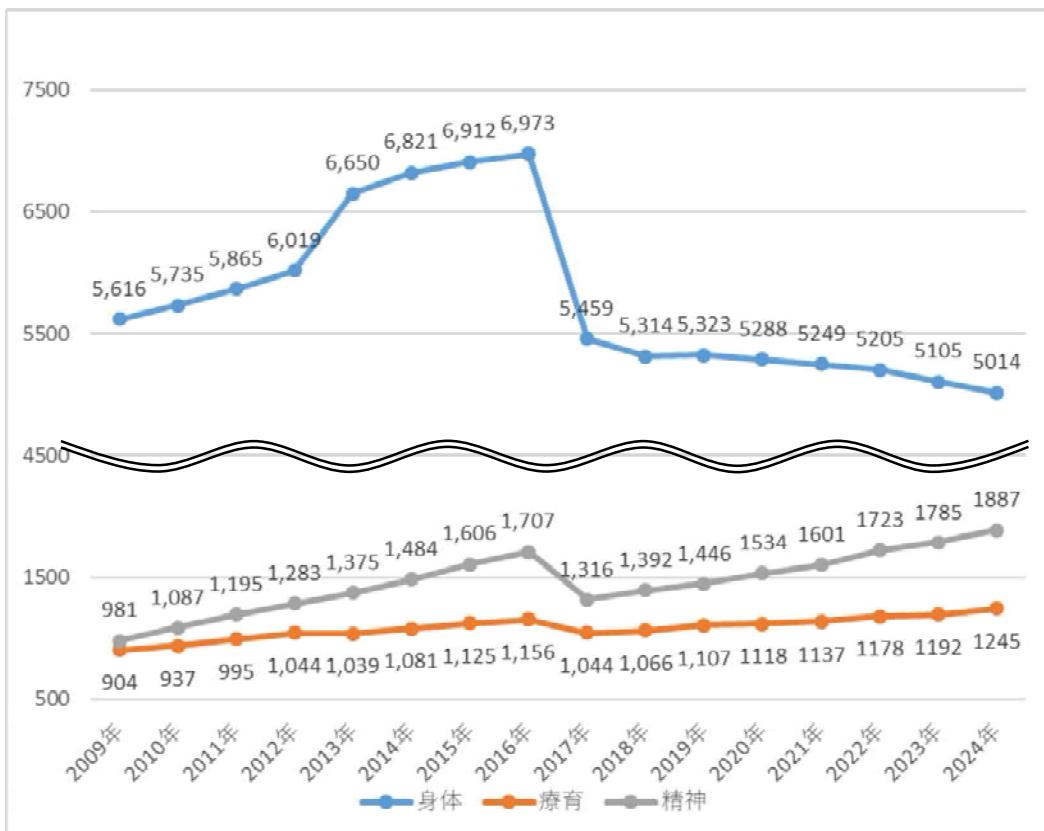
<参考>

厚生労働省 平成14年度の老人保健健康増進等事業より

¹⁹ 要介護認定：要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度かの判定を行うこと。認定区分によって、介護サービスの給付限度額が決められている。

(6) 障がい者の状況

近年、身体障害者手帳保持者は減少傾向にありますが、精神障害者保健福祉手帳と療育手帳保持者は増加傾向にあり、特に精神障がい者の増加が目立ちます。精神障がい者2級の割合は突出して多く、精神障害者保健福祉手帳所持者のうち約74%を占めています。



米子市障がい者支援課作成 各年3月末日時点

(注) 米子市では、2016年度から障害者手帳や障がい福祉に係る新しい管理システムを導入し、障害者手帳台帳の整理を行い、届出のなかった死亡者、転出者等を削除したため、2016年度から2017年度に大きく減少しています

■障がい種類別

身体		療育		精神	
視覚	337	A	343	1級	147
聴覚平衡機能	424	B	902	2級	1,390
音声言語機能	56			3級	350
肢体不自由	2,433				
内部	1,764				
合計	5,014	合計	1,245	合計	1,887

米子市障がい者支援課作成 2024年3月末日時点

²⁰ 障害者手帳：障がいのある人が取得することができる手帳の総称。「身体障害者手帳」（身体障がい）、「精神障害者保健福祉手帳」（精神障がい）、「療育手帳」（知的障がい）の3種類がある。

(7) 出生の状況

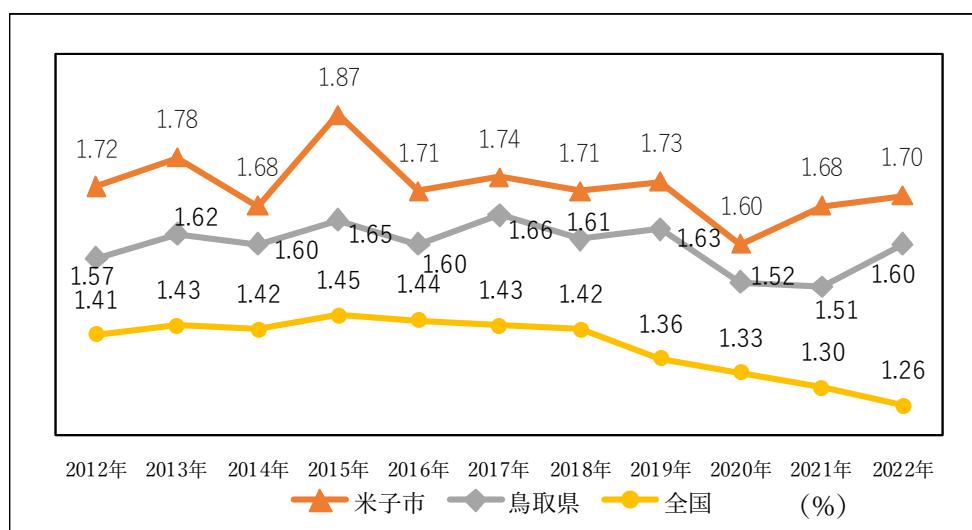
出生数は年により若干の差がありますが、2015年度以降減少傾向にあります。また、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、出生数が減り、2021年以降回復していくことが予想されましたが、2023年度は、過去最も出生数が少ない年となりました。合計特殊出生率²¹は2022年時点では1.70であり、全国平均の1.26、鳥取県平均の1.60より高くなっています。

■出生数の推移



出典：住民基本台帳（年度ごと）

■合計特殊出生率



出典：厚生労働省「人口動態統計」
鳥取県福祉保健課「人口動態統計」

²¹ 合計特殊出生率：その年における15歳から49歳までの女性の年齢別出生率（出生数／女性人口）を合計したもの。一人の女性が一生の間に生む子どもの数を表す指標

(8) 生活困窮者の状況

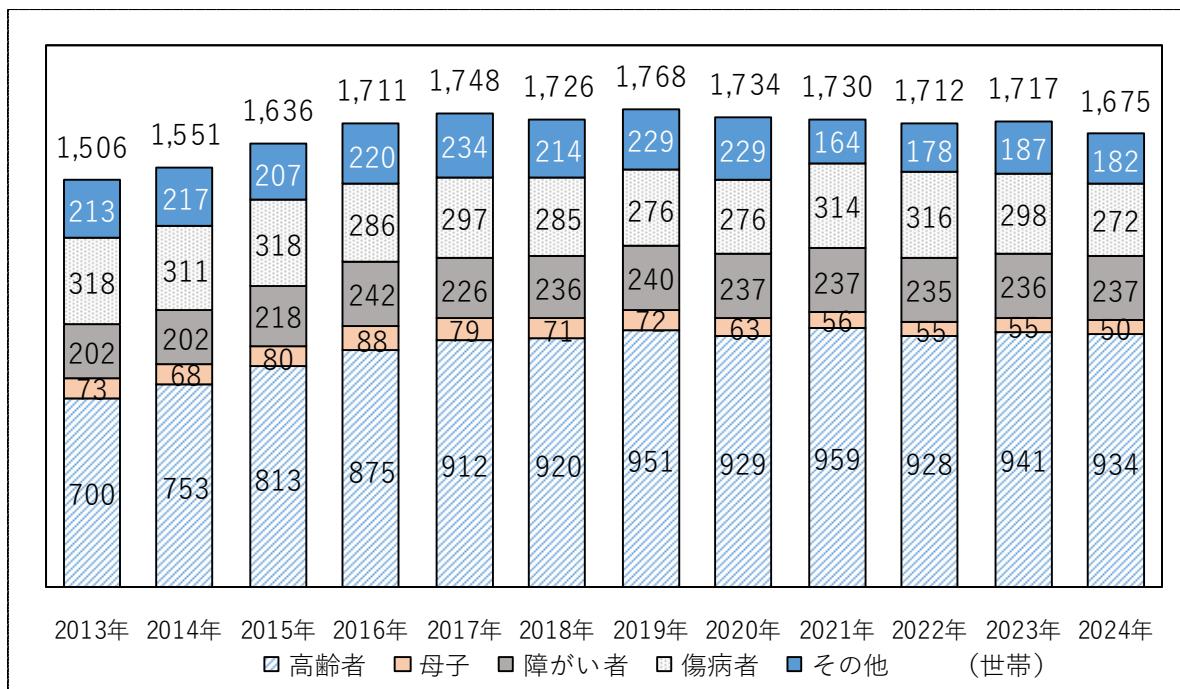
生活保護受給世帯数の推移は2019年をピークに、その後はやや減少傾向にあります。受給世帯の中で高齢者世帯の占める割合が高く、近年は全体の約55%を占めています。

生活困窮者自立相談支援事業²²については、新型コロナウイルスの影響を受けて生活福祉資金の特例貸付の相談が急増しました。コロナ禍のピークからは減少したものの相談件数は依然多い状況が続いています。

※生活保護の世帯類型

ア 高齢者世帯	男女ともに65歳以上の者のみで構成されている世帯若しくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯
イ 母子世帯	現に配偶者がいない（死別、離別、生死不明及び未婚等による。）65歳未満の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
ウ 障がい者世帯	世帯主が障害者加算を受けているか、心身の障がいのため働けない者である世帯
エ 傷病者世帯	世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
オ その他の世帯	上記アからエのいずれにも該当しない世帯

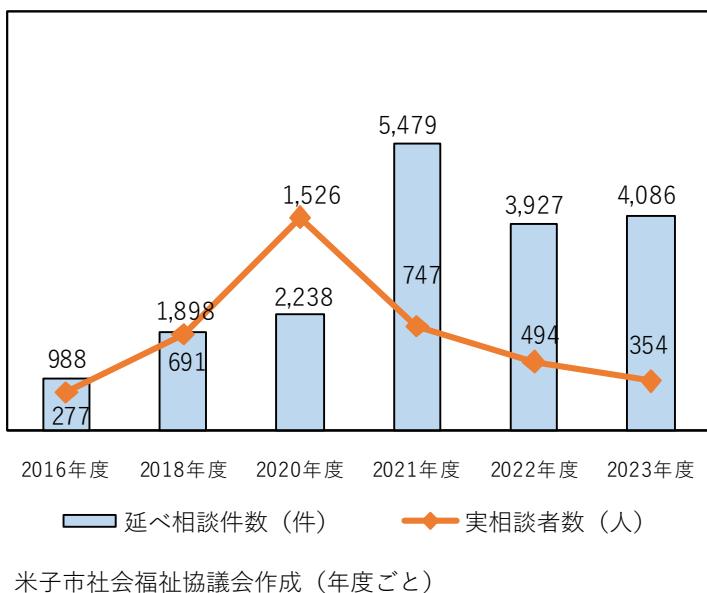
■生活保護受給世帯数の推移



米子市福祉課作成 各年度 4月末日時点

²² 生活困窮者自立相談支援事業：生活困窮者からの相談に包括的に応じ、生活困窮者の抱えている課題を評価・分析した上で、その課題を踏まえた自立支援計画を作成し、必要な支援を行う事業。米子市は市社協へ委託している。

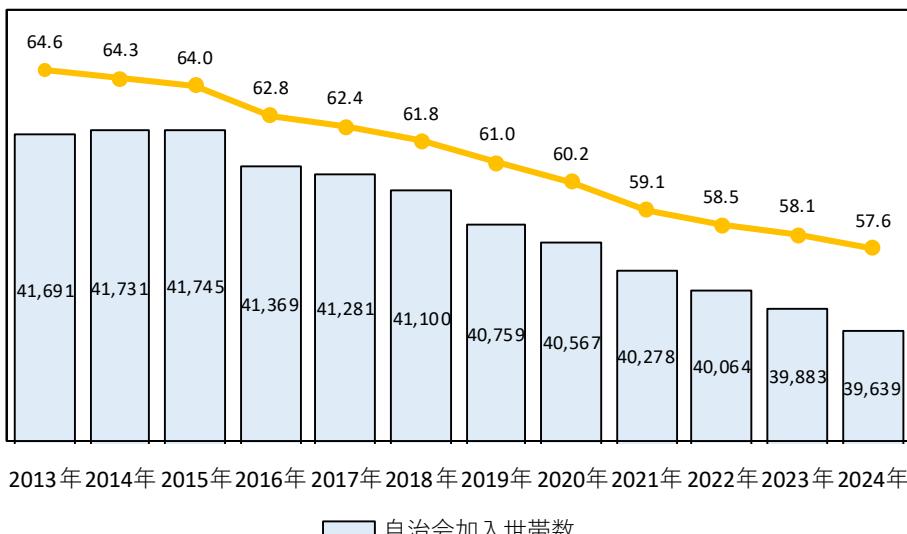
■生活困窮者自立相談支援事業 相談数の推移



(9) 地域・住民活動の状況

自治会加入率²³は減少が続いており、近年は毎年0.5～1%程度の割合で減少しています。

■自治会加入世帯数の推移



²³ 自治会加入率：総世帯数に占める自治会加入世帯数の割合

2 各種調査結果

計画の策定にあたり、多様な市民参画を得るため、次のとおり各種調査を行いました。

(1) 総合相談支援センター「えしこに」についてのアンケート調査

令和4年4月に開設した総合相談支援センター「えしこに」に関して、相談状況や満足度、今後の「えしこに」を運営していくための課題を把握するためにアンケート調査を実施しました。

対象者	①市民向け（回答数 348件） ②福祉専門機関向け（回答数 89件） ③相談業務に従事する市職員向け（回答数 103件）
実施期間	①市民向け 令和6年2月22日～4月30日 ②福祉専門機関向け 令和6年4月1日～4月30日 ③相談業務に従事する市職員向け 令和6年4月9日～5月10日
調査結果	<p>①市民向け（回答数 348件）</p> <ul style="list-style-type: none">回答者の年代構成は、60代及び70代が回答者全体の75%を超えた。「えしこに」を知っている市民の割合は、アンケート回答者全体の約80%でした。また、「えしこに」を利用したこと（相談・紹介したこと）がある人は、全体の約18%でした。 <p>(1) 「えしこに」を利用したことがあると回答した方</p> <ul style="list-style-type: none">困りごとや課題が解決したと回答した方は、約30%程度で、「えしこに」に寄せられる相談が複合化・複雑化した困難度の高いものであることもわかりました。満足度調査では、利用したことがある方の約64%が満足若しくはやや満足でした。このことから、「えしこに」利用者からの満足度は高いことがわかりました。今後、「えしこに」に期待する体制として、下記の回答が多く挙がりました。 <ul style="list-style-type: none">●専門機関や市関係課との連携を強化してほしい●身近な場所にも「えしこに」の窓口を増やしてほしい●対応する職員を増やしてほしい●対応する職員の専門性を高めてほしい●どんな時に相談すべきか示してほしい

(2) 「えしこに」を利用したことがない方

- ・今後、「えしこに」を利用したいと思うかという問に対して、約33%の方が「相談したいと思わない・どちらともいえない・無回答」でした。その理由について、下記の理由が挙げられました。
 - どんな時に相談したらいいかよくわからない
 - 困りごとが解決するかわからない
 - 親身になって相談にのってくれるか不安
- ・「えしこに」について今後力を入れたほうが良いと思うものとして、下記の項目が挙げられました。
 - 窓口の存在の周知を強化する
 - どんな時に相談すべきか具体的に示す
 - 身近な場所にも「えしこに」の窓口を増やす

まとめ

「えしこに」を利用したことがあると回答した方が今後「えしこに」に期待する体制として、専門機関や関係部署との連携強化と相談対応をする職員の専門性の向上などが挙げられました。

また、「えしこに」を利用したことがないと回答した方は、相談することについて不安がある傾向がありました。これを解消するためには、相談の具体例や相談した結果どうなったかなど、相談したことによる効果を広く周知していく必要があることがわかりました。

② 福祉専門機関向け（回答数 89件）

- ・福祉専門機関向けのアンケートでは、高齢者福祉に従事する方からの回答が最も多く、次いで地域福祉従事者、障がい者福祉従事者でした。複数の福祉分野に従事する広い視野を持つ方からの回答も得ることができました。
- ・相談、支援を行う上での相談先についての問については、高齢者福祉分野の方は、地域包括支援センター、本市長寿社会課へ相談するという回答が多く、それぞれの福祉分野で関係機関へ相談するという特色が反映された結果となりました。また、相談先について、「えしこに」に相談するという回答がすべての福祉分野の従事者からの回答に含まれており、「えしこに」が、広く福祉従事者に周知することができていることがわかりました。
- ・また、福祉従事者が、「えしこに」に期待することとして、下記の項目が挙げられました。
 - 課題が複合している世帯への対応機関の整理や調整
 - つなぎ先がない人を受け入れる社会資源の開発
 - 事業所の専門領域以外の案件へのサポート
 - 制度やサービスにつながらない人への伴走支援

まとめ

各福祉専門機関に対して、課題が複合化している世帯からの相談が多く寄せられており、「えしこに」に対して、これらの世帯の調整役を期待していることがわかりました。今後は、多機関との協働をさらに充実させ、既存の制度では支援が困難な方への支援を求められていることがわかりました。

③ 相談業務に従事する市職員向け（回答数 103件）

- ・本市職員が、窓口で相談業務を実施する中で、「えしこに」に期待することとして下記の項目が挙げられました。
 - 課題が複合している世帯への対応機関の整理や調整
 - 制度やサービスにつながらない人への伴走支援
 - つなぎ先がない人を受け入れる社会資源の開発
 - 分野横断のネットワークの構築

- ・今後の「えしこに」の相談体制について、力を入れるべきことについて、下記の項目が挙げられました。
 - 府内連携を強化する
 - どんなときに相談すべきか示す
 - 対応する職員を増やす

まとめ

市職員向けのアンケートより、「えしこに」に対して、多機関協働における各機関同士の調整役を期待していることがわかりました。

今後力を入れるべきこととして、府内連携の強化、どんな時に相談すべきか示す、といった項目が多く挙げられました。今後は、更に関係機関との連携を密にとると同時に、「えしこに」について、府内での周知も進めて行く必要があります。

また、「えしこに」と連携したケースの抱える課題については、経済的困窮、家族関係、障がい（疑い含む）、孤独・孤立の課題を抱えるケースが多く、連携したケースの2／3が複数の課題を抱えたケースでした。

(2) 地域団体代表者との意見交換会

令和5年度まで地域福祉活動支援員（CW）²⁴が重点的に関わった複数の地区において、意見交換会を開催しました。地域福祉活動支援員（CW）の活動を振り返り、今後どのように協働していきたいか等について、ご意見をいただきました。

【意見交換会の開催地区】

義方、啓成、車尾、福生東、福生西、福米東、福米西

※モデル事業等を通じて重点的に関わった地区

【主な内容】

- ① 「地域福祉活動支援員（CW）の活動についての感想」
- ② 「これからの地域に必要なこと、地域福祉活動支援員（CW）と協働したいこと」

参加者	<ul style="list-style-type: none">・自治連合会（9名）・民生委員・児童委員（9名）・在宅福祉員²⁵（6名）
	<ul style="list-style-type: none">・地区社会福祉協議会長、役員等（16名）・公民館長、公民館職員（11名）・その他 地域ボランティア（6名）
	合計 57名
実施期間	令和6年2月28日～令和6年6月17日



調査結果

1 地域福祉活動支援員（CW）の活動についての感想

ふれあい・いきいきサロン²⁶や子どもの居場所、子ども服の無料譲渡会など、地域福祉活動支援員（CW）の関わりにより新たな活動が生まれ、地域に定着してきました。そのことに対し肯定的な意見が多く聞かれましたが、活動内容や目的がわかりにくいとの指摘もありました。

地域の中の「つなぎ役」となり、さまざまな活動や団体を結び付けたり、課題を共有する場を設定したりすることによって、地域福祉活動が充実しました。地域住民に寄り添いながら活動を応援する市社協の姿勢が評価されました。

²⁴ 地域福祉活動支援員（CW）：地域のプラットフォームを構築し、地域課題の共有化を図りながら、地域の多様な主体による協働の取組を支援するなど、地域の支え合いの機能強化に取り組む専門職。CWはコミュニティワーカーの略。市社協に所属する。

²⁵ 在宅福祉員：市社協会長が委嘱するボランティア活動員。市内に約730名を委嘱し、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯などを定期的に訪問し、見守り活動を行う。

²⁶ ふれあい・いきいきサロン：高齢者等の地域住民が公民館等に集まって、住民同士の交流を通して生きがいづくりや社会参加をすすめ、地域で元気に暮らすことを目的とした活動

また、現在の地域社会では、自然につながりが増えていくことは期待しくいため、地域福祉活動支援員（CW）が継続的に関わることで、活動の開始や充実のきっかけとなって良かったとのご意見もありました。地域における人間関係の希薄化が進む現代だからこそ、求められている役割です。

新たに生まれた活動を含め、地域のみなさんに必要とされる活動が、将来にわたって持続可能なものとすることも期待されています。

2 これからの地域に必要なこと、地域福祉活動支援員（CW）と協働したいこと

地域活動者の担い手不足や自治会の加入率の低下は、どの地区も共通した課題となっています。若い世代を地域活動に巻き込むため、「子ども」を中心に据え、自治会・地区いずれの圏域でも、2世代・3世代で参加できる活動をしていきたいという意見が多く出ました。多世代の住民が興味を持ち「楽しい」と感じる地域活動を企画とともに、参加につながる仕組みづくりが必要です。「コミュニティスクール」が全市で始まったことを好機と捉え、特に小・中学校と連携した地域活動を期待する声が聞かれました。

子どもたちには、学校での福祉教育や地域活動への参加を通して、自分たちの暮らす地域や自治会に目を向け、その良さに気づいてもらう必要があります。数年後に実を結ぶことができるよう、市社協として取り組み始めた福祉教育を今後も続けていくことが求められています。

また、活動者の担い手不足の中、限られた人材で効率的に地域活動を行っていくために、初めての人でも役員として活動できる体制づくりや重複する活動の整理、地域内の情報共有・連携が今後更に必要となります。地域の役員同士の連携だけでなく、地域と学校、地域と企業等、より幅広い関係者との関わりや、「まちづくり」と一体になった活動が求められています。

地域福祉活動支援員（CW）に対しては、他地区や他自治体の事例紹介など、地域活動の参考となる情報提供を期待されています。また、地域の人材が限られており、住民だけで課題を検討したり活動を進めたりすることが難しい場合、市の方針等を踏まえた課題提起や活動の提案など、地域活動をサポートするような関係を期待する声もありました。

米子市の進める施策と地域福祉活動がつながり、効率的かつ充実した活動となるよう、米子市と市社協の更なる連携の強化も求められています。

(3) 地域福祉ワークショップ

米子市の未来を担う若者の代表として、高校生を対象としたワークショップを開催しました。米子市の地域福祉の現状や課題について理解を深めた後、地域課題について意見交換を行いました。

【JRC（鳥取県高等学校青少年赤十字）、米子北斗高等学校、米子南高等学校】

●開催日

JRC 令和6年2月12日(月)

米子北斗高等学校 令和6年3月6日(水)

米子南高等学校 令和6年6月10日(月)

●参加者

JRC 9名、米子北斗高校 80名、米子南高校 25名

●取り組んだテーマ

①地域の子どもから大人、高齢者までどうやって多世代の交流を促していくか

②ごみで溢れている家に住んでいる一人暮らし高齢者は、どんなことに困っているのか

⇒困りごとに対して、あなたや地域住民にはどんなことができるか

●グループワークの方法

ブレインストーミング²⁷による意見出しを行い、出し合った意見を種類ごとにまとめる。その後、各グループで出た意見を全体で共有する。

概要

【皆生養護学校高等部】

●開催日 令和6年5月17日(金)、6月18日(火)

●参加者 3名

●取り組んだテーマ

①あなたが「地域」と関わる場面は

②これまで参加して楽しかった、または思い出に残っている地域活動や行事、イベント

③これから参加したいと思う地域活動や行事、イベント

④「地域」のために自分たちが協力できること

⑤地域で生活し続けていく上で、現状では実現が難しいが、やりたいこと

●グループワークの方法

それぞれが考えてきた意見を発表し、意見交換を行う。

【米子養護学校高等部】

●開催日 令和6年7月1日(月)

●参加者 ワークショップ32名、アンケート11名

●取り組んだテーマ

①あなたが「地域」と関わる場面は

②これまで参加して楽しかった、または思い出に残っている地域活動や行事、イベント

③これから参加したいと思う地域活動や行事、イベント

④将来、どんなまちだったら暮らしやすいか

²⁷ ブレインストーミング：数名のチームごとに、決められたテーマに対し、互いにアイデアを出し合う会議手法

概要

●グループワークの方法

ブレインストーミングによる意見出しを行い、出し合った意見を全体で共有する。グループワークへの参加が難しい生徒については、学校の協力によりアンケートを行う。



開催結果

JRC、米子北斗高校、米子南高校の部では、ワークショップ実施後に振り返りを行いました。ワークショップを通じて米子市の課題を知ることができた、地域では様々な活動をしていることや、人と人とのつながりの大切さに気づいた等の感想が寄せられています。

また、近所同士でのあいさつや地域行事への参加、困っている方への声かけ等、これからは積極的に取り組んでいきたいと考えた生徒も多く、地域課題を身近に捉え、自分にできることを考えるきっかけになりました。

■地域での多世代交流の促進

これまで参加した行事やイベントを参考にしながら、地域で子どもから高齢者までどうしたら多世代交流を促すことができるのか考えてもらいました。運動会や祭り、マルシェ、フリーマーケット、音楽フェスティバル等のイベントや、地域の伝統を伝える料理や文化体験教室などのアイデアが出されました。特に祭りについては、自治会、地区、神社、市など、様々な実施主体が挙げられており、参加しやすい身近なイベントとして定着しています。

養護学校の生徒からは、祭りや清掃活動、スポーツ大会等の意見が挙げられました。さまざまな年代の方が一生懸命になっている姿を見ることで、自分が走れなくても元気がもらえるという意見もありました。

しかし、がいな祭りなど米子市全域から参加するイベント等を挙げる生徒が多く、自治会や公民館圏域など、より身近な地域との関りについての意見が出にくかったことは課題と感じました。

■地域課題に目を向ける

ごみで溢れている家で一人暮らしをしている高齢者宅が近所にあるという設定で「そこに住んでいる高齢者はどんなことに困っているのか」を考えもらいました。生徒からは、ごみの捨て方がわからないのではないか、体が弱っていてごみの集積場まで持って行けないのではないか、周囲からはごみに見えてもその人にとっては捨てられない大切な物のではないか、などの意見が出ました。

続いて「困りごとに対して自分や地域住民はどんなことができるのか」について考えてもらうと、積極的に挨拶してみる、自分がごみを出すときに声をかける、など自分の日常生活の中でできそうなことから、ごみ捨てのボランティアを組織化する、一人暮らしの人を集めて一緒に食事会をする、など、地域活動へ発展した具体的なアイデアも出ました。

意見を出し合う中で、議題の地域課題が身近にあることや、それぞれの人に理由や事情があることなど、多くの気づきを得られました。また、意見を出し合う中で、高校生の自分達でもできることがあること、全てを行政任せにせず、住民も一緒になって解決に向けて活動する必要があることなど、地域課題の解決に向けた考え方へ変化が見られた生徒もいました。

■未来に向けたまちづくり

地域共生社会の実現に向け、特に皆生養護学校、米子養護学校のみなさんには将来やってみたいことや、暮らしやすいまちについて意見を出してもらいました。

都会に比べて米子は、大学・専門学校等の進学先や、全国規模のスポーツ大会の開催などの機会が限られているという意見がありました。そのため、近くに進学先が増え、米子市で大規模なスポーツ大会が開催されれば、参加しやすく、将来の選択肢も増えて嬉しいという提案がありました。

また、公共交通機関を利用する生徒からは、公共交通機関を安全かつ利用しやすくするための取組等について意見が出ました。高齢になっても活発に活動することが明るい地域づくりにつながるという発想もありました。

3 各種調査より抽出した米子市の課題

(1) 多世代交流・福祉人材の充実

地域団体代表者との意見交換会では、若い世代の地域活動への参加促進について、第1次計画から引き続き地域の課題として挙がりました。現在、地域活動の**担い手**は、60代から70代の方が中心となっています。今後は、子どもに着目して、地域の活動においても、二世代・三世代で参加しやすい活動を実施していくたいと意見が出ました。そのため、第2次計画では、子どもから高齢者まで、地域全体で多世代が交流しやすい環境の整備を更に進めていく必要があります。若い世代が継続的に地域活動に参加していく環境を整備していくために、各学校において、これまで以上に福祉教育を充実させ、子どもたちが地域社会に目を向け、地域に関心を持ち、地域活動に積極的に参加することを促す等の働きかけが重要です。

また、高校生を対象にしたワークショップでは、多世代交流の場の提案が数多く挙がり、地域活動への参加を促すためには「楽しさ」を提供することが大きい要素であることがわかりました。そのため、若い世代を巻き込むためには地域活動から義務感を取り除くことも必要であり、楽しさをきっかけに地域活動の大切さを伝えていくことが求められます。

(2) 相談支援体制の周知・充実

令和4年4月に総合相談支援センター「えしこに」を開設し、複雑化・複合化した福祉課題に対し、相談支援を実施してきました。寄せられた多くの相談は、内容によっては解決が難しい場合もあり、相談者に寄り添いながら支援を続ける伴走支援も行っており、福祉課題を抱える市民が一人で抱え込むことがないように相談体制を充実させてきました。令和4年度、5年度と、年間約500件の福祉の分野を問わない相談が寄せられ、サービスや制度の狭間にある課題が多いことが浮き彫りとなりました。

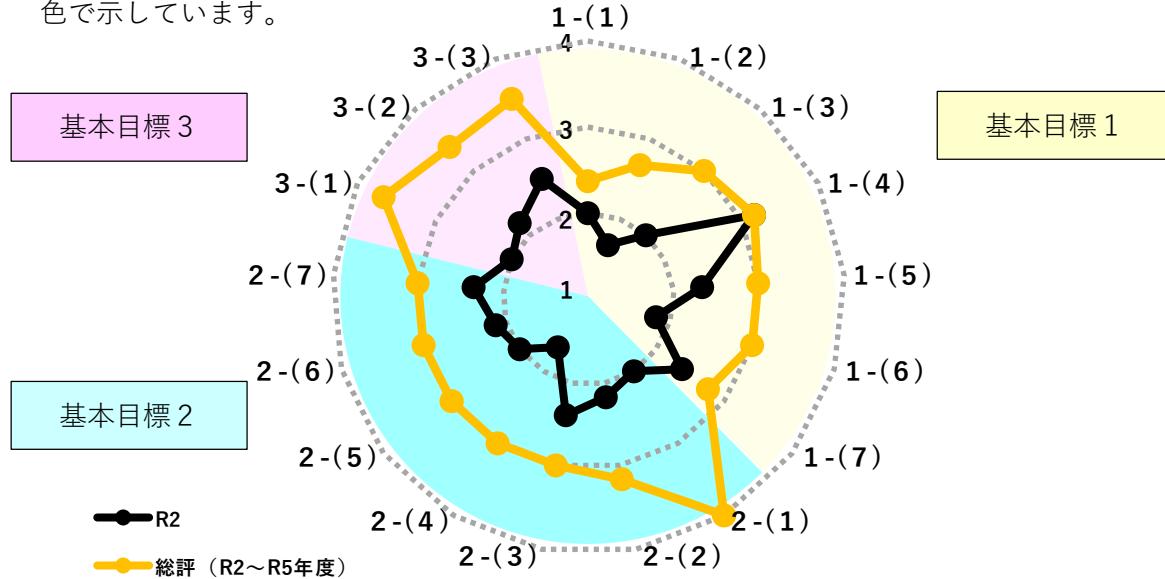
令和5年度末から6年度当初にかけて実施した、「えしこに」についてのアンケート調査では、職員数や関係機関との連携の充実を求める意見や、どのようなときに相談すればよいかわからないといった意見が挙がりました。そのため、相談支援体制の拡充を**進め**、「えしこに」が担う役割について継続的に周知を図り、広く市民に浸透させていく必要があると同時に、関係機関との連携強化を推進していく必要があります。

(3) 複合化した課題を抱えた世帯への対応

市内の福祉施設で相談業務に従事する福祉専門職を対象に実施した「えしこに」アンケートでは、「えしこに」には、課題が複合化している世帯への対応機関の整理や調整、つなぎ先がない人を受け入れる社会資源の開発、事業所の専門領域外の案件へのサポート、サービスや制度につながらない人への伴走支援を特に期待していることがわかりました。また、本市職員向けに実施した「えしこに」アンケートでは、本市職員が「えしこに」につないだケースのうち、約2／3において課題が複合化しているケースでした。つないだケースの抱える課題として最も多かったものは経済的困窮でしたが、その次に多かった課題として家族関係、障がい（疑い含む）、孤独・孤立（ひきこもりなど）でした。課題を抱えていても、相談することに抵抗がある、課題を抱える本人は困っていなくても家族が困っているなどのケースも多く、柔軟に対応していく必要があります。

4 第1次計画の総括

令和2年度から6年度を計画期間とする第1次計画では、3つの基本目標と17の基本計画に基づき、取組を推進してきました。第2次計画の策定にあたり、第1次計画の評価及び課題の整理を行いました。下記グラフは、各基本計画内の各取組の評価を数字に変換して平均化したものであり、令和2年度単年度評価は黒色、令和2年度～5年度までの総評は黄色で示しています。



- | |
|---|
| A評価： 4点 取組の指標を達成した、顕著な取組がある |
| B評価： 3点 計画期間内（令和6年度まで）に指標を達成見込みである、概ね順調に取り組んでいる |
| C評価： 2点 指標を一部達成している、取組は行っているが不十分である |
| D評価： 1点 未着手 |
- ※R2年度評価は、1～5の5段階評価だったため、5：A、4：B、3・2：C、1：Dとした。

基本目標1 地域全体がつながり、支え合うまちづくり		基本目標2 総合的な支援と適切なサービス提供の推進		基本目標3 未来へつながる人づくり	
1-(1)	地域を支える住民活動・団体活動の促進	2-(1)	総合的な相談支援体制の整備 【重点項目】	3-(1)	地域の人材発掘・育成
1-(2)	官民協働・福祉以外の分野との協働	2-(2)	分野横断的な支援・一体的な福祉サービスの提供	3-(2)	福祉従事者の確保・育成
1-(3)	地域福祉・住民交流の拠点の整備	2-(3)	適切で利用しやすい福祉サービスの提供	3-(3)	福祉意識の啓発・福祉教育の推進
1-(4)	災害に備えた支え合い体制の構築	2-(4)	虐待やDVから守るための支援		
1-(5)	自死に追い込まれない社会づくり	2-(5)	権利擁護の推進		
1-(6)	地域課題の発見・共有・協働の仕組みづくり	2-(6)	心身の健康づくり・健康寿命の延伸		
1-(7)	誰もが活躍できる環境の整備	2-(7)	居住・就労・移動手段の確保支援		

基本目標1 「地域全体がつながり、支え合うまちづくり」について

【第1次計画策定時の課題（まとめ）より】

- ・地域福祉活動への若い世代の参加を求める意見が多くあり、幅広い世代の参加が求められている
- ・地域活動の担い手不足の懸念については、今まで地域活動に関わりのなかった人や、法人、団体、行政など分野や官民の境界を越えた協働による地域づくりが必要
- ・地域住民の交流や地域福祉活動の拠点の整備が不十分のため、いろいろな人が日常的に集い、交流が生まれる環境を整えることにより、自然な形での地域づくりの参加意欲向上が求められる
- ・公民館を利用しやすいよう整備するとともに、公民館以外の社会資源も拠点として活用することを考える必要がある

新たな取組として、若者支援ワークショップの開催や、米子市社会福祉法人連絡会²⁸において加入法人が住民活動を支援するための「地域お助けネットワークよなご²⁹」事業を開始することができました。また、一部の地区において子どもの居場所づくりや子ども服の無料譲渡会などを通じて、これまで関りの少なかった世代等にアプローチをしてきました。忙しい就労世代でもニーズに合わせた活動なら主体的に参加していただける場面も多くあり、若者への地域活動の理解を進めること、また時代に合わせて地域活動を柔軟にアレンジしていくことの必要性を認識しました。

地域福祉活動支援員（CW）を中心に、一部の事業者や企業と協働した地域活動を展開することができました。しかし分野を超えた協働はまだ限定的であり、今後も推進が必要です。住民交流の拠点となる活動を側面的に支援してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつもふれあい・いきいきサロンは数を維持し、子ども食堂の数も増えています。誰もが日常的に集える場は課題を抱えた方の早期発見にもつながる大切な活動であり、引き続きこうした活動の充実に向けた取組が必要です。

公民館の整備について、安全確保のための公民館の設備改修は計画通りに実施することができ、Wi-Fi環境の整備やキーボックスの設置など利便性の向上を図ることができましたが、今後も住民活動の拠点としての公民館の利便性向上は引き続き必要です。公民館以外の社会資源の活用については、個別に地域の社会資源を活動場所として仲介できたケースはありましたが、仕組みとしては不十分と感じています。

1 – (1) 地域を支える住民活動・団体活動の促進

地域福祉活動支援員（CW）を配置し、担当地区を中心に住民活動の支援を行うとともに、住民との協働による新たな地域活動の創出にも取り組みました。地域支え合い推進会議³⁰の開催を進めるとともに、既存の協議体にも参加し、地域団体のネットワーク形成を

²⁸ 社会福祉法人連絡会：市内で事業を行う社会福祉法人が参加し、各法人の専門性を活かしながら連携して地域貢献活動に取り組み、より良い地域づくりをめざす団体。

²⁹ 地域お助けネットワークよなご：米子市社会福祉法人連絡会の加入法人が地域貢献活動の一環として、活動場所の提供、備品貸出、講師派遣等を行い、地域活動を支援する事業。

³⁰ 地域支え合い推進会議：地域住民や地域に関連する団体等が出会い、互いを高め合いながら、地域課題の解決に向けた取組につなげていくことを目的に、公民館区域ごとに設置される会議

進めました。

ボランティア登録団体の整理を行い、今後の支援活動を行いやすい状況を整えましたが、引き続き登録者の増加に向けたアプローチが必要です。

1 – (2) 官民協働・福祉以外の分野との協働

事業者や企業への働きかけについては、地域福祉活動支援員（CW）の働きかけにより、スマートフォン講座の実施や食品の提供など、協働を進めることができました。また、社会福祉法人連絡会を継続して開催し、令和4年度より「地域お助けネットワークよなご」事業を開始し、社会福祉法人が住民活動を支援する仕組みづくりができました。

ソーシャルビジネス³¹・コミュニティビジネス³²やSIB³³については、検討を行いましたが実施には至りませんでした。

1 – (3) 地域福祉・住民交流の拠点の整備

公民館の有効活用について、Wi-Fi環境の整備やキー ポックスの設置など利便性の向上を図ることができました。また、コミュニティ施設整備費補助金³⁴の交付については、全自治会に対して周知を行い、毎年申請自治会に対して補助金を交付しました。

地域の居場所づくりの推進については、ふれあい・いきいきサロン活動において、令和3年度より登録基準の見直しを行い、サロン登録数を維持しています。

空き家や空き店舗の活用促進については、空き家活用についての相談を受け、助成事業の情報提供などを行いましたが、実際の活用に至るまでには課題があります。

1 – (4) 災害に備えた支え合い体制の構築

大きく進展した点として「避難行動要支援者対策事業」に取り組み、条例の制定や、避難行動要支援者名簿の地区への提供や個別避難計画³⁵の策定を推進するとともに、計画に沿った避難訓練を実施するなど、関係課の協働で推進することができました。

「支え愛マップ³⁶」の作成・活用については、様々な研修会等の機会を通して必要性について広く啓発することができ、自治会からの相談件数も増加しています。

福祉避難所³⁷の拡充については、資材整備や協定締結数の増加を進めることができましたが、福祉避難所施設は不足している状況であり、今後も拡充に向けた取組が必要です。

³¹ ソーシャルビジネス：貧困問題や環境問題などの社会問題に対して、ビジネスの手法を通じて解決を図っていく事業活動

³² コミュニティビジネス：「ソーシャルビジネス」のうち、地域的な課題に特化した事業活動

³³ S I B：「ソーシャル・インパクト・ボンド」の略。官民連携の仕組みの一つで、行政機関が民間から調達した資金を使って、民間企業や法人に社会的課題の解決に資する事業を委託し、その成果に応じて資金提供者に報酬を支払う方式

³⁴ コミュニティ施設整備費補助金：市民による、自治会活動やコミュニティ活動の基盤となる環境作りの支援を目的に、コミュニティ施設（集会所、スポーツ広場、放送施設等）の新設、増改築等を行う自治会等に対し交付される補助金

³⁵ 個別避難計画：災害時に自ら避難することが難しく、特に支援を必要とする高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画。

³⁶ 支え愛マップ：平常時の見守りや災害時の避難支援を目的として地域住民が主体的に作成する、支援を必要とする者及びその支援者の情報、避難所及び避難経路を盛り込んだ地図

³⁷ 福祉避難所：災害発生時、一般の避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者等の特別な配慮を必要とする避難者のために開設される避難所

1 – (5) 自死に追い込まれない社会づくり

相談窓口の周知については、令和5年度から新たに若年層や就労世代に向けた情報提供を行う等、米子市の自死の傾向や国の動向に合わせて周知する対象の検討を行い、相談者も増えています。「守り、支え合ういのちチーム³⁸」については、令和4年度に引き続き、保健師等専門職を中心に関係機関と協働して相談を受けて支援を行いました。

自死に対する知識の普及啓発・ゲートキーパー³⁹の養成については、公民館での自死に関するミニ講座、小中学校での小中サミットの実施により取組を進めてきました。今後は、本市における労働者の自死が多いことの対策も行っていく必要があります。

1 – (6) 地域課題の発見・共有・協働の仕組みづくり

各地区内の民生委員・児童委員と在宅福祉員が連携を深めるための取組を実施し、市内27地区において連絡会や意見交換会を実施することができました。また、令和3年度の重層的支援体制整備事業移行準備事業から、参加者に守秘義務を設け、多機関で個人情報について適切に情報共有を行う体制を実現することができました。

地域アセスメントによる課題の早期発見・共有については、福祉のまちづくりプラン策定により進めてきましたが、今後、更なる地域課題の把握に向けて住民や関係機関との連携強化が必要です。

1 – (7) 誰もが活躍できる環境の整備

ユニバーサルスポーツの普及、アート展の継続開催や、各福祉団体の事務局としてイベントの開催支援を実施し、個人の特性に合った活躍の場を提供しました。ファミリー・サポート・センター⁴⁰事業については、ホームページへの記事掲載、子育てサークルへの出張説明、3歳児健診時、その他イベント等にて事業周知を積極的に行い、毎年活動回数と依頼会員数は増加しています。

介護や見守りが必要な人及びその家族の支援について、認知症サポーター⁴¹の累計は増えているものの、新型コロナウイルス感染症の影響もあり十分な取組ができず、今後も認知症の早期発見と理解啓発に積極的に取り組む必要があります。

³⁸ 守り、支え合ういのちチーム：自死につながる可能性のある人を発見したとき、相談を受け、市役所内外の関係機関と連携して支援を行う、健康対策課の自死予防対策担当保健師を中心とした市役所の専門チーム

³⁹ ゲートキーパー：専門性の有無に関わらず、自死の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなぎ、見守る）を図ることが期待される人

⁴⁰ ファミリー・サポート・センター：地域の中で子どもを預かって欲しい人と子どもを預かりたい人が会員になって、相互援助活動を行う有償ボランティア制度。援助内容は、子どもの送迎や預かり。

⁴¹ 認知症サポーター：認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。

基本目標2 「総合的な支援と適切なサービス提供の推進」について

【第1次計画策定時の課題（まとめ）より】

- ・「相談窓口がわからない」、「利用できる制度やサービスの情報が得にくい」、「ここに行けば何でもわかる、聞ける場所が必要」という課題に対応するため、どんなことでも気軽に相談できる場所が求められる
- ・必要な情報が必要な人に提供される体制整備の実現

本計画の重点項目として、「総合的な相談支援体制の整備」を掲げ、地域福祉活動支援員(CW)と総合相談支援員(CSW)⁴²の配置や、総合相談支援センター「えしこに」の開設、多機関協働による分野横断的な支援、生活困窮者に対する一体的な支援などの整備を進めてきました。各種相談窓口や制度の周知などの情報発信手段についても検討を重ねてきましたが、自ら困りごとを発信できる方ばかりではないため、そうした方が孤立することのないようネットワーク体制の整備も一層進めていく必要があります。

2 – (1) 総合的な相談支援体制の整備 【重点項目】

地域福祉活動支援員(CW)をモデル地区に配置し、地域の住民や団体、事業者等の主体との協働体制の構築に向けて取組を実施してきました。併せて、総合相談支援センターの運営に必要な情報を整理し、令和4年4月に1か所目の総合相談支援センター「えしこに」を開設し、総合相談支援員(CSW)を中心として、総合相談支援体制を整えることができました。また、令和5年度には、今後の総合相談支援センターの在り方について、各課と協議を重ね、まずは「えしこに」の相談支援体制の充実を図るという今後の方向性を定めることができました。

今後、日常生活圏域ごとにチームを編成し、全市的な総合相談支援体制をめざすにあたり、地域包括支援センター⁴³や障がいの一般相談支援事業所⁴⁴等の支援関係機関や民生委員・児童委員など様々な主体との緊密な連携体制の構築が課題です。

2 – (2) 分野横断的な支援・一体的な福祉サービスの提供

複合的な課題を抱えた方や、つなぎ先のないケースへの対応については、米子市重層的支援会議⁴⁵、支援会議⁴⁶を適宜開催して支援方針や課題を多機関で共有して支援につなげており、今後も福祉課題を抱えた住民に対する分野横断的な支援の検討を行っていきます

⁴² 総合相談支援員(CSW)：総合相談支援センター「えしこに」に所属し、地域の活動者や支援関係機関等と連携を図りながら、困難を抱えている人の支援を行う専門職。CSWはコミュニティソーシャルワーカーの略。

⁴³ 地域包括支援センター：地域における高齢者の総合相談・支援や必要なサービスの利用調整などを行う機関。

⁴⁴ 一般相談支援事業所：障がい者の基本的な生活相談に加え、施設や病院等に入所・入院している人の地域生活への移行や、地域生活の継続に関する支援を行う事業所

⁴⁵ 重層的支援会議：自立支援が必要な人に対して、関係機関が連携して支援体制を構築するための会議。本人のニーズや意向に沿った支援プランの作成や実施、評価を行う。

⁴⁶ 支援会議：市町村等が、生活困窮者の自立支援を図るために、関係機関等と情報交換等を行うために組織する会議

令和5年度より住居確保給付金⁴⁷窓口、家計改善支援事業⁴⁸等を市社協が新たに受託し、生活困窮者自立相談支援事業と一体的な支援体制が整いましたが、以前の相談者が再度相談される事例もあり、根本的な解決が困難なケースもあります。

2 – (3) 適切で利用しやすい福祉サービスの提供

市役所においては、スマート窓口の導入や、電子申請の導入等DXの推進により、申請からサービスの支給決定までの期間を短くすることができました。今後は、更なる迅速化をめざして、引き続き事務の見直しを継続して検討していきます。

また、障がい者や高齢者を情報弱者にしないために、情報発信の方法について検討を重ね、一部改善を行いましたが、今後も対象者の特性に合わせた情報提供や申請手続きの配慮についての取組を進めています。

2 – (4) 虐待やDV⁴⁹から守るための支援

各部署において通報を受けた際には、事象の重大さにかかわらず、関係機関と連携して対応しており、引き続き、迅速な連携に努めています。また、虐待の通報先や、子育てや介護に関する相談先の周知を関係課が様々な機会を通して行いました。

関係機関への研修の実施については、新型コロナウイルス感染症の影響により自粛していましたが、令和3年度以降、米子市要保護児童対策地域協議会⁵⁰構成機関職員を対象に研修会を再開することができました。今後は、研修の更なる充実に向けた検討が必要です。

2 – (5) 権利擁護の推進

成年後見市長申立ての推進については、それぞれのケースに対してアセスメントを実施して市長申立てを行うことができました。今後も、アセスメントの結果に応じて、市長申立ての推進や適切な支援につないでいきます。また、市民後見人⁵¹の養成については、養成講座を毎年開講しており、参加者も一定数確保できている一方で、講座修了者が実際に地域で活動しているかについては不明確で、今後は講座修了後のフォローも含めて検討していく必要があります。

日常生活自立支援事業については、ニーズ増加による利用待機が続いています。業務の効率化や事業の実施体制が依然として課題となっています。

⁴⁷ 住居確保給付金：離職または自営業の廃止により経済的に困窮し、住宅を喪失した方、もしくは喪失するおそれのある方に家賃相当額を支給し、住まいと就労機会の確保に向けた支援を行う。

⁴⁸ 家計改善支援事業：家計に問題を抱える方が自ら家計を管理し、早期の生活再生を行うことができるよう、家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度の利用や貸付のあっせん等の支援を行う事業。

⁴⁹ DV：ドメスティックバイオレンスの略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

⁵⁰ 要保護児童対策地域協議会：市町村が設置する、虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場

⁵¹ 市民後見人：弁護士や司法書士などの資格はもたないが、講習等で成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた親族以外の市民による後見人のこと。弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない人の金銭管理や日常生活における契約などを代行する。

2 – (6) 心身の健康づくり・健康寿命の延伸

こころの広場⁵²の実施や、生活習慣改善への支援など、地域の特性に合わせた保健活動の推進を進めてきました。フレイル予防の推進については、計画期間を通して、予防啓発や個別訪問などに力を入れてきました。今後も民間事業者を含めた関係機関などと更に協力し、フレイル予防の普及を進めます。

各種健康診査や検診の啓発・周知については、各種検診及びがん検診の受診率向上をめざして受診勧奨を進めてきましたが、今後も関係機関との連携を強化し、受診勧奨を継続していきます。

2 – (7) 居住・就労・移動手段の確保支援

障がい者の就労支援、障がい者雇用の促進については、個別のケースでは関係機関との連携により就労系の障がい福祉サービスの利用や一般就労に向けた支援を行っているものの、連携を図るための体制構築には至っていないことが課題となっており、関係機関と連携体制の構築を図ることが必要です。

高齢者の移動支援については、住民によるカーシェアリング⁵³活動など、住民主体の移動支援活動は実施されていますが、ボランティアによる運営では負担が大きいという課題も見えています。

基本目標3 「未来へつながる人づくり」について

【第1次計画策定期の課題（まとめ）より】

- ・地域福祉の担い手の高齢化や固定化
- ・次世代の育成と活動の継承や新たな担い手の発掘が必要
- ・少子高齢化の進展による福祉サービスの需要の増大・多様化が見込まれる中、より質の高い福祉サービスの提供のために福祉専門職の量的確保と育成が極めて重要

「人と地域とつながる研修」をはじめ、地域での研修やボランティア入門講座など様々な形で活動への参画や必要性を促してきました。啓発や研修には力を入れましたが、研修を受けた人材がその後活動につながっているかの状況把握や、受講者へのアプローチは十分ではなく、今後は研修と合わせてその後のフォローに力を入れていく必要があると感じています。

計画期間の中で、福祉専門職の紹介を福祉教育で実施し、福祉専門職採用のためのリクルート活動を始めることができましたが、人口減少に伴い今後さらに福祉専門職のなり手不足が懸念されている中で、今後も継続的かつ効果的なアプローチが必要です。福祉教育や郷土愛を育む教育の推進など、学校との連携による地元や福祉への関心を深めるような取組や、各法人や職能団体との連携による人材育成など、専門職の量と質を確保しなければなりません。

⁵² こころの広場：精神障がい者の社会参加を促進するために、月に1回実施している、レクリエーション等の交流活動の場

⁵³ カーシェアリング：登録を行った会員の間で車を共同して使用すること。

3 – (1) 地域の人材発掘・育成

ワークショップや研修をはじめ、子ども服の無料譲渡会の実施、子どもの居場所づくり等、これまで関わりのなかった個人や団体との協働による取組を継続的に実施し、若い世代に向けたSNSによる地域活動の情報発信も行いました。

市職員・市社協職員への地域福祉活動の推奨については、県社協や米子市主催の研修への参加を積極的に促す等の働きかけを行いましたが、職員の地域福祉活動の参加促進のためには更なる環境整備が必要です。

3 – (2) 福祉従事者の確保・育成

大学や各種学校との連携として、実習生の積極的な受け入れや、学生へ福祉職の講義を行うなどの取組を進めてきました。

相談援助技術を有する専門職の育成については、ソーシャルワークの基本的な知識・技術を学ぶ研修会として、「人と地域とつながる研修」を実施しました。研修を受けた市民が実際に地域で活動しているかについては把握できていないため、今後フォローアップ研修を充実させるのと同時に、研修受講後の地域活動への参加を進めていく必要があります。

3 – (3) 福祉意識の啓発・福祉教育の推進

各部署において、小地域懇談会、人権講座、「人と地域とつながる研修」、地域住民への研修など、それぞれ住民や活動団体、児童生徒などを対象に実績を積み上げることができました。

各学校と連携した福祉教育については、令和4年度から福祉教育の実践に関わる回数を大幅に増やすことができ、福祉教育研究協議会でのアンケートなども実施し、多様な形で福祉教育に関わることができました。しかし、全市的な福祉教育推進の仕組みづくりには至っておらず、今後の福祉教育の更なる展開が求められます。

5 第1次計画の検証からの課題（まとめ）

第1次計画の検証から、現在の課題を以下のようにまとめています。

基本目標1 「地域全体がつながり、支え合うまちづくり」について

- 地域課題の解決のために、行政と民間の協働や福祉以外の分野との協働について、更に実践を積み上げて定着させていくことが必要です。
- 身近なところで、誰もが日常的に集える場や機会はとても大切であり、地域活動の核となる多様な活動が各地域で更に展開されていくよう、体制を整備することが重要です。
- 若い世代と共に地域活動の活性化を図るような働きかけや、多様な方が参加、活躍できる場面や活動の機会を促進することが必要です。
- 地域での孤立を防ぎ、つながりを強くするために、近所で気に掛け合う意識や災害時に備えて日ごろから地域で支え合う意識を高める働きかけが必要です。

基本目標2 「総合的な支援と適切なサービス提供の推進」について

- 米子市における総合的な相談支援体制を進めるために、チーム制での総合相談支援を円滑な連携のもと進めていくことや、各地域包括支援センター等の各種関係機関ともこれまで以上に緊密にネットワークを組んでいくことが必要です。
- 既存の制度やサービスでは解決が難しい課題に対して、全市的に解決策を検討し事業化していく仕組みが必要です。
- 誰もが利用しやすい福祉サービスの推進や、対象者の特性に合わせた情報提供により、適切に必要なサービスを受けることができるよう環境整備の充実が必要です。
- 住居や仕事の確保に向けた支援の充実など、困りごとを抱えた方の生活基盤の安定を図るため、生活困窮者に向けた一体的支援の促進や、成年後見制度⁵⁴の充実など、地域で尊厳を保ちながら安心して暮らせる体制整備が必要です。

基本目標3 「未来へつながる人づくり」について

- 各種研修会等に参加されたボランティアや地域活動に関心のある人たちが、様々な活動に参加できるように後押しするような体制整備が必要です。
- 福祉専門職の量と質を確保するために、各学校、法人、職能団体等との連携による人材の確保と育成が必要です。
- 地域共生社会の実現に向けて、福祉分野への理解を働きかけ、地域活動や地元にも関心をもってもらうために、全市的に様々なテーマで福祉教育を推進していくことが必要です。

⁵⁴ 成年後見制度：家庭裁判所によって選ばれた後見人が、認知症や障がいなどによって判断能力が十分ではない人の財産管理や介護サービスの利用契約、施設・病院の入退所契約等を行うことで、その人の権利を擁護する制度

第3章 米子市及び市社協がめざす地域福祉の姿

1 基本理念について

第1次計画は「ともに生き、ともに輝き、ともにつくる福祉のまち」を基本理念に掲げ、3つの基本目標と17の基本計画により取組を進めてきました。第1次計画の総括では令和2年度と比べて多くの取組の自己評価の向上が見られましたが地域共生社会の実現に向けては、更に様々な取組を推進していく必要があります。

したがって、本市のめざす地域福祉の姿としては第1次計画の基本理念を引継ぎます。

地域住民や地域に関わる様々な団体、組織が、地域の現状や課題を共有し、互いの考え方や立場の違いを越えて支え合い、自分の力だけでは解決できない問題が生じたときには、その解決に向けて協働する「ともに生きる」社会をめざします。

そして、市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが地域の中で孤立することなく、自分なりの役割を持って、いきいきと活躍できる「ともに輝く」社会をめざします。



【基本理念】

「ともに生き、ともに輝き、ともにつくる福祉のまち」

2 基本目標について

本計画の基本理念を達成するために、以下の基本目標を設定し、この基本目標のもとに各取組を推進していきます。

(1) 必要なときに支援を届けられる体制づくり

地縁的なつながりや親族間のつながりの希薄化に伴い、ひきこもりなどの社会的孤立の問題や「8050問題⁵⁵」、ごみ屋敷などの「制度の狭間」の問題、介護と育児のダブルケアなどの複合的な問題を家庭や地域で受け止めることができず、問題が深刻になってから発見されるケースが多くなっています。

これらの問題に対応するため、問題の早期発見の仕組みづくりに取り組むとともに、予防的な観点から、事前対応型の支援を推進します。併せて、あらゆる課題に対応できるよう、市及び市社協の職員で構成する支援チームを中心とした地域住民や多機関の協働による包括的、分野横断的な支援の仕組みづくりに取り組みます。

⁵⁵ 8050問題：高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯に係る問題。

また、住民の多様なニーズを的確に把握し、適切で効果的な支援につなげられるよう努めます。

(2) 地域全体がつながり、支え合うまちづくり

地域の中で誰もが安心して暮らし、自分らしく活躍することができる「地域共生社会」を実現するためには、住民自らが地域課題の解決に取り組む力を引き出すとともに、互いの多様性を認め合うことができる社会づくりと、地域全体がつながり、孤独・孤立の状態にある人を、地域全体で支え合う体制づくりが必要です。

そこで、地域の特徴に配慮しつつ、地域住民、民間事業者、社会福祉法人、行政等、地域の多様な構成員が地域の生活課題の解決のために協働する仕組みや多世代の住民が交流し、協力できる体制を構築します。

(3) 未来へつながる人づくり

地域福祉を推進し、未来へつなげていくためには、その担い手となる人材を発掘・育成するとともに、地域で活躍した人々の知識や経験、地域への誇りや愛情を次の世代へ継承していく必要があります。

そのため、学校教育や社会教育と連携しながら、長期的な視点を持って、住民の地域への愛着や地域福祉活動への参加意欲が醸成されるよう福祉教育を推進します。

また、住民の暮らしを支える福祉サービスを将来に渡って安定的に提供するため、相談員や保育士などの福祉専門職の量的確保と、質の高い支援に対応できる人材の育成に取り組みます。

3 目標を達成するためにめざす体制

目標を達成するためには、地域住民に身近なところで、地域の課題や個人の課題に関するあらゆる相談が受け止められ、適切な支援につなげていけるように、地域社会のすべての構成員や支援関係機関が、互いの立場の違いを越え、協働していく仕組みを構築する必要があります。

第1次計画での実践を踏まえて、当初掲げた中長期的な施策方針を軌道修正し、相談支援体制の整備をめざします。

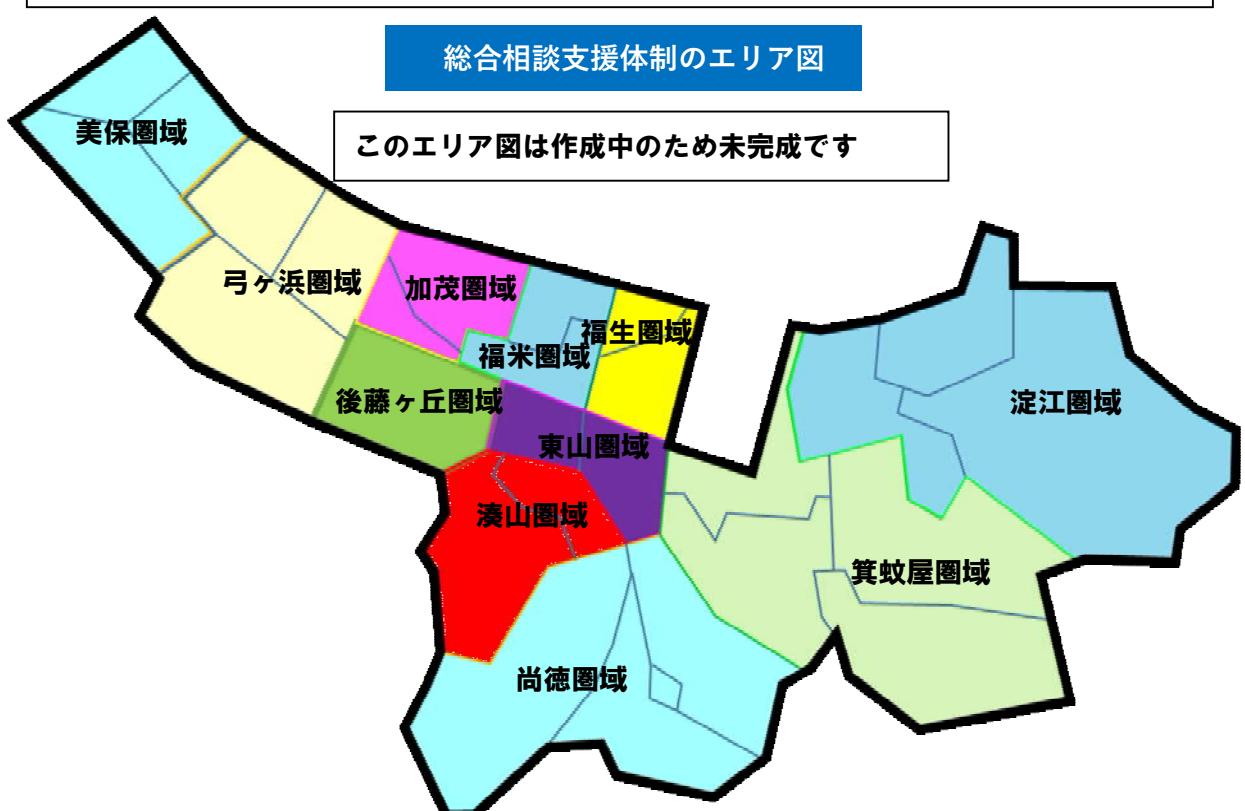
目標を達成するために①

エリア区分と総合相談支援の推進

第1次計画では、市内に7つ程度の総合相談エリアを設定し、各エリアに地域包括支援センターと一般相談支援事業所の機能を兼ね備えた総合相談支援センターの設置をめざしていました。

令和4年度に総合相談支援センター「えしこに」を1か所設置し、全市的な相談を受け止め対応していく中で、各地区に総合相談支援センターを設置するのではなく、職員のノウハウや知見を生かしつつ、限られた人的資源を最大限に発揮することが有効であると判断したため、令和6年度から「えしこに」の充実を図り、日常生活圏域（中学校区）ごとに支援チームを編成し、全市的な総合相談支援体制をめざすこととしました。

今後は日常生活圏域をベースに編成された支援チームが中核となり、担当地区の相談を受け止めた上で支援チーム内での連携はもちろん、各地域包括支援センター、一般相談支援事業所、その他関係機関や民生委員・児童委員等の地域福祉活動者との緊密なネットワークを構築し総合相談支援体制の推進を図ります。



目標を達成するために②

総合相談支援体制の中核となるチーム連携

日常生活圏域をベースに地区担当制を敷き、各専門職が多様な課題に関わっていきます。各専門職は以下の役割をもって担当地区に入り、それぞれがキャッチした情報や相談について支援チーム内及び各関係機関と緊密な連携を図り解決に導きます。

また地域住民主体の活動を支えるため、各地域の活動団体との連携や地域の話し合いの場等を通じて、地域との連携による社会資源の創出や課題解決を働きかけます。

総合相談支援員（CSW）の役割（米子市福祉政策課）

個別課題の相談支援を行うとともに、地域活動者や支援関係機関等と連携し、相談者の抱える課題について分野を問わず対応します。

また、複合的な課題や対応困難な課題への対応など、必要に応じて重層的支援会議を開催し、関係機関との協働によるチーム支援の旗振り役を担います。

地域福祉活動支援員（CW）の役割（米子市社会福祉協議会）

担当地区における地域課題を把握し、地域の多様な主体との地域課題の共有と解決を図るため、地域のプラットフォームづくりを進めます。様々な地域福祉活動を継続・充実できるよう、各活動団体の支援を行うとともに、新たな社会資源の開発に努めるなど、地域福祉の基盤づくりを支援します。

地域活動支援員⁵⁶の役割（米子市地域振興課）

地域課題の総合相談窓口として、多様な地域課題の解決に向けて、公民館や自治会活動の支援を行います。地区ごとの実情を把握し、現在の取組を活かしつつ、地域課題の解決に向けて地域で取り組むことのできる仕組みづくりを支援します。

地区担当保健師の役割（米子市健康対策課）

担当地区で実施する「出張！なんでも健康相談」や、健康面でのハイリスク者⁵⁷訪問、保健推進員会、食生活改善推進員会等の地縁組織活動との連携を通じて、地域保健の専門性を活かして地域の相談支援を行い、課題の重篤化を防ぐため早期発見に努めます。

⁵⁶ 地域活動支援員：地域振興課に所属し、地区ごとの実情を把握しながら、課題解決に向けて地域で取組むことができる仕組みづくりを支援する。多様な地域課題の解決に向け、公民館や自治会への支援を行い、持続可能なまちづくりを推進する。

⁵⁷ ハイリスク者：健康障害を引き起こす可能性のある集団の中から、より高いリスクを持っている人。

目標を達成するために③

重層的な福祉圏域の設定と相談支援体制の整備

市内に「近隣・自治会の圏域」「公民館区域」「日常生活圏域」「市全域」の四つの段階的な福祉圏域を設定し、それぞれの圏域での役割と機能を発揮しながら、相互の圏域の連携を図ることによって、地域福祉活動や相談支援体制を重層的に機能させ、地域福祉を推進します。

① 近隣・自治会等の圏域

(日常的な見守りや交流、災害時の支え合い活動を実施する最も身近な圏域)

② 公民館区域

(住民主体の地域福祉活動や様々な団体等との協働の中心となる圏域)

第1次計画では地域福祉活動支援員（CW）が中心となり、公民館区域ごとに地域福祉のプラットフォームとして「地域支え合い推進会議」の開催を働きかけ、住民主体の地域福祉活動や多様な団体との協働をめざしていました。

担当地区を中心に「地域支え合い推進会議」の設置を進めてきましたが、既に地域の様々な主体により地域課題の解決に向けた協議がなされている地区もあり、目的は同じで参加者が重なるような協議体を複数設置することで地域住民の負担にならないよう、既存の協議体との連携協働を図ることで、地域の特色に合わせたプラットフォーム⁵⁸の推進を進めていきます。

③ 日常生活圏域

(支援チームを中心とした総合的な相談支援を実施する圏域)

日常生活圏域をベースに総合相談支援体制の中核を担う支援チームを設け、担当地区的相談を受け止めます。特に各地域包括支援センターと一般相談支援事業所とは緊密に連携をとり、またそれ以外の関係機関や団体等ともネットワークを構築し、複雑化・複合化した課題の解決を図ります。

支援チーム員が相互に連携をとり、適宜支援チームの連携会議や重層的支援会議等の開催を行い、個別課題と地域課題の一体的な解決をめざします。

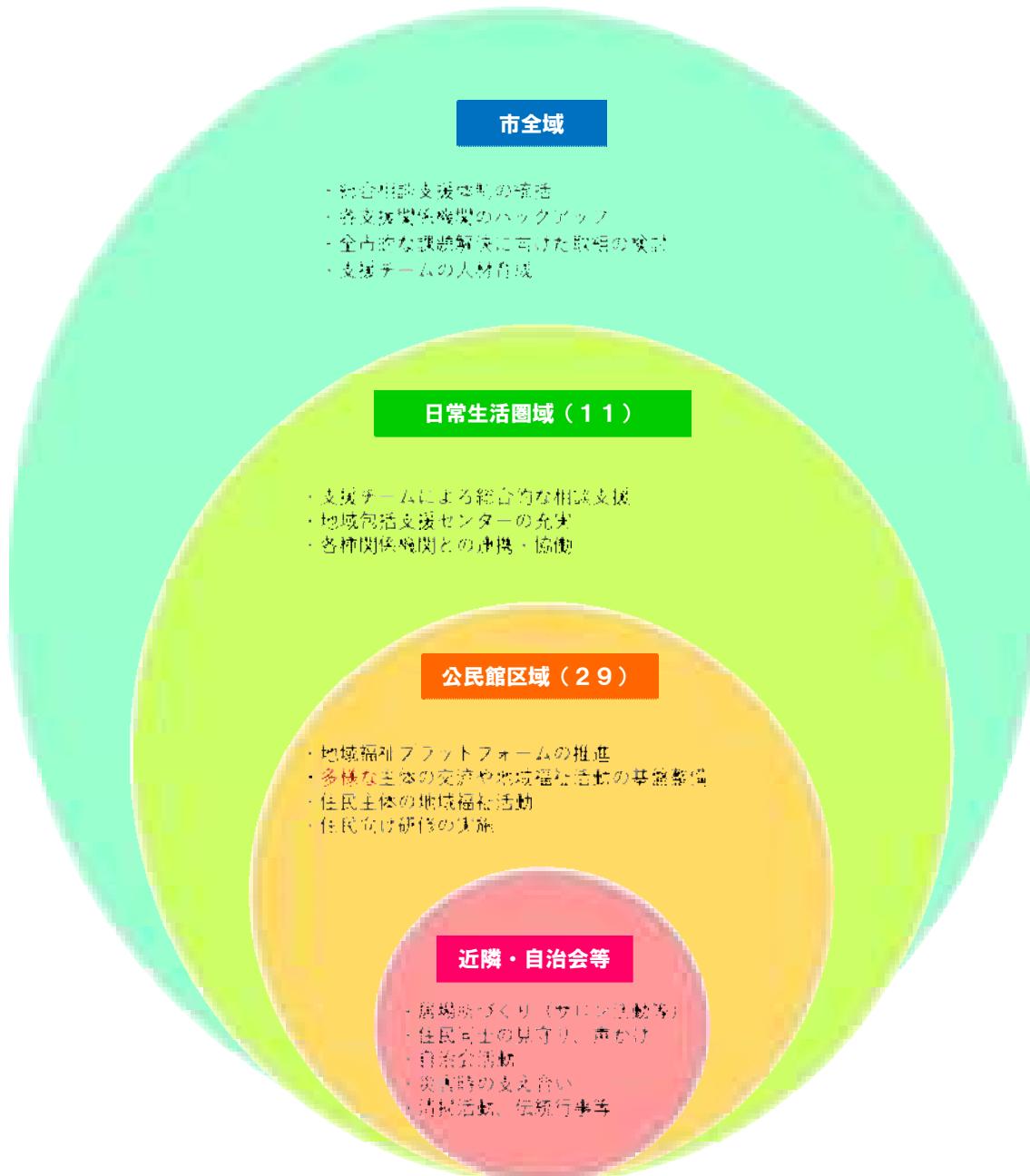
④ 市全域

(福祉制度設計、政策決定、人材育成、総合相談支援体制の統括を行う圏域)

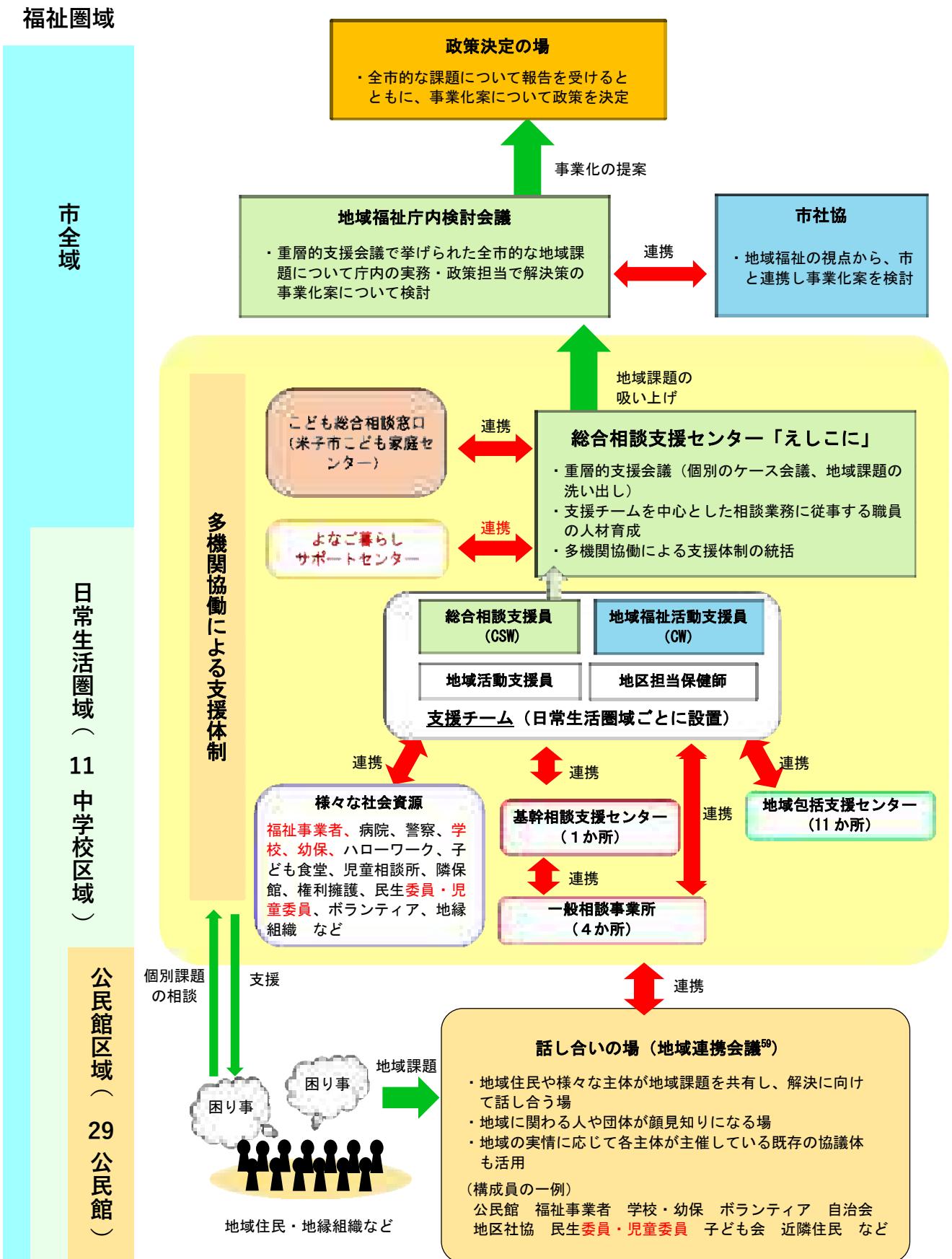
地域での話し合いの場や、重層的支援会議等で浮き彫りとなった地域課題について、「地域福祉庁内検討会議」で検討します。そこで政策として具現化が必要とされた課題については、政策決定の場にて検討を行い、関係各課による事業化につなげていきます。

⁵⁸ プラットフォーム：多様な主体が協働していくための基盤となる体制や仕組み

【重層的な福祉圏域のイメージ図】



【総合相談支援体制のゴルイイメージ図】



⁵⁹ 地域連携会議：地域活動支援員、地域福祉活動支援員（CW）を中心に、地区における既存の取組みや会議体を活用し、公民館や総合相談支援センター「えしこに」と連携しながら、地区の実情に応じた様々な課題を解決するための仕組みづくりに取組む協議の場

4 計画の体系

本計画では、3つの基本目標ごとに基本計画を設定し、これらを実行することにより、誰もが安心して暮らすことのできる「地域共生社会」の実現をめざします。

【基本理念】	【基本目標】	【基本計画】
	1 必要なときに支援を届けられる 体制づくり	(1) 支援チームによる支援体制の整備 【重点】 P.52 (2) 分野横断的な支援・一体的な福祉サービスの提供 P.54 (3) 虐待やDVから守るための支援 P.57 (4) 権利擁護の推進 P.60 (5) 心身の健康づくり・健康寿命の延伸 P.62 (6) 居住・就労・移動手段の確保支援 P.65
	2 地域全体がつながり、支え合う まちづくり	(1) 地域を支える住民活動・団体活動の促進 P.68 (2) 官民協働・福祉以外の分野との協働 P.70 (3) 地域福祉・住民交流の拠点の整備 P.72 (4) 災害に備えた支え合い体制の構築 P.74 (5) 孤独・孤立を生まない仕組みづくり 【重点】 P.77 (6) 誰もが活躍できる環境の整備 P.81
	3 未来へつながる 人づくり	(1) 福祉意識の啓発・福祉教育の推進 【重点】 P.84 (2) 地域の人材発掘・育成 P.86 (3) ボランティア体制の充実 P.88 (4) 福祉従事者の確保・育成 P.90

『ともに生き、ともに輝き、ともにつくる福祉のまち』

第4章 目標達成のための具体的な取組

1 具体的な取組内容について

第3章において、3つの基本目標と、それを達成するための基本計画について示しましたが、本章では、基本計画のさらに具体的な取組内容について、まとめました。

本計画のめざす「地域共生社会の実現」のためには、市や市社協だけでなく、市民一人ひとりや企業など、様々な主体がそれぞれの役割を果たすことが重要となります。

次ページ以降の各基本計画において、「**基本計画の推進に向けた役割**」としてそれぞれの役割を次のように整理しています。

計画の目標が達成されるために、市と市社協が果たすべき役割を

市の役割

市社協の役割

個人や地域全体又は企業や関係機関等に期待する自主的な行動を

市民一人ひとり・地域に期待する役割

企業・事業者・団体に期待する役割

と示し、また、各基本計画内の市と市社協が行う具体的な取り組みを

市と市社協 の取組

としています。

基本計画（1） 支援チームによる支援体制の整備【重点】**現状と課題**

- ・総合相談支援センター「えしこに」を開設し、総合相談支援員（CSW）を中心として、総合相談支援体制を整備しました。また、今後の総合相談支援センターの在り方については、各課と協議を重ね、まずは「えしこに」の相談支援体制の充実を図るという今後の方向性を定めることができました。
- ・今後、日常生活圏域ごとに関係各課でチームを編成し、全市的な総合相談支援体制をめざすにあたり、各関係機関とこれまで以上に緊密なネットワークを構築していく必要があります。

基本計画の推進に向けた役割**市の役割**

- ・総合相談支援員（福祉政策課）、地域活動支援員（地域振興課）、地区担当保健師（健康対策課）が支援チームに加わり、関係機関と協働し、日常生活圏域ごとの個別課題・地域課題について支援を届ける体制を整備します。
- ・複合的な福祉課題を抱える方・世帯の支援については、重層的支援会議を開催し、関係機関が協働して適切な支援を実施します。

市社協の役割

- ・地域福祉活動支援員（CW）が総合相談支援体制におけるチーム員としての役割を担っていきます。
- ・地域福祉活動支援員（CW）が把握した地域課題についてチーム員と共に、市全体の社会資源開発に向けた提案ができるよう努めています。

市民一人ひとり・地域に期待する役割

- ・**福祉**課題の早期発見のために、日ごろから地域活動を通じて地域住民同士のつながりを強め、必要なときに相談し合える関係性を構築しましょう。

企業・事業者・団体に期待する役割

- ・必要なときに関係機関が連携することができるよう関係性を構築しましょう。

市と市社協 の取組

No.	取組	内容	担当
1	チーム支援による総合的な相談支援	・「えしこに」を中心とした総合相談支援体制を整備し、チーム構成員が役割を担い、それぞれが受けた個別相談や地域課題について支援チーム内、関係機関と緊密に連携を図り解決に導きます。	福祉政策課 地域振興課 健康対策課 市社協
2	地域福祉活動支援員（CW）による地域支援体制強化	・地域福祉活動支援員（CW）が担当地区と深く関わり、情報提供や事例紹介、助言など住民に寄り添ったサポートを行うことで、地域での協議や活動を促進させます。 ・地域だけでは解決できない課題をとりまとめ、米子市全体の課題として検討します。	福祉政策課 市社協
3	地域福祉庁内検討会議の開催	・市の様々な分野の担当課で構成する「地域福祉庁内検討会議」を開催することにより、地域課題の共有化を図りつつ、分野横断的な施策展開へつなげます。	福祉政策課

基本計画（2） 分野横断的な支援・一体的な福祉サービスの提供

現状と課題

- 複合的な課題を抱えた方や、つなぎ先のないケースへの対応については、重層的支援会議等を開催し、多機関で共有して支援につなげており、今後も福祉課題を抱えた住民に対する分野横断的な支援の検討を行っていきます。
- 令和5年度より住居確保給付金窓口、家計改善支援事業等を市社協が新たに受託し、生活困窮者自立相談支援事業と一体的な支援体制が整いましたが、以前の相談者が再度相談される事例もあり、根本的な解決が困難なケースもあります。

基本計画の推進に向けた役割

市の役割

- 基本計画（1）で掲げた総合的な相談支援体制において、分野横断的な支援を実施するとともに、一体的な福祉サービスの提供を推進します。

市社協の役割

- 生活課題を抱える人に対して相談支援を行い、必要な公的機関やサービスへとつなぐとともに、関係機関との連携体制を強化していきます。

市民一人ひとり・地域に期待する役割

- 日ごろから地域の高齢者、障がい者、子どもたちを見守り、支え合える関係性を構築しましょう。
- 福祉課題に直面した場合の相談窓口を確認しておきましょう。

企業・事業者・団体に期待する役割

- 各相談事業所は、相談者の抱える課題を幅広い視点で捉え、専門分野と異なる分野の課題であれば、行政、市社協、他事業者等との連携により、解決を図りましょう。
- 自治連合会⁶⁰や民生児童委員協議会、地区社会福祉協議会⁶¹などは、各地域包括支援センターが主催する地域ケア会議⁶²等に参加しましょう。

⁶⁰ 自治連合会：自治会の連合組織。各公民館区域に置かれた「地区自治連合会」は、自治会相互の連絡調整のほか、公民館と協力して地区内の各種事業などに関わり、地区自治連合会長が常任委員として運営する「米子市自治連合会」は米子市の自治会全体の取りまとめ役を担う。

⁶¹ 地区社会福祉協議会：地域住民が相互協力し、社会福祉の増進をめざして市社協とともに活動していくために設置された組織。各公民館区域に組織されており、地域福祉活動に関わる様々な地域活動者や団体で構成されている。

⁶² 地域ケア会議：地域包括支援センターが、医療、介護等の多職種協働による高齢者個人に対する支援の充実と、それを支えるための資源開発や地域づくり等の社会基盤の整備とを同時に進めていくために開催する会議

市と市社協 の取組

No.	取組	内容	担当
4	生活困窮者への支援	・生活困窮者に対し、 自立に向け相談対応 や家計改善支援を行うとともに、必要に応じてたすけあい金行 ⁶³ や生活福祉資金貸付事業、フードパートナー、えんくるり事業 ⁶⁴ 等を組み合わせ、自立に向けた支援を行います。	市社協
5	子どもの貧困対策	・「米子市こども計画（仮）」に基づき、子どもが安心して生活でき、豊かな経験を積むことができる環境づくりや貧困の連鎖を断ち切るための子どもの学力向上の取組を推進します。	こども政策課
6	多機関協働による支援体制の推進	・課題が複雑化・複合化したケースに対して、関係課や各相談支援機関等が緊密に連携を図り支援体制を構築します。 ・必要に応じて重層的支援会議等を開催し、個人情報を適切に取り扱いつつ支援の方向性を定め、役割分担を明確にします。 ・支援者等が孤立しないよう、継続的に支援経過を共有し、伴走型の支援を行います。	福祉政策課
7	子どもに対する切れ目ない支援	・就学前の子どもや保護者への支援を小学校へつなぎ、就学後も適切な支援を行うため、保育施設と小学校の合同情報交換会の開催や 「就学支援シート」 等により、就学先の小学校への情報提供を行います。 ・ 子どもや家庭についての様々な課題 に対して、各相談窓口と連携し、切れ目なく相談・支援を行います。	こども相談課 こども政策課 学校教育課
8	共生型サービス ⁶⁵ の普及検討	・共生型サービスが適切に提供されるよう、サービス事業者等に対し、運営等の基準や報酬の仕組み等について、必要な情報提供を行うとともに、他自治体の取組事例について調査に努めます。	長寿社会課 障がい者支援課 こども政策課

⁶³ たすけあい金行：市社協が実施する、生活保護申請者を対象に、保護決定後、第1回目の生活保護費が支給されるまでの間の生活費の貸付を行う事業

⁶⁴ えんくるり事業：鳥取県社会福祉協議会が中心となって、県内の複数の社会福祉法人が連携し、「地域における公益的な取組」として、生活困窮者に対する相談支援を行う事業

⁶⁵ 共生型サービス：同一の事業所で一体的に複数のサービス（介護保険サービスと障害福祉サービスなど）を提供することができるもの。

市と市社協 の取組

No.	取組	内容	担当
9	地域ケア会議の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市内の各地域包括支援センターが各地区等で開催する地域ケア会議を通じて明らかとなった地域課題について、全市的な地域ケア会議である「米子がいなケア会議⁶⁶」において、医療、介護、予防、生活支援、住まい等の総合的視点から議論を行い、新たな福祉等サービスの構築や高齢者等への支援体制の整備につなげることで、本市の地域包括ケアシステムの推進及び強化を図ります。 	長寿社会課
10	給付体制の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 長寿社会課、障がい者支援課における実地指導について、公的サービス給付の適正性のチェックを始めとした適切な指導が行える体制を整備します。 	福祉政策課
11	断らない相談 ⁶⁷ 体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> 主に市民対応を行う関係課に「断らない相談マネージャー・サブマネージャー」を配置し、各課における断らない相談体制が促進されるよう啓発を行うとともに、「断らない相談マネ・サブマネ会議」を実施し、意識の共有を図ります。 各課において相談者の主訴を的確に捉えるよう丁寧に対応し、他部署につなぐ場合は「つなぐシート」の活用や、事前連絡を行うなど、相談者をスムーズに必要な支援につなげます。 職員に対し継続的に研修を実施し、断らない相談体制の浸透を図ります。 	福祉政策課 職員課

⁶⁶ 米子がいなケア会議：地域ケア会議を通じて明らかとなった地域課題について市町村レベルで検討を行い、新たな福祉等サービスの構築や高齢者等への支援体制の整備に繋げることで、本市の地域包括ケアシステムの推進、強化を図ろうとするもの。介護サービス事業者、有識者、自治体職員等で構成する会議

⁶⁷ 断らない相談：職員一人ひとりが市民から相談を受ける際に相談者と一緒に課題を整理しながら、担当業務以外の困りごとも積極的に伺い、たらい回しにせず、必要な相談先へ丁寧につないでいく取組

基本目標 1

必要なときに支援を届けられる体制づくり

基本計画（3）

虐待やDVから守るための支援

現状と課題

- 各部署において通報を受けた際には、事象の重大さにかかわらず、関係機関と連携して対応しており、引き続き、迅速な連携に努めていきます。また、虐待の通報先、子育て、介護及びヤングケアラーに関する相談先の周知を関係課が様々な機会を通して行っていく必要があります。
- 関係機関への研修の実施については、新型コロナウイルス感染症の影響により自粛していましたが、令和3年度以降、米子市要保護児童対策地域協議会構成機関職員を対象に研修会を再開することができました。今後は、関係機関と連携して啓発活動に取り組み、地域における児童虐待防止の意識を培っていきます。

基本計画の推進に向けた役割

市の役割

- 被害者、加害者の双方がいつでも相談することができる仕組みを整備するとともに、SOSの声があがることを受け身で待つだけではなく、専門機関が住民による見守り活動や様々な機関と連携し、住民の気づきをいち早くキャッチすることで、虐待の未然防止や被害者の早期保護につなげるよう努めます。

市社協の役割

- 相談業務を行う中で、虐待やDV等を発見したときには速やかに必要な関係機関に通報するなど、早期対応を図ります。

市民一人ひとり・地域に期待する役割

- 自分の周りで、「虐待かも」と感じたら、ちゅうちょせずに次に掲載している機関に通報・相談しましょう。虐待に関する通報は、「児童虐待防止法」、「高齢者虐待防止法」、「障害者虐待防止法」に定められた国民の義務です。通報・相談は、匿名で行うこともでき、通報・相談をした人やその内容に関する秘密は守られます。

企業・事業者・団体に期待する役割

- 企業や事業者は、従業員が虐待防止に関する研修を受ける体制を整備しましょう。特に福祉事業者は、施設内で虐待行為が発生しないよう、研修体制や職場環境を充実しましょう。
- 福祉事業者、医療機関等、業務上虐待を発見する可能性がある機関は、サービス利用者やその家族をよく観察し、虐待が疑われる場合や虐待に至るリスクがあると判断した場合は、すぐに通報しましょう。

虐待やDV等に関する通報・相談先

相談内容	通報・相談先	電話番号	受付時間	夜間・休日
児童虐待に 関すること	米子児童相談所 (児童相談所 全国共通ダイヤル)	189 (児童相談所 全国共通ダイヤル)	24 時間	
	米子市こども相談課 家庭児童相談室	0859-23-5176	8 時 30 分～ 17 時 15 分 (平日)	0859-22-7111 (市役所代表)
高齢者虐待に 関すること	米子市長寿社会課	0859-23-5155	8 時 30 分～ 17 時 15 分 (平日)	0859-22-7111 (市役所代表)
	東山地域包括支援センター			
	福生地域包括支援センター			
	福米地域包括支援センター			
	湊山地域包括支援センター			
	後藤ヶ丘地域包括支援センター			
	加茂地域包括支援センター			
	美保地域包括支援センター			
	弓浜地域包括支援センター			
	尚徳地域包括支援センター			
障がい者虐待 に関すること	米子市障がい者支援課 (障がい者虐待防止センター)	0859-23-5159	8 時 30 分～ 17 時 15 分 (平日)	0859-22-7111 (市役所代表)
	鳥取県西部福祉事務所 心と女性の相談担当	0859-31-9304	24 時間	
DVに関する こと	米子市こども相談課 家庭児童相談室	0859-23-5138	8 時 30 分～ 17 時 15 分 (平日)	

※ただし、生命や身体に関わる危険があるなど緊急事態の時は、ためらわず、直ちに警察や消防へ通報してください。

市と市社協 の取組

No.	取組	内容	担当
12	通報先・相談先の周知徹底	・様々な機会を捉えて、市民に対し、虐待の 通報先 、 子育て 、 介護及びヤングケアラー 等に関する相談先の周知を図ります。	こども相談課 長寿社会課 障がい者支援課 福祉政策課
13	関係機関の連携の充実・強化	・虐待予防・防止、早期発見、早期対応を図るため、米子市要保護児童対策地域協議会などの関係機関のネットワークや民生委員・児童委員を始めとする地域住民の見守り活動と、各種相談事業所等、虐待を発見し得る機関との連携の充実・強化を図ります。	こども相談課 長寿社会課 障がい者支援課 福祉政策課 市社協
14	関係機関への研修の実施・啓発活動の推進	・児童虐待を未然に防止するため、米子市要保護児童対策地域協議会主催の児童虐待に関する関係機関向けの研修会を実施します。 ・関係機関と連携して啓発活動に取り組み、地域における児童虐待防止の意識の高揚を図ります。	こども相談課

基本計画（4）

権利擁護の推進

現状と課題

- ・成年後見制度利用支援事業においては、市長による後見人選任の申立てなど適切に制度を運用し、権利擁護支援を推進してきました。今後も、引き続き、適切な制度利用を通して支援につないでいきます。
- ・市民後見人の養成については、養成講座を毎年開講しており、参加者も確保できている一方で、講座修了者が実際に地域での活動につながっているかが不明確で、今後は講座修了後のフォローも含め、地域活動の活発化に向けて支援が必要です。
- ・日常生活自立支援事業については、引き続き利用者の増加が見込まれることから、事業における業務の効率化や体制の整備が今後の課題となっています。

基本計画の推進に向けた役割

市の役割

- ・関係機関と連携して、成年後見制度を始めとする、権利擁護や意思決定に関する支援を行う体制を強化していきます。

市社協の役割

- ・認知症や障がい等があっても地域で安心して暮らし続けられるよう、日常生活自立支援事業の実施や法人後見受任などにより、権利擁護の推進に取り組みます。

市民一人ひとり・地域に期待する役割

- ・人権学習等に参加し、基本的人権尊重の意識を高めましょう。
- ・権利擁護の支援が必要な人がいた場合は、民生委員・児童委員や相談機関に連絡しましょう。
- ・権利擁護支援に興味関心のある人は、市民後見人養成講座を受けることで、市民後見人として活動することができます。
- ・誰もが、いつ、大きな病気やケガにより、命が危険な状態に陥るかわかりません。そのような状況になったときに、どのような医療やケアを受けたいか、人生の最期をどう過ごしたいかということを、日頃から信頼できる人に伝えておきましょう。また、エンディングノート⁶⁸等を活用し、自分の気持ちを記入しておきましょう。

企業・事業者・団体に期待する役割

- ・福祉事業者、医療関係者は、権利擁護の支援が必要な人を把握したときは、適切な機関につなげましょう。
- ・企業や事業者は、従業員の研修をとおして人権意識の向上を図りましょう。

⁶⁸ エンディングノート：人生の終末期における希望や自分の考え、情報などを書き留めておくノート。病気や老化で判断力を失ったり、突然この世を去ったときに残された家族等に意思を伝えることが目的。

市と市社協 の取組

No.	取組	内容	担当
15	市民後見人の養成	・市民後見人養成講座の開催を通じて、市民後見人の育成と確保に取り組むとともに、市民後見人養成講座修了者が修得した知識・技能を活かせる機会について検討し、活動者数の増加を図ります。	福祉政策課
16	法人後見事業 ⁶⁹ の推進	・日常生活自立支援事業と連携し切れ目のない権利擁護体制を構築するため、市社協として法人後見事業の実施について研究、検討します。 ・一般社団法人権利擁護ネットワークほうき ⁷⁰ の団体社員として受任しながら経験を蓄積し、法人後見受任に向けた体制整備を進めます。	市社協
17	成年後見制度の適切な利用	・「米子市成年後見制度利用支援計画」に基づき、成年後見制度の利用が必要と思われる方に対し、市長による後見人選任の申立てなど、成年後見制度利用支援事業による支援を行うことで権利擁護支援を推進します。	福祉政策課
18	日常生活自立支援事業の推進	・利用者の日常的な金銭管理を通じ、他の支援者と役割分担をしながらチームとして自立に向けた支援を行います。また、成年後見への移行を円滑に行えるよう関係機関と連携します。	市社協

⁶⁹ 法人後見事業：社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等になり、個人の成年後見人等と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う事業。法人の職員が法人を代理して成年後見制度に基づく後見事務を行う。

⁷⁰ 一般社団法人権利擁護ネットワークほうき：鳥取県西部地域とその周辺地域で、高齢者及び障がいの方の権利擁護を推進する団体。事務局は「西部後見サポートセンターうえるかむ」。

現状と課題

- ・地区担当保健師を中心に、生活習慣改善への支援など、地域の特性に合わせた保健活動の推進を進めてきました。今後も、様々な主体と連携し、地域住民の健康に対する意識を向上させていく必要があります。
- ・フレイル予防の推進については、これまで啓発や予防実践などに力を入れてきました。今後は、委託業者を含めた関係機関などと協力し、フレイル予防の更なる普及を進めます。
- ・認知症に対する正しい理解を促進するために、認知症サポーター養成講座の開催等の取組を実施してきました。今後は、認知症サポーターが実践の場で活躍できるように、ステップアップ講座を実施していきます。

基本計画の推進に向けた役割

市の役割

- ・市全体で市民の健康につながる取組を推進し、健康寿命の延伸をめざします。
- ・認知症に対する正しい理解の促進に努めます。

市社協の役割

- ・ふれあい・いきいきサロンの充実を図るとともに、住民が集う場において健康づくりやフレイル予防などに関する情報提供を行うことにより、住民一人ひとりの健康意識の向上に取り組みます。

市民一人ひとり・地域に期待する役割

- ・自分の健康に関心を持ち、健康づくりに関する活動に参加しましょう。
- ・公民館活動やふれあい・いきいきサロンに参加することで、介護予防や健康増進に努めましょう。
- ・定期的に、各種健康診査やがん検診等の検診を受診しましょう。
- ・認知症の方に対して思いやりの心を持って関わりましょう。

企業・事業者・団体に期待する役割

- ・企業、事業者は、時間外労働の削減、有給休暇の取得促進、健康診査の受診勧奨、メンタルヘルス対策等、従業員の心身の健康に配慮した経営を行いましょう。
- ・民生委員・児童委員や在宅福祉員は、活動の際に地域で行われる健康づくりの取組や、ふれあい・いきいきサロン活動への参加を呼びかけましょう。
- ・保健推進員⁷¹や食生活改善推進員⁷²は、地域で健診の受診や講習への参加を働きかけましょう。

⁷¹ 保健推進員：地域の健康づくりや病気予防に関する活動を行うボランティア

⁷² 食生活改善推進員：食を通して地域の健康づくりを行うボランティア

市と市社協 の取組

No.	取組	内容	担当
19	各種健康診査や検診の啓発・周知	<ul style="list-style-type: none"> ・保健推進員や医療機関と連携を図り、各種健康診査やがん検診等の必要性や受診方法等に関する情報発信を行うとともに、受診勧奨を行います。 ・働き世代の受診の機会を広げるため、医師会等と連携を図りながら、休日検診、セット検診⁷³を行います。 ・職域との連携を強化し、職域で健康診査や検診を受ける機会がない人に対する働きかけを行います。 ・健康増進普及月間キャンペーン等幅広く健診やがん検診の啓発を行います。 	健康対策課
20	地域での健康づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域診断⁷⁴を実施し、地域の特性に合わせた保健活動につなげます。 ・健康相談、まちの保健室⁷⁵等、各種健康教室の機会を利用し、大学や医療機関等と連携しながら、市民一人ひとりに合わせた生活習慣改善について支援します。 	健康対策課
21	食生活改善への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進員と連携を図り、各公民館で伝達講習会を実施するなど、健全な食生活の実践の大切さを広く市民に普及します。 ・生活習慣病予防のため、食生活改善推進員や保健推進員との協働による講習や調理実習などを通して、健全な食生活に関する情報提供や啓発を実施するとともに、その他栄養相談、指導を行います。 	健康対策課

⁷³ セット検診：複数の検診を同日に受けられる検診

⁷⁴ 地域診断：対象地域についての客観的指標やきめ細かい観察を通して、住民の健康状態や生活環境の実態を把握し、地域において取り組むべき健康課題を明らかにすること。

⁷⁵ まちの保健室：鳥取大学医学部と連携し、公民館、集会所等で健康教室、健康相談を実施し、地域の健康づくりを推進する事業

市と市社協 の取組

No.	取組	内容	担当
22	ふれあい・いきいきサロンの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・いきいきサロン活動で行う介護予防の取組について、情報提供や講師派遣などの支援を充実させることで高齢者の健康づくりを促進します。 ・サロン世話人研修会等の様々な機会を捉え、世話人同士の交流や連携を図るとともに、サロン活動の効果等を伝えたり、活動についての相談を受け付けるなど、世話人や参加者が楽しく活動を続けられるよう支援します。 	市社協
23	認知症の正しい理解の促進・早期発見の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座の開催など、認知症の正しい理解を深めるための取組を推進します。 ・認知症サポーター養成講座を修了した方を対象とした認知症サポーターステップアップ講座を実施し、実践の場で必要となる知識・技術の修得を推進します。 ・認知症の早期発見のため、公民館祭等、様々な機会を捉えて、認知症の簡易検査を行い、必要な人はその後の支援につなげます。 	長寿社会課
24	フレイル予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の要支援・要介護認定のない人を対象に、フレイル度チェックを実施し、その結果に応じた予防実践プログラムを提供します。 ・フレイル度チェックの結果、フレイルと判定された人の中でも一定程度フレイルリスクの高い人（フレイル度チェックの点数の高い人）に対し、委託事業者及び地域包括支援センターによる個別訪問を実施し、自らの健康状態に関心を持つきっかけをつくり、フレイル予防の行動化につなげます。 ・地区組織やサロンなど市民が集まる場での啓発に加え、個別訪問でフレイル予防啓発を行います。 ・生活習慣病予防（適塩推進）と低栄養予防に関する啓発・保健指導を行います。 	フレイル対策推進課 健康対策課

現状と課題

- ・障がい者の就労支援、障がい者雇用の促進については、関係機関との連携により就労系の障がい福祉サービスの利用や一般就労に向けた支援を行っています。今後は、就業時の支援や、活躍の場の提供を充実させていく必要があります。
- ・ひとり親家庭の父母の就業については、自立支援プログラムを作成して支援を実施してきましたが、今後は、資格取得に対する補助など、支援の幅を広げていく必要があります。
- ・移動支援については、地域住民やボランティアによる支援など、住民主体の移動支援について検討していく必要があります。

基本計画の推進に向けた役割

市の役割

- ・その人の特性に合わせて、自立した生活に向けた居住・就労・移動手段の確保支援に取り組みます。

市社協の役割

- ・就労や住まいの確保に関する課題が解決できるよう、関係機関とも連携しながら支援を進めていきます。
- ・**高齢者の移動支援の確保に向けた新たな取組について、関係機関と検討していきます。**

市民一人ひとり・地域に期待する役割

- ・地域住民同士で**支え合い**、声かけをするなど、世代を超えて助け合いの心を育みましょう。

企業・事業者・団体に期待する役割

- ・企業や事業者は、障がいや精神疾患等の事情により、すぐに一般の就労をすることが難しい人の社会参加の促進のため、中間的就労に資する社会事業に協力しましょう。
- ・企業や事業者は、障がい者や高齢者の特性を正しく理解し、専門の相談機関と**連携**しながら、就労の促進に協力しましょう。

市と市社協 の取組

No.	取組	内容	担当
25	障がい者の就労支援・雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校の生徒について、学校、相談支援事業所、就労する事業所等と連携し、卒業生の就労及び定着を支援します。 企業における障がい者雇用の促進を図るため、ハローワークにおける雇用拡大や企業開拓の取組との連携を図ります。 特別支援学校での相談会等に参加し、卒業後の就労に向けて支援します。 事業所（企業）の障がいに対する正しい理解の促進と障がいのある人の受入・職場定着の促進に向け、ハローワーク等の関係機関との連携を強化します。 新規学卒者のうち、障がい者等、就職について特に支援を必要とする人に対して就職支度金を支給し、雇用の安定及び促進を図ります。 	障がい者支援課 経済戦略課
26	ひとり親家庭に対する自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の父母の自立に関する相談に応じ、ハローワーク等と連携した就労支援や福祉資金貸付の活用、資格取得に関する給付など、相談者の状況に応じて自立に向けた支援を行います。 	こども支援課
27	福祉有償運送 ⁷⁶ の実施	<ul style="list-style-type: none"> N P O⁷⁷法人等が事業主体となる「福祉有償運送」について、福祉有償運送運営協議会において事業の必要性を検討するとともに、必要に応じた情報提供等を行い、安全かつ適正な事業実施を図ります。 	障がい者支援課
28	障がい者のタクシー及びバス料金の助成	<ul style="list-style-type: none"> 重度障がいがある人の社会参加を支援するため、福祉タクシー利用券を交付し、タクシーの初乗り料金相当額を助成します。 障害者手帳を所持する方について、社会参加の支援のため、路線バス料金を半額とします。 	障がい者支援課

⁷⁶ 福祉有償運送：身体障がい者や要介護者など、単独ではタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な人に対して、N P O法人等が、自家用自動車を使用して行う個別有償運送サービス

⁷⁷ N P O：「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略で、様々な社会貢献活動を行い、構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO 法人）」という。

市と市社協 の取組

No.	取組	内容	担当
29	高齢者の移動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・住民活動等、ボランティアによる高齢者の通院、買い物等の移動手段の確保に向けた支援を検討します。 ・高齢者の移動手段の確保に向けて、市内循環バスなど公共交通機関を活用した支援を検討します。 	交通政策課 長寿社会課 市社協
30	生活困窮者への居住・就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業による就労支援と、住居確保給付金事業等の必要な事業を組み合わせ、生活困窮者の就労や住まいの確保に向けて一元的な支援を行います。 	福祉課 市社協
31	住宅確保要配慮者の居住の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居のため、鳥取県居住支援協議会や府内関係課、市内の不動産関係団体、福祉関係団体、居住支援法人等と連携し、重層的な住宅セーフティネットの構築を図ります。また、米子市居住支援協議会の設置に向けて検討を進めます。 ・住宅確保要配慮者がセーフティネット専用住宅⁷⁸に入居する際の家賃低廉化及び家賃債務保証料低廉化事業を実施します。 ・市営住宅の適切なストック管理に努めつつ、住宅確保要配慮者の住宅確保に取り組みます。 	住宅政策課

⁷⁸ セーフティネット専用住宅：入居者を住宅確保要配慮者に限定した住宅。

基本計画（1）

地域を支える住民活動・団体活動の促進

現状と課題

- ・地域福祉活動支援員（CW）を配置し、担当地区を中心に地域団体のネットワーク形成や新たな活動の創出を進めてきましたが、全市的にこうした取組を進めていく必要があります。
- ・若い世代の地域活動の参加促進は、第1次計画から引き続き、現在も地域課題として挙がっています。
- ・地域活動者の担い手不足や自治会加入率の低下はどの地区も共通した課題となっており、様々な世代の住民が興味を持ち、「楽しい」と感じる地域活動の企画や、参加につながる仕組みづくりが必要です。

基本計画の推進に向けた役割

市の役割

- ・すべての住民が、地域を支えている活動の意義や内容を理解し、興味を持つことができるよう、また、活動をしている人がやりがいや充実感を持って活動できるよう、働きかけや支援を行います。

市社協の役割

- ・各地区にて組織される既存の団体（自治会、地区社協、地区民生児童委員協議会等）の活動が持続し活性化できるよう地区ごとの活動支援を行います。
- ・住民同士が集まり、地域に必要な活動について話し合える場づくりを進めていきます。また住民主体により活動に取り組んでいけるよう、福祉のまちづくりプラン作成の推進を図ります。

市民一人ひとり・地域に期待する役割

- ・自分の身近で行われている地域福祉活動に**参加、協力**してみましょう。まずは、最も身近な地域福祉活動の主体である自治会活動に参加することから始めましょう。
- ・身近な人に、地域福祉活動や地域行事への参加を呼びかけましょう。
- ・**現在取り組んでいる地域福祉活動について課題を感じた時や、新しい活動を始めよう**と思った時は、市社協や担当地区の地域福祉活動支援員（CW）に相談してみましょう。
(市社協 福祉のまちづくり推進課 電話番号：0859-23-5473)

企業・事業者・団体に期待する役割

- ・他の団体に対して、協働を呼びかけましょう。
- ・事業者や企業は、人材、金銭面の援助や活動への参加等、積極的に地域活動に協力しましょう。
- ・自治会や地区社協、事業所等が行ってきた行事やイベントは、地域住民が交流する大切な機会であり、地域の財産です。これらの活動が継続できるよう、活動内容や時間など創意工夫していきましょう。

市と市社協 の取組

No.	取組	内容	担当
32	各種募金や寄附活動の促進・資金調達の支援	<ul style="list-style-type: none"> 市民や企業等に働きかけ、各種募金・寄附活動を促進するとともに、「福祉の地域づくり自動販売機事業⁷⁹」を推進するなど、住民活動や福祉団体活動に資する財源の確保に努めます。 地域福祉を応援する方法の一つとして寄附を身近に感じてもらえるよう、既存の方法以外に寄附のしやすい仕組みをつくります。 様々な補助金や民間助成金制度、その他資金調達に関する情報を提供し、その申請事務等を支援します。 	市社協
33	自治会を中心とした地域コミュニティの強化	<ul style="list-style-type: none"> 米子市自治連合会と協働して様々な機会を捉えて、自治会活動の広報を行い、自治会を中心とした関係性が持続できるよう支援します。 マンションや集合住宅などへの働きかけを行い、自治会への加入につながるよう理解を求めます。 自治会からの相談に応じ、自治会運営の支援を行います。 	地域振興課
34	地区社会福祉協議会活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 地区の地域福祉を推進する団体として、地区社会福祉協議会の活動が更に活性化するよう、情報提供や事業の提案等を行います。 住民による地域福祉活動を促進するために、地区社会福祉協議会に対し活動の支援や補助金交付による財源の支援を行います。 地区社会福祉協議会長連絡会、在宅福祉員代表者連絡会の運営に協力し、米子市全体の地域福祉活動の在り方や実践方法について協議します。 	市社協
35	福祉のまちづくりプランの推進	<ul style="list-style-type: none"> 住民主体による地区単位の地域福祉活動計画である「福祉のまちづくりプラン」の作成を推進し、地域に必要な福祉活動について住民同士で話し合い、取り組んでもらえるよう働きかけます。 	市社協
36	地域に根ざした活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 公民館や地区社協、自治会等が行っている既存の活動（運動会、公民館祭、夏祭り等）は、住民同士がふれあい、交流する大切な機会だと捉え、活動が継続するよう支援します。 	地域振興課 市社協

⁷⁹ 福祉の地域づくり自動販売機事業：寄附型自動販売機の設置を促進する事業で、売上の一部が社会福祉協議会へ寄附される仕組み

基本計画（2）

官民協働・福祉以外の分野との協働

現状と課題

- ・地域の役員同士の連携だけでなく、地域と学校や企業など、幅広い関係者との関わりや「まちづくり」と一体になった活動が求められています。
- ・地域福祉活動支援員（CW）を中心に、事業者や企業との協働による地域活動を展開することができましたが、分野を超えた協働はまだ限定的であり、今後も推進が必要です。
- ・社会福祉法人連絡会を継続して開催し、社会福祉法人が住民活動を支援する仕組みづくりができましたが、今後は福祉課題の解決に向けた取組につなげていく必要があります。

基本計画の推進に向けた役割

市の役割

- ・学校や社会福祉法人、民間企業や福祉以外の分野の事業と連携及び協働を図り、それが持っている知見やノウハウ、ネットワークなどの得意分野を活かすことにより、効果的・効率的な地域課題の解決に努めます。

市社協の役割

- ・社会福祉法人とのネットワークづくりを進め、「地域お助けネットワークよなご」事業などの地域貢献活動を更に充実していきます。
- ・事業者や企業が地域福祉活動に協力できるよう、企業ボランティアの活動などを通じて関係づくりに努めます。

市民一人ひとり・地域に期待する役割

- ・地域での催しや地域活動などに、地元の企業や事業所の協力を得られるよう働きかけてみましょう。

企業・事業者・団体に期待する役割

- ・地域住民と連携し、地域の課題を、行政だけではなく、様々な業種の事業者や企業、各種団体とも共有し、解決に向けて一緒に考える機会を持ちましょう。
- ・社会福祉法人は、その専門性やノウハウを活かした「地域における公益的な取組⁸⁰」を推進しましょう。
- ・自治連合会、民生児童委員協議会、地区社会福祉協議会など、地域活動団体は、地域の課題を把握し、解決に向けて協働できるよう、地域での話し合いの場に積極的に参加しましょう。

⁸⁰ 地域における公益的な取組：社会福祉法によりすべての社会福祉法人に課されている責務。地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われている。社会福祉法第24条第2項において「社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」と定められている。

市と市社協 の取組

No.	取組	内容	担当
37	地域団体ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・住民参加によるワークショップやアンケート調査、地域に関する客観的指標や社会資源に関する調査・分析等を行うことにより、地域課題の発見・共有を図ります。 ・地域課題の解決に向けて地域で活動する様々な団体が協働して取り組めるよう、地区社会福祉協議会などの既存の組織にも働きかけながら協議の場をつくります。 ・各地区のネットワークがより充実したものとなるよう、関係する団体・企業等にも働きかけます。 	市社協
38	各種学校との連携	各種学校と連携し、それぞれの知見を借りながら、福祉課題の解決を図ります。また、関西学院大学との連携協定事業を継続します。	福祉政策課
39	社会福祉法人連絡会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で事業を行う社会福祉法人が参加し、情報交換や意見交換を行う「米子市社会福祉法人連絡会」を充実・活性化させ、法人同士の協働による福祉課題の解決に向けた取組につなげます。 ・地域活動を支援するための事業「地域お助けネットワークよなご」を広く周知し、社会福祉法人と連携した地域活動が増えるよう働きかけます。 ・社会福祉法人と様々な団体や企業の交流の機会を設けます。 	市社協
40	事業者や企業への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・所有する施設の地域活動への貸出や、企業ボランティアとして行事やイベントへ参加するなど、事業者や企業が地域福祉活動に協力するよう積極的に働きかけるとともに、これらの事例を情報発信することで、更に多くの事業所・企業が地域貢献活動へ参加するよう促します。 ・市社協の賛助会員になることで地域福祉の推進へ寄与できることを事業所や企業へ広く周知し、会員が増加するよう積極的に働きかけます。 	市社協

基本目標2**地域全体がつながり、支え合うまちづくり****基本計画（3）****地域福祉・住民交流の拠点の整備****現状と課題**

- ・誰もが日常的に集える居場所づくりは課題を抱えた方の早期発見にもつながる大切な活動であり、引き続き活動の充実に向けた取組が必要です。
- ・企業や社会福祉施設等、地域の社会資源を住民活動の拠点として活用することは、まだ仕組みとして不十分であり、今後も推進が必要です。
- ・公民館の利便性向上は引き続き必要であり、設備の整備だけでなく幅広い世代の公民館利用が増えるような働きかけも必要です。

基本計画の推進に向けた役割**市の役割**

- ・公民館を誰もが利用しやすい施設にするとともに、集会所、隣保館、各種学校、空き店舗、民間施設など、地域の様々な社会資源を有効活用し、住民の身近なところに地域福祉・住民交流の拠点ができるよう努めます。

市社協の役割

- ・ふれあい・いきいきサロンや子育てサークル、子ども食堂など住民活動による気軽に集まる居場所が増えることで、生きがいづくりや孤立防止などにつながるよう支援していきます。

市民一人ひとり・地域に期待する役割

- ・公民館や身近にある社会資源の有効活用について、地域の中で話し合ってみましょう。
- ・地域の中で誰でも気軽に集まることのできる場所や機会をつくりましょう。

企業・事業者・団体に期待する役割

- ・企業や社会福祉法人等は、可能な範囲で、所有する施設等を住民の地域福祉活動を行うためのスペースや住民同士の交流スペースとして開放しましょう。
- ・各地区社会福祉協議会は、地区の中でふれあい・いきいきサロン等の住民交流の場が増えるように働きかけましょう。
- ・事業所や当事者団体は、当事者やその家族が集いやすい居場所づくりを推進しましょう。

市と市社協 の取組

No.	取組	内容	担当
41	公民館運用の検討と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民にとって公民館が集いの場所となるよう、公民館職員に対する研修や公民館活動の周知を実施します。 ・幅広い世代の公民館利用が増えるよう、様々な手段を用いて情報発信を強化します。 	地域振興課 市社協
42	既存施設の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の様々な活動の場である「地域活動支援センター⁸¹」や児童の健全な育成を目的とした「米子市児童文化センター」、地域の児童館や学校などの施設が、地域福祉活動や住民交流、多世代交流の拠点として活用できるよう環境を整えます。 	障がい者支援課 こども施設課 学校教育課
43	地域の居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあい・いきいきサロン活動」による高齢者等の居場所づくりを推進し、フレイル予防の促進や個別課題の発見に努めます。 ・子ども食堂や子育てサークルなど、子育て中の親子や若い世代が参加できる住民交流の場づくりを支援します。 ・隣保館で行う各種教室、健康講座及び交流事業を通じ、居場所づくりを推進するとともに世代間交流を図ります。 ・これらの居場所を結びつけることで、多世代の交流につなげます。 	こども政策課 人権政策課 市社協

⁸¹ 地域活動支援センター：障がい者に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設

基本計画（4）

災害に備えた支え合い体制の構築

現状と課題

- 今後も様々な活動を通じて、災害に備え、日頃から近所同士で声をかけ合い、地域で支え合う意識を高める働きかけが必要です。
- 防災意識を高め、各家庭や個人ができる備えを進めるとともに、人材育成や訓練等を通じて地域の防災力を高める取組が必要です。
- 避難時に支援が必要な方について、関係機関や地域住民との協働で避難計画を準備するとともに、受け入れ先の確保等、体制の拡充が必要です。

基本計画の推進に向けた役割

市の役割

- 防災訓練や研修等を通じた市民の防災意識の啓発に取り組むとともに、防災士⁸²の育成や自主防災組織⁸³への支援などを通じて、災害に強い地域づくりを支援します。
- 避難時に支援を必要とする方が円滑に避難できるよう、関係機関等の協力を得て体制整備を進めます。

市社協の役割

- 災害時に住民同士が助け合う体制づくりや防災意識の啓発に努めます。
- 平時より災害に備え、災害ボランティアセンターの運営体制を整備するとともに、災害支援に対応できる職員の育成に努めます。

市民一人ひとり・地域に期待する役割

- 「支え愛マップ」の作成・活用を通じて、要支援者の情報や地域の危険箇所、避難場所、避難経路を住民同士で確認し、地域の避難支援体制を整備しておきましょう。
- 避難訓練に参加したり、非常用持ち出しバッグ、非常食、飲料水等を準備したりするなど、日頃から災害に備えておきましょう。
- 災害発生時には、自分の安全のためだけではなく、救助に来る人の安全のためにも、行政からの避難に関する情報を留意し、早めの避難を心がけましょう。

企業・事業者・団体に期待する役割

- 企業や事業者は、災害発生時に、所有する施設等が福祉避難所や地域住民の避難所として活用できるよう、協力しましょう。
- 福祉事業者は、災害発生時に、市からの要請に応じて、高齢者や障がい者等の特性に合わせたケアや一般避難所から福祉避難所への移送、トリアージ⁸⁴等、その専門性とノウハウを活かして、市民の避難支援に協力しましょう。
- 各自治会や自主防災組織は、住民の防災意識を高めるための取組へ協力しましょう。また、支え愛マップの作成や避難訓練等の活動について、実施を検討してみましょう。

⁸² 防災士：日本防災士機構が認証する民間資格。社会の様々な防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得した人

⁸³ 自主防災組織：災害発生時に、迅速に付近住民の誘導や救出活動、消火活動などの初期活動を行い、被害の拡大を防ぐことを目的に結成される住民の防災組織。主に自治会単位・地区単位で結成される。

⁸⁴ トリアージ：緊急度に応じてケアや移送の優先順位を決めるこ

市と市社協 の取組

No.	取組	内容	担当
44	支え愛マップ作成・活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 各自治会に対し、支え愛マップの作成を働きかけ、マップ作成過程を通じた地域の災害時避難支援体制の構築を促進します。 地域住民主体で行うマップの更新作業やマップを活用した避難訓練に対し、支援や助言を行う等、マップ作成後のフォローを行うと共に、先進事例として積極的に情報発信します。 支え愛マップを災害時だけでなく、要支援者に対する日常的な見守り活動に活用し、困りごとの早期発見、解決につながるよう推進します。 	市社協
45	福祉避難所の開設を含む防災訓練等の充実	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所の開設・運営、一般避難所から福祉避難所への移送、一般避難所内の福祉避難スペースの設置等、災害時要配慮者の避難を想定した防災訓練を実施します。訓練には、市民の避難支援を行う福祉事業者に参加を呼びかけます。 企業や福祉事業者等に対し、「災害等の発生時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書」の締結を働きかけ、福祉避難所の拡充に努めます。 福祉避難所運営マニュアルを更新し、福祉避難所における避難支援の在り方や避難者の特性に配慮した物資・機材の備蓄に努めます。 一般避難所において、福祉避難スペースを確保するなど、要配慮者に対する良好な環境の整備に努めます。 	防災安全課 福祉政策課
46	災害ボランティア等の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害発生時に開設する「米子市災害ボランティアセンター」運営体制の整備を行います。 米子市災害ボランティアセンター活動マニュアルに基づき、災害ボランティアセンター立上げ訓練を実施します。 DWAT⁸⁵の研修受講と登録について職員に働きかけ、全国の大規模災害被災地へ職員を派遣して被災地支援を行うとともに、災害に対応できる職員の育成に取り組みます。 	防災安全課 市社協

⁸⁵ DWAT：「災害時派遣福祉チーム」を意味し、災害発生時に介護等を要する高齢者や障がいを有する方のニーズに的確に対応し、避難生活中の生活機能等の防止を図ることを目的に、福祉専門職を中心としたチームを組成する。

市と市社協 の取組

No.	取組	内容	担当
47	地域防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の活動が活性化するよう、活動への助言や支援を行います。 ・防災士の育成に努めるとともに、活躍の機会を提供し、災害時に頼りとなる人材育成を進めます。 	地域振興課
48	個別避難計画作成の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時、支援が必要な方が、適切に避難できるように、本人、地域住民、関係機関と協力し個別避難計画の作成を推進します。 	地域振興課 防災安全課 長寿社会課 障がい者支援課

基本計画（5）

孤独・孤立を生まない仕組みづくり【重点】

現状と課題

- ・課題を抱えていても自ら発信できない、本人は困り感がなくても周囲が困っているといった状況が孤立状態につながるケースが多く、さらにそうした孤立状態を要因として抱えている福祉課題が複雑化する恐れがあるため、それを防ぐ取組が求められます。
- ・自死に対する知識の普及啓発を進め、本市における傾向も分析しつつ、孤立せずに支え合って自死を防止する取組を行っていく必要があります。
- ・身寄りがない、親族と疎遠になるなどの要因で孤立してしまう、今後もそうした方が増加していく傾向に鑑み、対応策が必要です。
- ・個人や世帯の抱える福祉課題の深刻化を防ぐため、地域住民や事業者による見守り活動等、課題の発見を促進するよう、住民や関係機関との更なる連携強化が必要です。

基本計画の推進に向けた役割

市の役割

- ・困りごとや悩みを抱えた方が、社会の中で孤立しないよう、広く意識の啓発に努め、関係機関や民間事業者との協力体制を広げます。身寄りがない方などへの対応について、元気なうちから様々な場面を想定して準備を進めてもらうような働きかけや、解決が困難な課題については対応策の研究、検討を行います。

市社協の役割

- ・社会的な孤立を防ぐための地域活動として、見守りネットワークの充実や、居場所づくり等の取組を推進していきます。
- ・生き方や考え方の違いを認め合い、一人ひとりが尊重される地域づくりに向け、啓発等を行います。

市民一人ひとり・地域に期待する役割

- ・心配な人や世帯を見つけたら、できる範囲で声かけをする、話を聞く、もしくは、民生委員・児童委員などの頼れる人や、各種相談機関に連絡しましょう。
- ・自死のリスクがある人を発見した場合は、一人で抱え込まず、こころの相談に関する窓口に相談しましょう。
- ・自分自身が、精神的につらい場合や眠れない状態が続く場合は、かかりつけ医や専門の医療機関（精神科・神経科・心療内科など）や「いのちの電話⁸⁶」等に相談しましょう。
- ・地域の中で、地域の現状課題について話し合う機会を設けましょう。

企業・事業者・団体に期待する役割

- ・企業や事業者は、従業員のメンタルヘルス対策に取り組みましょう。従業員に心配な様子があれば、しっかり話を聞き、必要に応じて相談窓口等を紹介しましょう。
- ・業務中、活動中に、心配な世帯や人を発見したら、相談機関に連絡しましょう。

⁸⁶ いのちの電話：訓練を受けたボランティアが、様々な困難や危機にあって孤立したり、自死を考えている人に対し行っている電話相談活動

【こころの相談窓口一覧】

相談窓口	電話番号	受付時間
鳥取いのちの電話	0857-21-4343	(365日) 12時~21時
自殺予防いのちの電話	0120-783-556	(毎月10日) 8時~翌日8時
米子市健康対策課	0859-23-5452	(平日) 8時30分~17時15分
鳥取県西部総合事務所福祉保健局	0859-31-9310	(平日) 8時30分~17時15分
鳥取県立精神保健福祉センター	0857-21-3031	(平日) 8時30分~17時15分

市と市社協 の取組

No.	取組	内容	担当
49	自死に対する知識の普及啓発・ゲートキーパーの養成	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館で行われる健康講座や各所でのイベントなど、様々な機会を捉えて、地域住民、企業、事業者等、幅広く自死に対する知識の普及啓発活動を行うとともに、市の職員に対するゲートキーパー養成研修を実施します。 ・学校の児童生徒に対し、命の尊さを学び、辛いときや苦しいときに助けを求める力を育てるための教育を実施します。 ・中学生や高校生に対し、ゲートキーパーとしての役割が担えるよう、友人や家族の悩みに気付き、必要な支援につなぐ力を育てるための教育を実施します。 	健康対策課 学校教育課
50	相談窓口の周知・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの人が目にする場所にパンフレット等の啓発物を設置し、心の健康や相談窓口について周知を図ります。 ・自死に関する相談を受けた際には、関係機関と連携して速やかに支援に向かいます。 	健康対策課 福祉政策課

市と市社協 の取組

No.	取組	内容	担当
51	終活支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・エンディングノートの利用を通して、自身の生涯についてふりかえることで、今後の暮らしに本人の意思が尊重され、反映されるように支援を実施します。 ・エンディングノートの活用を促すため、様々な地域活動の場で取組の紹介等、啓発を行います。 	福祉政策課 長寿社会課 市社協
52	身寄りがない方へのサポートの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・病院や施設に入る際の保証人や金銭・財産管理、葬祭や遺品整理など、家族や親族が担ってきた役割を果たす人がいない方の支援策について研究・検討を進めます。 	福祉政策課 長寿社会課 福祉課 障がい者支援課
53	ひきこもりの状態にある方に対する社会参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりの状態にある方に対し、社会資源を活用しながら社会とのつながりをつくるための支援を行います。 ・各種当事者会の情報を整理し、必要な方に対して様々な機会をとらえて周知をします。 	障がい者支援課 福祉政策課
54	罪を犯した人の更生支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「米子市再犯防止推進計画」に基づき、総合相談支援体制により必要な福祉サービスへつなげる等、包括的な支援に取り組みます。 ・罪を犯した人の更生について理解を深め、地域で社会復帰を応援できる体制を構築するために「社会を明るくする運動」を推進し、保護司会や更生保護女性会等との連携のもと、広報や啓発活動を実施します。 	福祉政策課 人権政策課
55	衛生的に暮らせる環境づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の状態によりごみ出しがしづらい方に対して、既存のサービスの活用以外に、ごみ出しをサポートする仕組みを検討します。 	長寿社会課 障がい者支援課 福祉政策課 クリーン推進課 市社協

市と市社協 の取組

No.	取組	内容	担当
56	住民活動による見守り支援等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問活動や居場所づくり等、住民活動として行っている孤立防止の取組について、各団体の活動を支援するとともに、課題を抱えた方がいれば相談機関へつないでもらうよう働きかけます。 ・在宅福祉員による地域の高齢者世帯の見守り援助活動を推進し、高齢者世帯の抱える困りごとの早期発見を図ります。 ・民生委員・児童委員と在宅福祉員が連携して活動することで、課題を抱える世帯の情報が支援機関に届けられる仕組みを構築します。 	市社協
57	見守り活動を実施する事業者への呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の日常生活の異常等を早期発見し通報ができる、市内の住宅を訪問する事業者に協力を呼びかけ、連携事業者を増やします。 	長寿社会課
58	介護や見守りが必要な人及びその家族の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター等の活動を通じて、本人やその家族の孤立を防ぎ、適切な情報提供や助言、必要なサービスへのつなぎを行うことにより、家族の心理的不安の軽減や生活の安定を図ります。 	長寿社会課 障がい者支援課

現状と課題

- ユニバーサルスポーツの普及やアート展、各福祉団体のイベント開催支援等、それぞれの特性に合った活躍の機会の提供を進めてきましたが、今後も更に多様な方が参加・活躍できる機会の提供の促進が必要です。
- 地域社会や個人の意識にあるバリアに気づく取組、それを解消する取組など、誰もが自分らしく暮らせる環境を整備する必要があります。

基本計画の推進に向けた役割**市の役割**

- 誰もが自分らしく暮らせるよう、また様々な場面でそれぞれの特性に合わせて活躍の機会が提供されるように、環境整備に努めます。
- 地域共生社会をめざし、バリアを解消するような意識啓発や、支え手・受け手を区別しない活動を推進します。

市社協の役割

- 誰もが役割を持って参加できる各種イベント、ボランティア活動などの活躍の場を充実させていきます。
- あいサポーター研修等、様々な研修会への参加を促し、配慮が必要な人への理解が深まるよう取り組みます。

市民一人ひとり・地域に期待する役割

- 様々な心や体の特性を持っている人のことについて、理解を深めましょう。
- 誰もが当たり前に生活するために何が必要か、考えてみましょう。
- 様々な活動の場において、参加者が「何ができないか」ではなく、「どんなことができるか」という視点で取り組みましょう。
- 子ども会やスポーツ少年団等は、積極的に地域福祉活動に参加し、子どもが地域貢献の喜びを経験できるように促しましょう。

企業・事業者・団体に期待する役割

- ノーマライゼーション⁸⁷の理念の下、障がい者に対する合理的配慮の提供やその人の特性に合わせた環境整備に努めましょう。
- 障がい者の法定雇用率⁸⁸を遵守しましょう。
- 各地区で行われる行事やイベントにおいて、多様な方が参加・活躍できるような機会について検討しましょう。

⁸⁷ ノーマライゼーション：障がいの有無、年齢、性別などに関わらず、すべての人の人権が保障され、地域で平等に生活できることが普通の社会であるという考え方。

⁸⁸ 法定雇用率：「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方公共団体が雇用しなければならない障がい者の割合

市と市社協 の取組

No.	取組	内容	担当
59	バリアフリー ⁸⁹ ・ユニバーサルデザイン ⁹⁰ の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「バリアフリー法」及び「米子市バリアフリー基本構想」に基づき、高齢者や障がい者等に配慮した駅やバス停留所、歩道等の整備やノンステップバスの導入を推進するなど、誰もが安全・快適に公共交通を利用できる環境の整備に努めます。 「バリアフリー法」及び「鳥取県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共建物は新築、増築、改修工事を機に、ユニバーサルデザインを取り入れた公共施設のバリアフリー整備に取り組みます。 既存の民間特定建築物（学校、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅その他多数の人が利用する建築物）のバリアフリー化を支援するため、整備を行う建築主に対し、整備費用の補助を行います。 	交通政策課 営繕課 建築相談課
60	合理的配慮の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づき、障がい者に対する差別的扱いの禁止と、合理的な配慮の提供に率先して取り組むとともに、社会全体での取組につながるよう、市民や企業に広く啓発を行います。 合理的配慮の提供は、障がい者のみならず、高齢者や妊婦等、配慮が必要と思われるあらゆる人を対象として取り組みます。 令和6年4月1日より義務化されたことにより、民間事業者での普及のための研修会を実施します。また、あいサポーター研修を積極的に開催し、障がいに対する理解を深めます。 	障がい者支援課 市社協
61	芸術・スポーツの場面での活躍の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> 公民館祭、芸術祭、スポーツ祭、余芸大会など、様々な場面で、その人の特性に合わせた活躍の場を提供します。 	障がい者支援課 スポーツ振興課 市社協

⁸⁹ バリアフリー：心身の障がいなどがある人にとっての物理的障壁、制度的障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁が取り除かれた状態。

⁹⁰ ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種等に関わらず、誰もが利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方

市と市社協 の取組

No.	取組	内容	担当
62	優先調達の推進	・障がい者就労施設等からの物品や役務の調達を優先的に行することで、事業所の受注機会の拡大を図り、工賃等の向上による障がい者の経済的自立につながる取組を推進します。	障がい者支援課
63	手話言語の普及推進	・「米子市手話言語条例」に基づき、手話言語の普及に資する取組や環境整備を行います。	障がい者支援課
64	誰でも役割が持てる活動の場づくり	・就労に向けて準備される方の職場体験の受け入れや、ちょっとボランティア ⁹¹ など、就労や社会参加に向けたきっかけになるような活動の機会・場を増やしていきます。	福祉政策課 市社協
65	高齢者の活躍の場の提供	・高齢者が地域社会において、健康で活躍し続けることができる生涯現役社会の実現を目的に、就労・ボランティア・地域活動などの機会の提供を進めます。	長寿社会課

⁹¹ ちょっとボランティア：米子市ボランティアセンターで行っている、ひきこもりの状態にある方等の社会参加のきっかけづくりを目的とした活動。紙袋や包装紙をリサイクルした封筒作成や手芸等の活動を行っている。

基本計画（1） 福祉意識の啓発・福祉教育の推進【重点】**現状と課題**

- ・各部署において、小地域懇談会、人権講座、「人と地域とつながる研修」、地域住民への研修など、それぞれ住民や活動団体、児童生徒などを対象に啓発を行いましたが、今後も更に取組を進めていく必要があります。
- ・地域共生社会の実現に向けて、福祉分野への理解を早期から進めるとともに、地域活動や地元に関心をもってもらうために、全市的に様々なテーマで福祉教育を推進していくことが必要です。

基本計画の推進に向けた役割**市の役割**

- ・学校教育や社会教育と連携しながら、学童期から成人に至るまで、幅広く、長期的な視点を持って、住民への福祉教育や学習機会の提供に取り組むとともに、地域交流の場や地域行事等、様々な機会を捉えて、地域への愛着や地域福祉の心が芽生えるよう働きかけます。

市社協の役割

- ・講座や研修会などの機会を捉えて、市民の福祉意識の啓発に努めています。
- ・幼い頃から地域への愛着や地域福祉の心を育めるよう、学校とも連携しながら福祉教育の推進に努めています。

市民一人ひとり・地域に期待する役割

- ・家庭内で子どもと福祉について考えてみたり、子どもと一緒にボランティア活動に参加してみるなど、家庭内教育を通じて子どもの豊かな心を育みましょう。
- ・公民館で行われる各種講座に参加するなど、学習の機会を持ちましょう。

企業・事業者・団体に期待する役割

- ・企業や事業者は、福祉は誰にでも関わる可能性のあることを踏まえ、従業員に研修を行うなど、福祉学習の機会を提供しましょう。
- ・地域に愛着を持ち、身近な地域での助け合いの心を育む福祉教育が行われるよう、地域活動団体は小・中学校等の取組に協力しましょう。

市と市社協 の取組

No.	取組	内容	担当
66	福祉や人権に関する研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館、隣保館、学校、企業等で実施する講座や研修において、高齢者、障がい者、外国人、LGBTQ⁹²等、様々な人権についての研修や講演会を実施し、人権や福祉に関する理解を深めます。 ・住民を対象に、地域への愛着を育み、地域福祉活動への関心や意欲を高めるような研修を実施することで、住民の地域福祉意識の啓発を推進します。 	福祉政策課 人権政策課 市社協
67	地域福祉活動の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「よなご社協だより」の発行、ホームページ等を活用し、各地区の地域福祉活動や市社協の活動を周知することで住民の福祉への理解や関心を深めていきます。 ・「米子市社会福祉大会」を開催し、功労者への表彰や研修等を通じて活動への意欲を高めるとともに、住民の福祉意識の啓発につなげます。 	福祉政策課 市社協
68	各種学校と連携した福祉教育	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育プログラムや、コミュニティ・スクールを活用するなど、住民や当事者との交流を進め、地域福祉の理解を深められるよう働きかけます。 ・福祉教育の推進に資するため、「米子市小・中・特別支援学校福祉教育研究協議会」と連携し、福祉教育実践記録集を作成します。市社協ホームページに掲載することで、多くの方が閲覧できるようにします。 ・高校、大学、専門学校においては、ボランティアについての情報提供や参加の呼びかけを行い、若い頃からボランティア活動に興味を持ち、参加する体制づくりを行います。 	学校教育課 生涯学習課 福祉政策課 市社協

⁹²LGBTQ：「LGBTQ」はセクシャルマイノリティ（性的少数者）のことを意味し、「Lesbian（レズビアン）」「Gay（ゲイ）」「Bisexual（バイセクシャル）」「Trans-gender（トランスジェンダー）」「Questioning（クエスチョニング）」の頭文字をとった生まれた言葉

現状と課題

- ・地域の人材発掘のために、これまで市や市社協と関わりのなかった個人や団体との協働による取組を継続的に実施してきました。また、若い世代に向けたSNSによる地域活動の情報発信も行いました。今後も引き続き、住民が地域福祉活動に積極的に参加するよう呼びかけや情報発信を実施します。
- ・市職員・市社協職員への地域福祉活動の推奨については、県社協や米子市主催の研修への参加を積極的に促す等の働きかけを行ってきました。今後も積極的に地域活動に参加できるよう制度を充実する必要があります。

基本計画の推進に向けた役割

市の役割

- ・人材発掘のため、広く地域住民に対し、地域福祉への興味や関心が湧くような働きかけを行うとともに、意欲がある人が地域で活躍できるよう、各種講座や研修の機会を提供し、地域福祉活動者的人材育成に取り組みます。

市社協の役割

- ・地域住民と協働しながら、これから地域活動を担ってもらえる人材の発掘や育成に努めています。

市民一人ひとり・地域に期待する役割

- ・市や市社協が行う各種講座や研修に積極的に参加してみましょう。そして、そこで得た知識や技術を、地域福祉活動に活かしてみましょう。
- ・趣味や特技を活かして、地域活動への参加を心掛けましょう。
- ・周りに地域活動へ参加してもらえる人がいれば、積極的に声をかけ、活動者の輪を広げましょう。
- ・一部の人に負担が掛からないよう、役割を分担することで活動へ参加しやすくしましょう。

企業・事業者・団体に期待する役割

- ・企業や事業所は、従業員が地域福祉活動やボランティア活動に参加しやすいよう、職場の環境を整えましょう。
- ・自治会等の地域活動団体は、子どもや新たな住民が参加しやすいような配慮や呼びかけを行いましょう。

市と市社協 の取組

No.	取組	内容	担当
69	ファミリー・サポート・センター事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センター事業を推進し、住民の様々なニーズに対応できるよう、会員增加への取組を図ります。特に、子育て中の方でも活躍できるよう、両方会員としての登録を働きかけます。 	市社協
70	人材発掘・地域福祉活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動の実践に関する研修等の啓発活動を通じて、地域福祉活動の新たな担い手やリーダーとして活躍が期待できる人材育成を支援します。 ・若い世代に向けて地域福祉活動についての情報を発信し、活動への興味が湧くよう働きかけます。 ・福祉教育を通じて子どもたちが地域活動に関心を持てるよう働きかけ、幼少期から活動へ参加協力することで、今後活躍が期待できる人材の育成を支援します。 	福祉政策課 市社協
71	市職員・市社協職員の地域福祉活動の推奨	<ul style="list-style-type: none"> ・研修等を通じて、職員に対して地域貢献の意義や必要性を伝え、職員の「地域デビュー」を働きかけます。 ・職員が地域福祉活動に取り組みやすい職場環境の整備を図ります。 ・地域活動サポーター制度「地域かかわり隊⁹³」を活用し、職員が積極的に地域福祉活動に参加するよう促します。 	福祉政策課 地域振興課 市社協

⁹³ 地域かかわり隊：地域行事等に積極的に参加しようとする市職員をサポーターとして登録し、地域活動参加を促進する「地域活動サポーター制度」に登録した市職員の愛称。

現状と課題

- ・ボランティア登録団体の整理を行い、今後の支援活動を行いやすい状況を整えましたが、引き続き登録者の増加に向けたアプローチが必要です。
- ・各種研修会等に参加されたボランティアや地域活動に関心のある人達が、その後活動に参加できるように後押しするような体制整備が必要です。
- ・様々なボランティアに関心のある方が、それぞれ望む活動に参加できるよう、きめ細やかなコーディネートが必要です。

基本計画の推進に向けた役割

市の役割

- ・ボランティアが活動しやすくなるよう、環境整備に努めます。
- ・ボランティア活動が活性化するような仕組みを研究し、活動が広がるよう支援していきます。

市社協の役割

- ・あらゆる立場や世代の人がボランティア活動に取り組めるよう、参加促進や担い手の育成に努めます。
- ・ボランティア活動の推進が図れるよう、コーディネートの中心的な役割を持つボランティアセンターの体制強化を進めていきます。

市民一人ひとり・地域に期待する役割

- ・自分の暮らす地域の活動に関心をもち、積極的に関わりましょう。
- ・様々なボランティア活動があるため、自分に合った活動について調べてみましょう。

企業・事業者・団体に期待する役割

- ・主催する行事やイベント等にボランティアの力を借りてみましょう。
- ・従業員のボランティア活動を促進し、活動が行いやすい環境整備を行いましょう。
- ・地域のイベントや行事にボランティアとして参加できないか、検討してみましょう。
- ・各ボランティア団体は、より多くの方にボランティア活動を知ってもらえるよう、情報発信しましょう。

市と市社協 の取組

No.	取組	内容	担当
72	ボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・米子市ボランティアセンターを運営し、市民のボランティアに対する理解と関心を深める活動を行うとともに、ボランティア活動者への様々な支援を行うことで、ボランティア活動の活性化を図ります。 ・ボランティアコーディネート機能を充実させ、ボランティア団体・個人が、必要な時に協働できる関係づくりを行います。 	市社協
73	元気ささえあいボランティアの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・楽しみながら、介護施設の補助者やフレイル予防などのボランティア活動を行う「元気ささえあいボランティア制度⁹⁴」への参加を促進し、社会参加、生きがいづくりにつなげます。 ・若年層も含め、より多くの方に登録していただけるよう、啓発活動や興味を持った方が登録しやすい体制づくりを行います。 	フレイル対策推進課 市社協
74	ボランティア活動に関する講座や研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動を始めるきっかけとなり、活動者が増加するよう、ボランティア入門講座やレクリエーション講座の充実を図ります。 ・各種研修の受講者など、ボランティア活動に興味を持った方を実際の活動につなげる仕組みをつくります。 	市社協
75	ボランティアセンターの体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターに専門性の高い職員を配置してボランティアコーディネート機能を高め、さまざまなニーズを持った方の相談に対応できるようにします。 ・ボランティアセンターが中心となり、福祉教育プログラムの充実や幼少期からボランティアの心を育む活動を推進します。 	福祉政策課 市社協

⁹⁴ 元気ささえあいボランティア制度：18歳以上の市内在住・在勤者が、フレイル予防の活動や介護施設等での話し相手、レクリエーションの手伝いなど、ボランティア活動を行う制度。1時間程度の活動で1ポイントが付与され、1ポイント100円として、年間最大5,000円まで換金できる。

現状と課題

- 各種学校との連携として、実習生の積極的な受け入れや、大学生へ福祉専門職の講義を行うなどの取組を進めてきました。福祉専門職の人材育成及び人員確保は今後も全市的に取り組んでいきます。
- 相談援助技術を有する専門職の育成については、ソーシャルワークの基本的な知識・技術を学ぶ研修会として、「人と地域とつながる研修」を実施しました。今後は、**様々な困難を抱えた当事者、家族、地域の理解を深め、関係者・機関と連携しながら支援を行う力量を高める**必要があります。

基本計画の推進に向けた役割

市の役割

- 各種学校への働きかけ等により、福祉人材の確保に取り組むとともに、高度な知識や技術を持つ人材を育成するための体制整備に努めます。
- ソーシャルワークの基本的な知識・技術を持つ住民がさらに地域活動で活躍できるように研修を実施します。

市社協の役割

- 大学や専門学校からの実習生を積極的に受け入れていきます。福祉専門職のやりがいや意義を知ってもらうことで、福祉人材の育成や確保に努めます。

市民一人ひとり・地域に期待する役割

- 自身が関わっている地域に興味を持ち、地域の未来について考えてみましょう。
- 自身の知識・技術が地域福祉課題の解決に活かすことができないか考えてみましょう。

企業・事業者・団体に期待する役割

- 福祉事業者は、従業員の離職を防止し、また、就職先として選ばれるよう、働きやすい職場環境の整備に努めましょう。
- 福祉事業者は、学生の研修やインターンシップの受け入れに積極的に協力しましょう。
- 福祉事業者は、従業員のキャリアパスを明確にし、モチベーションの維持や資質向上に努めましょう。
- 福祉事業者は、従業員のスキルアップのために、研修の機会の提供や資格取得のサポートを行いましょう。

市と市社協 の取組

No.	取組	内容	担当
76	実習生等の受け入れによる人材育成の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・大学や専門学校の学生等、福祉・医療の専門資格取得をめざす実習生を積極的に受け入れ、将来の福祉人材の養成に寄与するとともに、福祉職のやりがいや地元で働く魅力を伝えます。 ・地域の福祉課題に目を向け、福祉職に興味を持つきっかけとなるよう、ワークショップなど学生と協働した取組を行います。 	福祉政策課 市社協
77	地元就職の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地元就職促進のために、SNS等を活用して市内の就職関連情報の発信を行います。 ・近隣他市や地元企業と連携して、学生や若者向けの就職イベントを実施し、より多くの就職先の選択肢を増やします。 	経済戦略課
78	福祉専門職の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員の福祉専門職のあり方について検討します。また、市内の福祉事業者と協力し、福祉専門職員の人材育成を実施します。 	福祉政策課 職員課 市社協

2 米子市重層的支援体制整備事業実施計画

(1) 米子市重層的支援体制整備事業実施計画の改訂にあたって

今回「米子市地域“つながる”福祉プラン（米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画）」の改訂に併せて、「米子市重層的支援体制整備事業実施計画」の改訂を実施します。

「米子市地域“つながる”福祉プラン（米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画）」の基本理念の実現に向けては、各分野単独ではなく分野横断的な取組を実施する重層的支援体制整備事業を推進することが必要です。重層的支援体制整備事業実施計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために、事業の提供体制に関する事項等を定めた実施計画です。

本実施計画は、今回一体的に策定する「米子市地域“つながる”福祉プラン（米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画）」の基本理念に基づき、具体的に重層的支援体制整備事業を実施するために必要な事項を定めるものです。

本実施計画の期間は、「米子市地域“つながる”福祉プラン（米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画）」に合わせて令和11年度までとします。本実施計画の策定にあたっては、「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」にて内容の検討を行い、計画の見直しにおいても同委員会にて検討します。

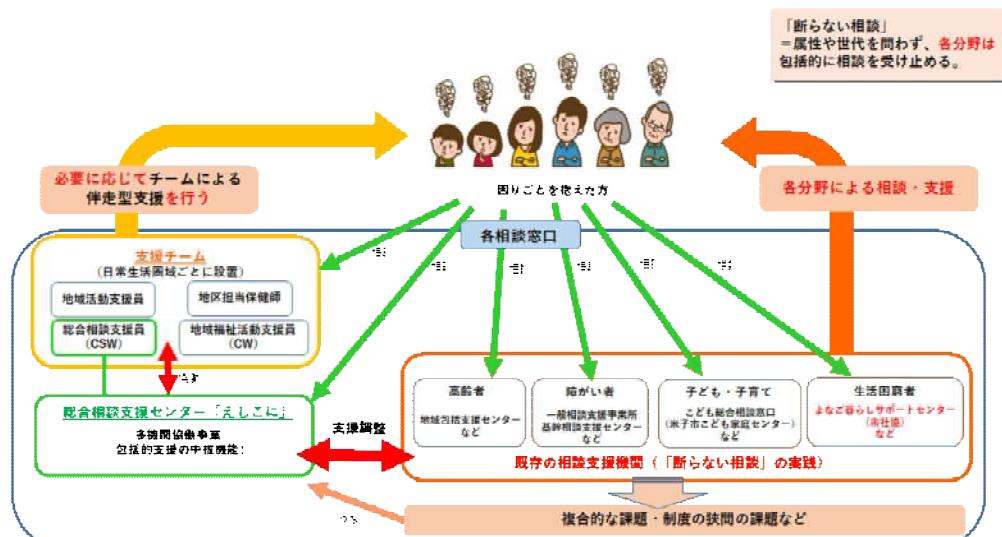
(2) 各事業の実施内容及び実施体制

① 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

属性を問わない総合相談窓口として米子市ふれあいの里総合相談支援センター「えしこに」を整備するとともに、各分野において既に実施されている介護、障がい、子育て、生活困窮等の相談窓口や、日常生活圏域である中学校区に設置する支援チームとも連携し、一体的に相談を受け止める包括的相談支援体制を構築します。

また、各分野の相談窓口において福祉ニーズ等を丁寧にお伺いし、適切な福祉サービス等につなげられるように「断らない相談」を推進します。

○包括的相談支援体制のイメージ図



○実施内容及び実施体制

主な対象分野	実施事業	実施体制
すべて	米子市ふれあいの里総合相談支援センター「えこに」	<p>【支援対象者】 すべての市民</p> <p>【実施機関】 福祉政策課（直営）</p> <p>【実施内容】</p> <p>重層的支援体制の拠点として、下記の取組を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉の総合相談窓口 ・多機関による協働支援のコーディネート、バックアップ ・社会参加支援、ひきこもり状態の方への支援 ・成年後見制度利用支援 ・総合相談支援員（CSW）、地域活動支援員、地区担当保健師及び地域福祉活動支援員（CW）で構成する支援チームや支援関係機関等と連携した住民主体の活動支援と個別課題の相談支援。
高齢者	地域包括支援センター	<p>【支援対象者】 主に 65 歳以上の高齢者</p> <p>【実施機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 東山地域包括支援センター：社会福祉法人米子市社会福祉協議会（委託） ② 福生地域包括支援センター：社会福祉法人真誠会（委託） ③ 福米地域包括支援センター：社会福祉法人真誠会（委託） ④ 湊山地域包括支援センター：医療法人厚生会（委託） ⑤ 後藤ヶ丘地域包括支援センター：社会福祉法人こうほうえん（委託） ⑥ 加茂地域包括支援センター：社会福祉法人こうほうえん（委託） ⑦ 美保地域包括支援センター：社会福祉法人真誠会（委託） ⑧ 弓浜地域包括支援センター：社会福祉法人真誠会（委託） ⑨ 尚徳地域包括支援センター：社会福祉法人こうほうえん（委託） ⑩ 箕蚊屋地域包括支援センター：社会福祉法人博愛会（委託） ⑪ 淀江地域包括支援センター：社会福祉法人いずみの苑（委託） <p>【実施内容】</p> <p>高齢者の方の相談をお受けし、適切なサービスの紹介や、介護予防サービスのケアプラン作成などを行います。また、高齢者が安心して暮らせる地域づくりのため、医療、福祉等の様々な社会資源の連携を図ります。</p>
子ども	こども総合相談窓口（米子市こども家庭センター）	<p>【支援対象者】 主に 18 歳未満の子ども及びその家族等</p> <p>【実施機関】 こども相談課（直営）</p> <p>【実施内容】</p> <p>主に 18 歳未満の子どもやその家族からの相談をお受けし、相談内容に応じて情報提供や手続き等の案内を行い、適切なサービスや支援機関へつなぎます。</p>

障がい	米子市障がい者基幹相談支援センター	<p>【支援対象者】 障がいのある人及びその家族等</p> <p>【実施機関】 障がい者支援課（直営）</p> <p>【実施内容】</p> <p>障がいのある人の相談支援の中核機関として、相談支援事業所への専門的指導や人材育成、相談対応等を総合的・専門的に行います。</p>
障がい	障がい者相談支援事業	<p>【支援対象者】 障がいのある人及びその家族等</p> <p>【実施機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障害者生活支援センターすてっぷ：社会福祉法人あしーど（委託） ② 障害者生活支援センターまちくら：社会福祉法人地域でくらす会（委託） ③ 障がい者支援センター和おん：社会福祉法人もみの木福祉会（委託） ④ 相談支援事業所エポック翼：社会福祉法人養和会（委託） <p>【実施内容】</p> <p>障がいのある人やその家族からの相談をお受けし、障がい福祉に関する情報や専門機関の紹介、福祉サービスの手続き支援などを行います。</p>
生活困窮	生活困窮者自立相談支援事業	<p>【支援対象者】 生活に困窮している、又は生活困窮に陥る恐れのある人及びその家族等</p> <p>【実施機関】</p> <p>よなご暮らしサポートセンター：社会福祉法人米子市社会福祉協議会（委託）</p> <p>【実施内容】</p> <p>生活に困窮している人やその家族からの相談をお受けし、適切な支援が受けられるように関係機関に紹介したり、支援プランを作成し相談者に寄り添って自立に向けた支援を行います。</p>

② 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施する中で、既存の制度では解決に向かいにくいケースを検討し、特に社会で孤立しがちな人に対し、地域の社会資源などを活用しながら、社会とのつながりを作るための支援を行います。

また、従来では、支援を受ける側である子ども、高齢者、障がい者等や、自治会活動等に参加しにくかった**働き世代**の方々が、地域の中で役割を持ち、気軽に余暇を利用して自分のできる範囲で社会参加ができるボランティア活動の仕組みを作ります。

○実施内容及び実施体制

実施事業	実施体制
米子市ふれあいの里総合相談支援センター「えしこに」	<p>【支援対象者】 すべての市民</p> <p>【実施機関】 福祉政策課（直営）</p> <p>【実施内容】</p> <p>多機関協働事業等で発見された支援ニーズを基に、地域福祉活動支援員（CW）やボランティア等と連携し社会資源の創出や、社会資源と支援ニーズを有する人とのマッチングを行います。</p>
地域力強化推進事業	<p>【支援対象者】 すべての市民</p> <p>【実施機関】 社会福祉法人米子市社会福祉協議会（委託）</p> <p>【実施内容】</p> <p>地域福祉活動支援員（CW）を配置し、米子市ふれあいの里総合相談支援センター「えしこに」と連携しながら、地域の多様な主体へ働きかけ、新たな社会資源の創出や住民活動の支援を行います。</p>

③ 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）

介護、障がい、子育て、生活困窮等の各分野で実施されている既存の地域づくりに関する事業を活かして、多様な属性の住民同士が交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域のプラットフォーム形成、地域資源の開発、支援ニーズと地域資源のマッチング等を行えるよう地域における取組のコーディネート等を実施します。

○実施内容及び実施体制

実施事業	実施体制
地域力強化推進事業	<p>【支援対象者】 すべての市民</p> <p>【実施機関】 社会福祉法人米子市社会福祉協議会（委託）</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動支援員（CW）を配置します。 ・多様な住民同士が交流できる場や居場所を整備し、地域のプラットフォーム形成を通じて地域活動の活性化を図ります。 ・地域における共助のしくみを構築するため、地域資源の開発を支援します。 ・複雑化・複合化した支援ニーズを持つ人の社会参加を図るため、その人を地域資源につなげます。
公民館を拠点としたまちづくり	<p>【支援対象者】 すべての市民</p> <p>【実施機関】 地域振興課（直営）</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援員を配置し、公民館を拠点としたまちづくりの支援を実施します。 ・市内に29カ所ある公民館を地域のまちづくり拠点として定め、各地区の取組を支援することで、地域の活性化及び課題解決に取り組みます。

子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）	<p>【支援対象者】 乳幼児等とその保護者等</p> <p>【実施機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 弓ヶ浜子育て支援センター：こども相談課（直営） ② 福原子育て支援センター：こども相談課（直営） ③ 子育てひろば支援センター：こども相談課（直営） ④ よどえ子育て支援センター：こども相談課（直営） ⑤ キッズタウン子育て支援センター：社会福祉法人こうほうえん（委託） ⑥ 新開子育て支援センターCHUCHU：NPO 法人えがおサポート（委託） ⑦ みのかや子育て支援センターたんぽぽ：社会福祉法人米子福祉会（委託） <p>【実施内容】</p> <p>保護者同士の交流の場を提供し、また子育てサークルへの支援を行うことにより、保護者同士の相互支援関係の構築を支援します。</p>
地域活動支援センター	<p>【支援対象者】 障がいのある人</p> <p>【実施機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① あかり広場：NPO 法人あかり広場（委託） ② おおぞら：NPO 法人地域活動支援センターおおぞら（委託） ③ 西部ろうあ仲間サロン会：NPO 法人西部ろうあ仲間サロン会（委託） <p>【実施内容】</p> <p>障がいのある人の居場所として、創作的活動や生産活動の機会を提供し、地域とのつながりを構築します。</p>
障がい者等の居場所づくり事業	<p>【支援対象者】 障がいのある人</p> <p>【実施機関】 日の出作業所：NPO 法人日の出</p> <p>【実施内容】</p> <p>障がいのある人の居場所をつくることで、日中活動及び社会参加を支援します。</p>

④ 多機関協働事業（法第106条の4第2項第5号及び第6号）

包括的相談支援体制等によりつながれたケースのうち、従前の縦割りの仕組みでは対応困難な複雑化・複合化した支援ニーズを有するケースに対して、課題の把握や支援の方向性の整理、支援プランの作成、各支援関係機関の役割分担等のチーム支援とそのコーディネートを行う事業を実施します。

本事業においては、各支援関係機関との情報共有や連携が不可欠であり、事業を円滑に実施するために「米子市重層的支援会議」を実施するとともに、必要に応じて直接アセスメントを行います。

○実施内容及び実施体制

実施事業	実施体制
米子市重層的支援会議	<p>【支援対象者】 複雑化・複合化した課題を抱える人及び世帯、支援関係機関</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働事業等によって作成した支援プランの適切性の協議や支援プラン終結の評価、必要な社会資源開発に向けた検討等を行います。 ・複雑化・複合化した課題を抱える人及び世帯について、支援関係機関等が情報共有し、支援方針等を検討します。 <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米子市ふれあいの里総合相談支援センター「えしこに」が中心となって開催します。 <p>【会議の位置付け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米子市における「米子市重層的支援会議」は、国が定めた自治体事務マニュアル等において示されている「重層的支援会議」、「支援会議」の2つの会議機能を持たせ運営します。 <p>※支援会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・・・社会福祉法第106条の6に規定される会議であり、地域において支援関係機関が個々に把握している支援を要する方の情報を共有し、必要な支援体制の検討を行います。会議の構成員に守秘義務を設けて行います。 <p>※重層的支援会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・・・多機関協働事業等によって作成した支援プランの適切性の協議や支援プラン終結の評価、必要な社会資源開発に向けた検討等を行います。個人情報の取扱いについては、本人同意を得て行います。

⑤ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）

複雑化・複合化した課題を抱えているために必要な支援が届いていない人の情報をキヤッチし、本人やその家族に対して家庭訪問等による働きかけを行い、それらの人と信頼関係を構築しながら必要な支援を届けます。

○実施内容及び実施体制

実施事業	実施体制
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<p>【支援対象者】 必要な支援が届いていない人及びその家族</p> <p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて民間事業者等に委託して実施します。 ・米子市重層的支援会議等において検討された支援方針に基づき、実施機関が対象者へ家庭訪問等の働きかけを行います。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画に掲載している活動や取組を着実に推進していくため、市と市社協は協力して進捗管理を行っていきます。

(1) 計画の周知及び地域課題の把握

市民や住民団体、福祉関連団体、企業等に対して、計画の理念や目標の共有を図っていくために、様々な機会を活用して、本計画の更なる周知に努めます。また、市及び市社協職員が地域の様々な場と関わりをもつことで、地域の福祉課題を明らかにするとともに、様々な主体や関係機関と連携して、住民が抱える個別課題・地域が抱える地域課題の両課題が解決に向かうよう支援を実施します。

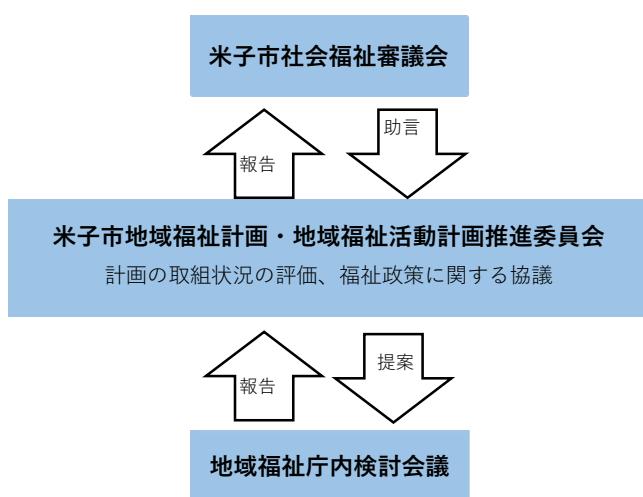
(2) 「地域福祉庁内検討会議」の開催及び福祉分野の各個別計画の検討

市の福祉保健部及び関係部署で構成された「地域福祉庁内検討会議」を開催し、本計画に関連する各部署の取組状況の確認を行うとともに、困難な地域課題の解決に向けて、政策案の検討や、事業化に向けた協議を実施します。また、福祉分野の各個別計画の検討に際しては、上位計画である本計画との整合を図ります。

(3) 「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」及び「米子市社会福祉審議会」の開催

「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」を開催し、計画の取組状況や地域福祉の推進に向けた方向性について評価・検討を行います。また、重要な課題等について、より深い検討が必要な場合は、適宜「米子市社会福祉審議会」の審議に付します。計画の進捗状況については、市議会へ報告し、施策の改善につなげます。

なお、「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」及び「米子市社会福祉審議会」の議論の内容は、市ホームページで公開します。



2 P D C A サイクルによる進行管理

本計画の進行管理に当たっては、P (Plan : 計画)・D (Do : 実行)・C (Check : 点検)・A (Action : 見直し) を繰り返し行う「P D C A サイクル」を取り入れ、毎年度計画の進捗状況の点検、施策の効果の検証を行うとともに、新たな課題を把握し、必要に応じて効果的に計画の見直しを図っていきます。

